

第2章 契約・流通小委員会

第2章 契約・流通小委員会

第1節 著作権等管理事業法の見直しについて

1 はじめに

昭和14年以来長い間著作権の集中管理について規制してきた「著作権に関する仲介業務に関する法律」(以下「旧仲介業務法」という)は、著作権等管理事業法(以下「管理事業法」という)が平成13年10月から施行されたことに伴い、その役目を終え廃止された。

旧仲介業務法は、規制対象を小説、脚本、音楽(楽曲、歌詞)に限定していたものの、業務実施の許可制を通じて、事実上同一分野の仲介業務団体を1又は2に限定した上で、使用料は認可制とし、政府の強い規制により著作物の利用秩序を形成してきたところである。

これに対し、管理事業法はこの考え方を改め、規制対象を全分野の著作権及び著作隣接権の一任型の管理事業にするとともに、事業実施の登録制、使用料規程の届出制などを導入し、新規の著作権等管理事業者(以下「管理事業者」という)の参入を認めた上で、一定の緩やかな規制を行うこととした。

このように管理事業法は、著作権等の集中管理の分野に新しい秩序を導入しようとするものであるところから、管理事業法附則第7条では、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」としている。

本小委員会では、このような状況を踏まえ、管理事業法の施行状況の検証とその見直しの必要性について検討を行った。検討に当たっては、関係者や一般国民から意見募集を行い、平成16年8月16日から同年9月30日まで行った意見募集の内容及び管理事業の現状を踏まえ、検討課題を整理した上で、検討を行った。

検討結果については「著作権管理事業法の見直しに関する報告書(案)」としてまとめ、平成17年9月8日に文化審議会著作権分科会に報告した。さらに、同報告書案について意見募集を行い(平成17年9月8日から同年10月7日)、その結果を踏まえ、再び本委員会にて検討を行った。検討の結果は以下のとおりである。

なお、本文中の「意見募集の内容」欄は、2回の意見募集の内容を踏まえ記述した。

2 著作権等管理事業の現状について

(1) 著作権等管理事業者の登録状況

平成13年10月1日より管理事業法が施行され、平成17年12月1日現在で、37の事業者が登録を受けている。

管理事業法施行以前は、旧仲介業務法に基づき業務実施の許可を得ていた団体は、(社)日本音楽著作権協会、(社)日本文芸著作権保護同盟、(協)日本脚本家連盟、(協)日本シナリオ作家協会の4団体であった。

管理事業法施行後、管理事業は登録により実施できるようになったので、約4年の間に管理事業者として登録を受けた事業者は、44事業者となり、このうち管理事業の承継を受けた事業者が3、管理事業を廃止した事業者が6、文化庁の取消し処分を受けた事業者が1となっている。

このうち、音楽の著作権を管理する者は、旧仲介業務法の時代は(社)日本音楽著作権協会のみであったが、管理事業法の施行後、同協会以外に7事業者が登録を行っている。

また、文芸作品、脚本、学術論文などの言語の著作物を管理する者は12事業者であり、このうち文献複写について登録を受けている者は3事業者である。なお、文芸作品の著作権を管理していた(社)日本文芸著作権保護同盟は、作家などの著作権保護やその管理をより強固なものとするため、その事業を(社)日本文芸家協会に承継し、解散している。

新たな著作物の取扱い分野として、美術や写真の著作物を管理する者は14事業者となっており、実演やレコードの著作隣接権を管理する者は2事業者である。

(2) 事業の実施状況

管理事業者は、登録の後、実際に事業を行うためには管理委託契約約款及び使用料規程を制定し、あらかじめ文化庁長官へ届出の必要があり、現在、29の事業者がこの届出を行っている。

なお、管理事業者の平成16年度事業報告によると、報告書を提出している22事業者の総使用料徴収額は、約117,988百万円であり、そのうち94.6%は音楽の使用料となっている¹²⁸。また、文芸などの言語の著作物については、全体の約3.0%、その他の分野については、2.5%に満たない状況となっている。

¹²⁸ 音楽の内訳：(社)日本音楽著作権協会 110,807百万円(99.25%)、その他 840百万円(0.75%)

(3) 著作権等管理事業者への指導・監督の状況

平成16年度より、管理事業法第19条第1項に基づく報告徴収権限に基づき、毎年、事業年度経過後3月以内に、管理事業の実施に関する報告書の提出を求めている。平成16年度分については、既に22業者から報告を受けている¹²⁹。

また、平成16年度より、管理事業法第19条第1項に基づく立入検査を定期的実施することとし、管理事業に関し法令違反がないかを中心に検査を行っている。平成16年度は音楽関係の4つの管理事業者（(社)日本音楽著作権協会、(株)イーライセンス、(株)ジャパン・ライツ・クリアランス、(株)アジア著作協会）について実施している。

さらに、業務の実態のない管理事業者の整理であるが、まず、(株)サイバーポリスについては、管理委託契約約款及び使用料規程の提出がなく、登録後1年以上事業を実施していなかったこと等を理由として、管理事業法第21条第1項及び第2項の規定に基づき平成17年2月8日付けで、登録の取消し処分を行っている。

また、登録後管理委託契約約款及び使用料規程の提出のない管理事業者に対し、平成16年8月17日と平成17年2月7日の2回、早期の提出を促す文書を送付しており、提出のない管理事業者については、必要に応じ事情を聴取するとともに、提出のないことに相当の理由がない管理事業者については、廃業届の提出を要請した。

最後に、管理事業者には、例年、年度末に管理事業に必要な知識の向上を目的として講習会を実施している。この講習会では、文化庁からの指導・監督にかかる通知事項の説明の他に、管理事業者が業務上必要とされる管理事業法や著作権法など関係法令の内容について併せて講義を行っている。

3 著作権等管理事業法見直しに関する検討課題と検討結果について

(1) 規制の対象となる事業の範囲

①非一任型の管理事業に対する規制について

ア 現行制度の概要等

現行法は、著作権等の管理を使用料額の決定権限が管理事業者にあるのか、それ

¹²⁹ 事業者数の内訳：平成16年2月決算2，3月決算18，5月決算1

とも委託者に留保されているのかによって、前者を一任型管理、後者を非一任型管理と区分した上で、規制対象は一任型の管理事業のみとしている。

非一任型の管理事業については、旧仲介業務法の時代から、音楽（特に映像作品への利用）、文芸作品、美術作品、実演、レコードなど多くの分野で実施されており、特に問題も生じていなかったことから、管理事業法の制定の際には、許諾条件の中で最も重要な使用料の額を委託者が決定することは、著作権者等による自己管理¹³⁰と同視し得る管理という理由で規制の対象としていない（法第2条第1項）。

なお、現状では、例えば文芸作品の分野では、同じ利用形態について一任型の管理事業者と非一任型の管理事業者が併存している。また、例えば脚本の分野においては、同一の管理事業者において、ある利用形態は一任型によって、またある利用形態は非一任型によって管理するというように、同一の管理事業者が一任型の管理事業と非一任型の管理事業を兼業することも行われている。また、例えば、音楽や文献複写の分野では、同一の利用形態について、一任型の管理と非一任型の管理が混在している管理事業者もある。

イ 意見募集の内容

現行制度においては、同一分野においても、管理事業法の規制を受ける一任型の管理事業者と規制を受けない非一任型の管理事業者が混在することになり、著作物等の円滑な流通を阻害することになるので、非一任型の管理事業についても規制の対象にすべきであるとの意見があった。また、同一の管理事業者が行う非一任型の管理の兼業についても同様の意見があった。

一方で、規制について消極的な意見もあり、この中には、ガイドラインを設ける等して一任型、非一任型の定義を明確化すべきという意見があった。

ウ 検討の結果

同一分野において、一任型の管理事業と非一任型の管理事業が混在することについては、

- ・相当程度の著作権者から著作権の管理の委託を受けているにもかかわらず、非一任型の管理であるということで登録をしていない民間事業者が存在しているが、使用料が明確でなく利用者が不便を被っており¹³¹、また規制を受けてい

¹³⁰ 自己管理には、著作権者自ら著作物の許諾その他の管理を行う場合と、事業者が著作者から著作権の譲渡を受けて許諾その他の管理を実施する場合とがある。後者の例としては、著作者から著作権の譲渡を受けて事業を行う音楽出版者がある。

¹³¹ 特に教科書に準拠した学習参考書等や大学入試問題等の試験終了後の利用（例えば問題集としての出版）の分野については、そこで使われている著作物に代替性がないので、非一任型の事業者から高額の使用料を求められると、利用者に対応に苦慮する場合があるとの指摘がある。

る管理事業者との適正な競争が出来ない事態が生じている

- ・非一任型の管理事業を実施していると称して、実際には一任型の管理事業と類似の形態で業務を行う事業者が出現する可能性がある
- ・一任型の管理事業者が非一任型の管理事業を兼業する場合、例えば、音楽の放送、通信カラオケ、ネット送信のように使用料を包括的に支払うことを前提にビジネスモデルが構築されている場合に、突然「この音楽は非一任型の管理なので、別途使用料を徴収する。」といわれる可能性がある

などから、円滑な著作物等の流通を阻害するのではないかという意見があった。

しかし、一方で、

- ・管理事業者が非一任型の管理事業を営むことは、非一任型の管理についても許諾権限は当該管理事業者にあるので、一つの著作物等についての多様な利用の手続き窓口が集中化し、著作物の利用の円滑化に資していると評価できる（例えば、非一任型の管理の兼業を規制すると、規制をきらう権利者が自己管理や非一任型のみで管理事業者を選択する可能性がある）
- ・権利者の選択の自由の確保などを目的として、規制緩和の方向でできた管理事業法の制定趣旨を考えると、非一任型の管理に問題があるというだけで規制を強化しようという結論を出すのは、制度論としてはおかしいのではないか
- ・非一任型の管理事業は多くの分野で多数の事業者（多くの場合小規模事業者）が存在すると思われるので、仮に全てを規制するとなると、かなり大きな影響があるのではないか
- ・利用者側から両者の区別が分かりにくいという意見については、個々の管理事業者の利用者サービス（例えば、積極的な情報公開）の問題でもあり、それを促すために、文化庁が問題のある管理事業者については、適切な指導助言を行うことによって、ある程度解決できるのではないか

など非一任型の管理事業を規制対象に含めることについて慎重な意見があった。

本委員会としては、一部の分野でその弊害が現れていると指摘する意見もあるが、

- ・非一任型の管理事業の実態が十分把握されておらず、同一の分野において異なる管理方法を行う事業者が混在することや同一の管理事業者が非一任型の管理事業者を兼業することによる具体的な弊害が検証されていないこと
- ・非一任型の管理については、旧仲介業務法の時代から実施されている業務方法であり、当時規制の対象であった小説、脚本、音楽（歌詞・楽曲）の分野においても事実上規制が行われていなかった経緯もあるので¹³²、規制対象の拡大の

¹³² 旧仲介業務法は、一任型の管理か非一任型の管理かを問わず、信託、代理及び媒介による管理を規制していたが、例えば小説を取り扱う翻訳エージェントが行う非一任型の管理は事実上規制されていなかった。また、文化庁長官から業務許可を得た仲介業務団体においても、非一任型の管理の存在を認め、例えば音楽の映像作品

必要性については、政府の規制緩和政策の考え方も踏まえながら、慎重に対応する必要があること

- ・仮に非一任型の管理事業を規制するとした場合、規制の方法によっては、広範な事業者に規制を拡大したり、管理事業者が非一任型の管理事業を行えなくなったりすることにもなり、かえって円滑な利用を阻害する可能性もあるので、その方法については慎重な検討が必要になること

などから、少なくとも現状においては、制度改正の必要性は認められないと考える。

なお、利用者側から、事業者の業務の実態に照らして、それが一任型の管理か非一任型の管理か判断しにくいとの意見もあることから、文化庁は具体的な例などを盛り込んだ法解釈に関するガイドラインを作成し、事業者側及び利用者側に提供していく必要があると考える。

また、一任型の管理事業を行っているにもかかわらず非一任型の管理事業者であるとして文化庁長官の登録を受けないのは、管理事業法違反として、同法第29条により罰則の対象となることから、仮にそのような事業者が存在するとすれば、文化庁は当該事業者から事情を聞くなどして実態の把握に努め、適切な措置を講じる必要がある。

②特定分野における管理事業者の一元化について

ア 現行制度の概要

管理事業法では、あらゆる著作物等のあらゆる利用区分について、信託、代理又は取次により一任型の管理事業を実施することは、文化庁長官への登録を行いさえすれば、誰でも行うことができることになっており、出版物の複写や音楽の演奏等の分野のように、単一又はごく少数の団体により管理される方が効率的な管理を実現できるといわれる分野について、特に法律上の参入制限は設けていない。

イ 意見募集の内容

文献複写の分野については、現在（社）日本複写権センターなど3つの管理事業者が存在し、一任型の管理事業と非一任型の管理事業が混在していることなどから、利用の円滑化を図るために、管理事業者の一元化を望む意見があった。また、社交場、飲食店、旅館、ホテル等の分野における音楽の演奏の管理についても、利用の円滑化の観点から同様の意見があった。更に、特定分野における管理事業者の窓口の統一や情報の一元化によって対応できるという意見があった。

への利用については、使用者と協議の上使用料規程に定めた額と異なる額を徴収することを認めていた。

ウ 検討の結果

文献複写の分野については、各事業者が管理対象としている著作物や管理方法に違いがあるものの、例えば、企業等の内部利用のための複写については、国内権利者の著作物は(社)日本複写権センターが、また、米国の複写権管理団体であるCCC(Copyright Clearance Center)の管理する著作物は有限責任中間法人学術著作権協会が管理するという事実上の業務分担が行われている。また、企業等が外部に提供するための複写については、(株)日本著作出版権管理システムと有限責任中間法人学術著作権協会の2団体が業務を行っている。

このように、文献複写の分野については、複数の管理事業者が業務を行っているものの、現状ではある程度の秩序のもとに行われており、そのことが円滑な利用を著しく阻害しているとはまではいえない。

また、音楽の演奏についても、演奏権の管理には、大きな組織力とかなりの管理コストが必要なところから、現状では(社)日本音楽著作権協会だけが管理事業を行っている。

以上の点から、現状ではこれらの分野について一般の分野よりも厳しい規制をする必要が認められず、制度改正の必要はないと考える。

なお、規制の強化により、管理事業者の一元化を図るのではなく、管理事業者側の方で、利用者側の利便性に配慮した契約システムを構築することで対応していくことは大変重要なことである。例えば、どの管理事業者がどのような著作物等を管理しているかが利用者側から理解しやすい仕組の構築、複写実績報告などの関連業務の統合など、情報の透明性の確保や管理事業者間の業務協力の強化などによりある程度対応できる問題であると考えられる。

(2) 適格性を欠くと思われる管理事業者への対応

①登録要件の強化等について

ア 現行制度の概要

著作権等管理事業法は形式審査による登録制度を採っており、また登録要件自体も新規参入を容易にするという観点から必要最小限度のものとなっている(法第6条)。

イ 意見募集の内容

- ・事業を行うノウハウ等を有していない管理事業者も散見されるため、他人の財

産を管理する能力のない者による登録を認めないという観点から、現在の登録要件を強化又は登録手続を厳格にすべきである¹³³

- ・ 登録をして一定期間経過後も、管理委託契約約款及び使用料規程を文化庁に届け出していない管理事業者が存在していることから、登録時又は登録後一定期間内の届出を義務化すべきである。
- ・ 実態をとまなわない管理事業者をとりしめるため、登録取消、抹消の手続きについても厳格化すべきである。

などの意見があった。

ウ 検討の結果

形式審査権しかない登録制度を維持する限り、登録申請時に管理事業者の実態に立ち入って審査を行うのは難しいので、当面は、実態面で問題のある管理事業者について、文化庁は管理事業法第19条、第20条及び第21条の指導監督に関する運用基準を定め、これに基づき厳正な指導監督を行うことで対応すべきと考えられる。

例えば、文化庁長官は管理事業法第21条第2項の規定に基づき、登録から一年以内に管理事業を開始せず又は引き続き一年以上管理事業を行っていないと認められる事業者の登録を取り消すことができることとなっている。

この登録の取消処分については、現状でも登録から一定期間経過後も管理委託契約約款及び使用料規程を文化庁長官に届け出していない者が存在しており、また今後は、一旦管理事業を開始したものの途中で事業を休止し相当期間管理事業を行っていないと認められる者も現れると思われるので、積極的に活用すべきである。

登録要件の追加に関しては、現状では直ちに要件を追加すべき状況であるとは考えないが、引き続き管理事業者の実態を注視していく必要がある。

(3) 管理事業者に対する規制

①管理事業者の役員の兼職について

ア 現行制度の概要

現行制度は、管理委託契約約款の作成・届出義務、また管理事業者の応諾義務、使用料規程の制定に関する利用者団体からの意見聴取努力義務や指定管理事業者に

¹³³ 例えば、信託業法では、免許・登録の要件として、①資本要件、②人的要件、③保証金の供託、等の要件を課しており、他人の財産を管理等するにふさわしくない者の参入を排除している。

おける協議・裁定などの措置により、管理事業者の不当な権利行使には一定の歯止めがかけられていることを考慮して、管理事業者の役員の兼職について特段の規制を設けてはいない。

イ 意見募集の内容

本来競合すべき同一の分野において、ある管理事業者の役員が他の管理事業者の役員を兼務している例が見られ、公正な事業が行われるかどうか疑義があるので、管理事業者の役員の兼職のあり方等について再検討すべきである旨の意見があった。

ウ 検討の結果

意見募集における指摘のとおり、例えば文献複写の分野で、ある管理事業者の役員が別の管理事業者の役員を兼務している実態があるが、これは社団法人である管理事業者の構成団体が別の管理事業者であることから生じた事態であり、やむを得ない状況と考えられる。

確かに、例えば、役員の兼務を認めると同一分野の管理事業者が話し合いをして、一斉に使用料を値上げするなどの弊害も考えられないことはないが、こうした取引については、独占禁止法で一定の規制が行われることなどを考えると、特に管理事業法において制度改正を考慮するような状況には至っていないと考えられる。

②届出事項の変更届出期間の緩和について

ア 現行制度の概要

管理事業者は、管理事業法第7条の規定に基づき、文化庁長官に提出した登録申請書の記載事項に変更があった場合はその旨を2週間以内に届け出なければならないこととされている。

イ 意見募集の内容

管理事業者が登録事項の変更の届出を行う場合の添付書類として、必要に応じ、変更の事実に係る登記事項証明書が求められるが、変更の決定から変更の登記を行い文化庁に届け出るために要する時間が実務上2週間を超えてしまう場合が少なくないことから、管理事業者からは、2週間の期間を遵守することが困難であるとの意見があった。

ウ 検討の結果

管理事業法施行規則第8条第2項では、添付資料として「登記事項証明書又はこ

れに代わる書面」を求めていることから、文化庁は、法人である管理事業者が2週間以内に登記事項証明書を準備することが困難な場合には、登記事項証明書に代わる書面として、例えば、総会の議事録等を認めるよう運用を変更すべきである。

③管理事業者の守秘義務について

ア 現行制度の概要

管理事業法上特段の規定は設けられていない。

イ 意見募集の内容

管理事業者は、利用許諾の条件として、利用者から利用実績に係る情報の提供を受けるが、この提供情報の中には利用者にとって他の利用者等に知られたくない営業上の秘密も含まれている。このため、利用者から、管理事業者に守秘義務を課し、利用者から得た情報の目的外使用を禁止することを管理事業法上に明定すべきとの意見があった。

ウ 検討の結果

一般に法人の役員は、当該法人に対し、善良の管理者としての注意義務（民法第644条）を課されており、事業上得た秘密を外部にもらしてはいけない守秘義務があると考えられている。また、従業員についても、労働契約上生じる義務として守秘義務が課されていると考えられている。

また、利用者側でより高度な守秘義務が必要であると考えれば、利用許諾契約の際、その旨の契約をすれば、ある程度対応できる。更に、外部にもらされては困るとする情報が、不正競争防止法上の営業秘密に該当すれば、同法により民事上、刑事上の措置を求めることができる。

以上の点から、現時点ではこの問題は管理事業法固有の問題とは考えられず、管理事業法による規制の必要性は現時点では認められないが、文化庁においては、管理事業者講習会の場合等を通じて、情報保護法制等に関し情報提供をしていく必要がある。

④管理している著作物等に関する情報提供について

ア 現行制度の概要

管理事業者は、管理事業法第17条に基づき、著作物等の題号、名称その他取り扱っている著作物等に関する情報及びその著作物等ごとの取り扱っている利用方法

に関する情報を利用者に提供するように努めなければならないことになっている。

なお、現行法が努力義務規定となっているのは、特に新規事業者のような人的・物的資源に欠ける事業者に提供義務を課すのは負担が大きいこと、また既存の管理事業者によっては、作品毎に委託する方法を採用しておらず、管理している著作物等を具体的に把握していない場合もあることなどからである。

イ 意見募集の内容

管理事業者が管理している著作物等の情報を提供しないので、事前に管理事業者間の権利競合等を確認できない、管理事業者が利用者に包括契約を要求しながら情報提供しないので契約できないなどの弊害が生じているので、現行法の努力義務規定を義務規定にするよう求める意見があった。

ウ 検討の結果

利用者側から見れば、各管理事業者が管理している著作物の題号やその利用方法が常に明らかになっていることが望ましいのはいうまでもない。

しかしながら、現行法が努力義務とした理由にも示されているとおり、例えば、データベースの作成など情報提供システムを整備するコストに全ての管理事業者が耐えられるかどうか、また、著作物等や利用区分の特性、管理事業者の管理方法等に応じ、どの程度の情報提供が必要かなどについては、管理事業者の実態をもう少し見極める必要があるところである。

なお、管理事業者は管理著作物が多くの利用者に利用され、それに応じた手数料収入増を事業実施の目的としているので、そのために、管理事業者は「顧客」である利用者に対し、「商品」である管理著作物等の情報を積極的に提供することは、ある面では管理事業者として当然のことでもある。意見募集における意見は、新規参入事業者についての意見がほとんどであるところから、もう少し長い期間で実態を見ると、事業者間の競争関係を通じ、一定の秩序形成が行われることが考えられる。

以上のとおり、現状では、直ちに制度改正をすべき状況ではないが、特に音楽の分野では混乱が生じているとの指摘もあることから、当面は、文化庁で情報提供の方法についてガイドラインを設けるなどして、各事業者が情報提供を積極的に進めるよう指導・助言をしていくことが重要と考える。

⑤管理権限の開示義務について

ア 現行制度の概要

管理事業法上、管理事業者は、利用者からの求めに応じて、著作物等に関する管理権限（著作権者と委任契約又は信託契約を交わしている事実）を明らかにする義務は課されていない。

イ 意見募集の内容

利用者側からは、特に新規参入管理事業者の場合、当該事業者に対する信頼性がないので、当該管理事業者から許諾申請の求めがあっても、本当に許諾権限があるかどうか分からないので、管理事業者に対し利用者の求めに応じて著作物等に関する管理権限を明らかにする義務を課すべきであるとの意見があった。特に外国楽曲については、利用者自らが委託者（著作権者）に確認することが困難であるとしている。なお、利用者側からの意見の中で、管理権限の開示に応じない管理事業者に対して使用料の支払いを保留したところ、当該管理事業者から提訴され、現在裁判中であるという事例が紹介された。

ウ 検討の結果

基本的には、情報提供の義務化の場合と同様、事業者間の競争関係を通じ、利用者側からの信頼を得られない管理事業者は整理されていくと考えられるので、管理事業者の実態をもう少し見極める必要があり、直ちに制度改正すべき状況ではないと考えられる。

なお、この問題についても、情報提供の義務化の場合と同様、特に音楽の分野でこのような実態が見られるとの指摘がある。また、著作物等には代替性が低いものが多いが、特に映像作品に使われている原作、脚本、音楽、実演等については、原則として代替性がないので、映像作品を二次利用する場合、管理権限があるかどうか疑わしい管理事業者から許諾申請を求められても、著作物等を差し替えることもできず、円滑な利用が阻害される可能性があるとの意見もある。したがって、当面は文化庁でガイドラインを作成し、管理事業者に対する指導・助言を行っていくことが必要である。

⑥管理委託契約約款・使用料規程のインターネット公示について

ア 現行制度の概要

管理事業者は、管理事業法第15条の規定に基づき、管理委託契約約款及び使用料規程を公示しなければならない。

公示の方法は、管理事業法施行規則第18条において、

（ア）事業所における掲示

- (イ) インターネットによる公開
- (ウ) その他公衆が容易に了知しうる手段

のいずれかの方法によることとなっている。

イ 意見募集の内容

利用者側から、事業所における掲示のみの方法で公示している管理事業者の管理委託契約約款及び使用料規程の内容確認が煩雑であることから、全ての管理事業者に対し、インターネットによる公示を義務付けるべきとの意見があった。

ウ 検討の結果

インターネットによる管理委託契約約款等の公示は、利用者の閲覧に要する時間的制約、距離的制約を軽減することになり、利用の円滑化に資するところである。インターネットを活用し情報の提供を行うことは、あらゆる業種の事業者に普及しつつある。管理事業者においてもできるだけインターネットを利用した情報提供を進めるよう努力する必要があるが、文化庁もその方向で講習会等の様々な機会を通じて管理事業者へ指導助言すべきであるが、情報伝達手段の開発普及は急なものがあるので、公示の方法を特定的手段に限定するような、制度改正は必要ないと考える。

なお、管理事業者がインターネットによる公示を行うまでの経過措置として、このような事業者の使用料規程等については、現在文化庁が実施しているインターネットによる管理事業者の情報提供欄中で公表¹³⁴することにより利用者の便を図ることを検討すべきと考える。また、これに関連して、文化庁は管理事業者に係る様々な情報について積極的に公表するよう努力する必要があると考える

(4) 使用料規程，協議・裁定制度

①使用料規程の制定・変更時の意見聴取の義務化について

ア 現行制度の概要

管理事業者が利用者から徴収する使用料額を定める使用料規程は、基本的には管理事業者自身が決めることになっている(法第13条第1項)。

しかしながら、商品の価格等と異なり、使用料には原価がよくわからないものが多いなどの使用料の特殊性を考慮し、使用料の制定、変更に当たっては、利用者又は利用者団体から、あらかじめ意見聴取をするよう努めなければならないことにな

¹³⁴ 文化庁は、ホームページにて、著作権等管理事業者登録原簿を公表しており、登録に係る届出事項を閲覧することができる。<http://www.bunka.go.jp/ejigyouscript/ipkenselect.asp>

っている（法第13条第2項）。

なお、現行法が努力義務となっているのは、管理事業者の中には小規模で利用者への影響が極めて小さい事業者もいることが想定されることや、使用料規程の内容に対する意見を申し述べることができる利用者又は利用者団体が存在しない場合も想定されること等を踏まえてのものである。

また、管理事業者が使用料規程を文化庁に届出する際には、意見聴取に努めたことを疎明する書面を添付することになっており（規則第14条）、添付された書面の内容から意見聴取努力義務を充分つくさなかったと認められると、文化庁長官は、著作物等の円滑な利用を阻害すると認定し（規則第15条）、使用料規程の実施禁止期間を、当初の届出から30日以内から最大3ヶ月まで延長することができるようになっている（法第14条）。

イ 意見募集の内容

利用者側からは、管理事業者が使用料規程を制定するときは、一般国民を含めた広範囲な利用者の意見を聴取するようにすべきである、利用者又は利用者団体の意見は必ず聴取しなければならないようにすべきである、使用料規程に関する協議・裁定制度を指定管理事業者以外の全管理事業者にも拡大するべきである。代替性のない著作物の利用等、特定の分野において意見聴取を義務化すべきであるなどの意見があった。

ウ 検討の結果

利用者側にとっては管理事業者の使用料の額がどの程度になるかは最大の関心事であり、出来るだけ管理事業者の使用料額の決定に関与したいと考えるのは理解できる。そのため、管理事業法では、使用料規程の届出制、使用料規程作成時の意見聴取努力義務、使用料規程の実施禁止期間の設定と実施禁止期間の延長制度、大規模事業者である指定管理事業者の使用料規程に関する協議・裁定制度などを整備しており、管理事業者の著しく高額な使用料の設定には一定の規制が定められているところである。

先述したように管理事業法では、管理事業者の使用料規程は届出制とし、基本的には、事業者間の競争を通じ市場原理により適切な額に収斂するという考え方を採用しているところから、これ以上管理事業者に過度な義務を課すことは、この基本原則の大幅な変更にもなりかねず、適当ではないと考える。

なお、現行法においても、意見聴取努力義務規定違反や、管理事業者が著しく高い使用料を設定した場合は、文化庁は使用料規程の実施禁止期間の延長命令等によ

り、管理事業者に対し是正措置を求めることができるので、文化庁が現行法の適切な運用を行うことで一定の対応ができると考える。

②指定管理事業者の使用料規程に関する協議・裁定制度について

ア 現行制度の概要

管理事業法では、事業者間による適切な競争が期待できない大規模管理事業者が存在する場合は、当該管理事業者を指定管理事業者に指定し、指定管理事業者が使用料規程で定めた利用区分における利用者代表との使用料規程に関する協議の制度及び協議の不調に終わった場合の文化庁長官による裁定制度を設け、これを通じて適正な使用料額の形成を図る制度となっている（法第23条、第24条）。

イ 意見募集の内容

利用者側からは、利用者代表が存しない利用区分は、指定管理事業者と利用者代表との使用料規程に関する協議・裁定制度が活用できないので、この問題を解消してほしい、利用者代表以外の利用者の意見が反映できるようにしてほしい、利用者団体等との協議が円滑に行えるよう指定している利用区分の細分化ができるようにしてほしいなどの意見があった。

ウ 検討の結果

多くの指定管理事業者は、旧仲介業務法の時代に文化庁長官から許可を得て業務を実施していた団体であるところから、使用料規程を定めるに当たっては、従来から利用者団体と十分協議をし、合意又はほぼ合意された規程案が申請され、文化庁長官によって認可されるという実態があった。

このことから、管理事業法の施行後も何回か指定管理事業者から使用料規程の変更の届け出があったが、いずれの場合にも事前に利用者代表(利用者代表が存在しない場合は関係の利用者団体)と十分協議したものであり、裁定制度が実行されるという事態には至っていない。

また、利用者代表の問題であるが、管理事業法では指定管理事業者に利用者代表の求めに応じ使用料規程に関し協議を行う義務を課しているが、利用者側がこの制度を有効に活用するためには、利用者側も利用者代表と称する組織を作るために努力する必要がある。また、利用者側には様々な意見があると思われるが、それらの意見を集約し利用者側として1つの意見にまとめるよう努力することも利用者代表に課せられた義務である。

なお、指定管理事業者としての指定は、管理事業者の使用料規程上の利用区分に

基づき行うこととなっているが（法第23条第1項）、指定管理事業者は、利用者団体の意見を踏まえ、合理的と判断される場合には、利用区分を利用実態に適合するよう変更していく必要がある。

更に、管理事業法上、文化庁長官は管理事業法第23条第1項括弧書の規定に基づき、著作物等の利用の状況を勘案し利用区分を細分化した方が合理的であると認めるときは当該細分化した利用区分において指定管理事業者を指定することが可能であるので、利用区分が利用実態に適合しておらず、著作物等の円滑な利用の妨げとなっている場合であって、管理事業者に利用区分変更の意思が無い場合には、文化庁が法律で認められた権限を適切に行使することで、これを改善することができると考えられる。

以上の点から、現状では、制度改正の必要性はないと考えられる。ただし、文化庁は、協議・裁定制度が円滑に機能するよう、指定管理事業者に対しては、利用実態の変化に沿った使用料規程上の利用区分の見直しや、利用者側に対しては利用者代表としての組織化や運営のあり方について、指導助言を行っていくことが必要である。

（5）その他

①包括利用許諾に係る使用料のあり方について

ア 現状

音楽の著作物の放送や演奏、通信カラオケ、インタラクティブ送信等の分野では、管理事業者が管理している全部の著作物の利用を認める包括許諾契約が一般的である。

旧仲介業務法の時代は、利用者は、音楽の著作物に関する唯一の仲介業務団体である（社）日本音楽著作権協会と包括許諾契約を交わし事業を行っていたが、管理事業法施行後、音楽の著作物を管理する管理事業者が新たに参入したことを受け、複数の管理事業者と同一の利用方法について契約を結ばなければならなくなっている。なお、管理事業法では包括的利用許諾契約に関し、特別の規定をおいていない。

イ 意見募集の内容

新規参入の管理事業者から利用許諾契約の締結を求められる結果、旧仲介業務法の時代よりも管理事業者に支払う音楽著作物の使用料額の総額が増加するおそれがあるので、関係者間で使用料額を調整する仕組みが必要である、包括的利用許諾契約

の存在が参入障壁になって、新規の管理事業者が参入しにくくなるなどの点から、包括利用許諾契約のあり方の見直しを求める意見があった。

ウ 検討の結果

旧仲介業務法の時代であっても、(社)日本音楽著作権協会が包括許諾を与えられるのは同協会が管理している作品だけであり、同協会の管理作品以外の作品を利用する場合には別途著作権者から許諾を得る必要があるという点では、現在と変わりはない。

しかしながら、このような分野の包括的利用許諾契約については、管理事業法の施行前から実施されており、使用料規程の制定の際の関係利用者団体との協議に当たっては、新規参入の管理事業者の存在を考慮せずに、協議が行われてきたことも事実である。

したがって、この問題は法制度の問題ではないと考えられるが、指定管理事業者においては、利用者における管理作品の利用実績の推移等を把握した上で、例えば、管理作品の利用比率の低下に合わせて、使用料額の再考を行うなどの配慮が必要であろう。また、利用者側においては、このような客観的データの収集に努め、必要であれば、管理事業法上の協議・裁定制度を活用するなどして、問題の解決に努める必要があると考える。

なお、この問題について、管理事業者間で使用料額の調整を行うことを求める意見もあるが、そのような調整は、独占禁止法の問題があると考えられるので、適当ではないと考える。

②その他

その他の問題についても、意見募集において様々な意見のあったところであるが、現時点においては特に制度改正を必要とする事項はなかった。

4 まとめ

管理事業法は、施行から4年を経過したところであるが、新規の管理事業者も参入し、同一分野において複数の管理事業者が存在する状況も生まれ、著作権者等の選択の幅が拡大し、また潜在的な競争環境が旧仲介業務法時代からの管理事業者にも影響し、管理手数料の引下げ等のサービスの向上や経営面での改善が見られるとの前向きな評価がある。

他方で、意見募集の結果からは、同一分野に管理事業者が複数存在することによ

る許諾手続きの複雑化、信頼度の低い新規参入事業者の存在などの旧仲介業務法に基づく秩序の変更に伴う戸惑い等もあると思われ、特に利用者側からは規制の強化を求める意見が多く見られた。

これは、管理事業法が施行から4年しかたっておらず、管理事業者の実績や事業者間の競争の効果がまだ現れておらず、利用者側から見て信頼度が高い管理事業者とそうでない管理事業者の峻別等がはっきりしないことや、管理事業法に基づく新しい利用秩序がまだ定着していないことから、旧仲介業務法に基づく利用秩序との比較でしか現状を評価できないことなどが原因と考えられる。

以上の点を踏まえ、管理事業法附則第7条に基づく、同法の見直しに当たり、以下のとおり提言をする。

ア 管理事業法に対する意見募集の結果を踏まえ、検討事項を整理し、検討した結果、直ちに管理事業法を改正し対応すべき事項はない。ただし、非一任型の管理事業の規制、管理事業者の役員の兼職、管理事業者の守秘義務、管理著作物等の情報提供、管理権限の開示義務及びインターネット公示については、管理業務の実態をよく調査するとともに、ある程度の期間を経た段階で、改めて制度改正について検討する必要がある。

イ 法改正事項はないものの、特に利用者側の意見から、現行法の厳格な運用が求められており、これに応じて文化庁は管理事業者への指導監督を的確に実施していくことが必要である。具体的には、定期報告徴収及び定期立入検査、管理事業者向けの講習会など現在実施している施策については、内容の充実を図った上で今後も継続していくことが重要である。また、相当期間にわたり管理委託契約約款や使用料規程の未提出の管理事業者及び事業の実態がないと思われる管理事業者については、業務の実態をよく調査した上で、廃業届の提出を求めたり、必要に応じ、登録の取消処分を行うなど、適切な監督を行う必要がある。

ウ さらに、アで指摘した課題については、制度改正の検討とは別に、文化庁はガイドラインを策定するなどして、適切な管理事業が実施されるよう管理事業者に対する指導・助言を強化していく必要がある。

エ 最後に、届出事項の変更届出期間の緩和や管理委託契約約款・使用料規程のインターネット公示については、現行法の枠内で対応可能と考えられるので、文化庁はその手続の改善等に配慮すべきである。

著作権等管理事業者の概況について

1. 著作権等管理事業者の登録事業者数（平成17年12月1日現在）
37事業者（うち、管理委託契約約款及び使用料規程届出事業者数：29事業者）

（年度毎の推移）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
登録数	21 *1	8	9	2	4
廃止数	0	0	1	6	0

2. 著作権等管理事業者の事業実績（平成16年度*2）

- (1) 使用料徴収額総額 約117,988百万円
(2) 管理手数料総額 約15,720百万円
(3) 分野ごとの主な管理事業者の使用料徴収額の比較

【音楽】

(百万円)

管理事業者名	使用料徴収額
(社) 日本音楽著作権協会*3	110,807
(株) ジャパン・ライツ・クリアランス	362
(株) イーライセンス	341
(株) ダイキサウンド	20
(株) アジア著作協会	117
計	111,647

【美術】

(百万円)

管理事業者名	使用料徴収額
(株) メディアリンクス・ジャパン	9
(社) 日本美術家連盟	1
計	10

〔(有) アートライツ：9月決算〕

〔有限責任中間法人美術著作権協会：9月決算〕

【言語】

(百万円)

管理事業者名	使用料徴収額
(協) 日本脚本家連盟*3	2,629
(協) 日本シナリオ作家協会*3	575
(社) 日本文芸家協会*3	410
(有) リブラ・エージェンシー	3
計	3,617

〔有限責任中間法人教学図書協会：10月決算〕

【言語（複写）】

(百万円)

管理事業者名	使用料徴収額
有限責任中間法人学術著作権協会	562
(社) 日本複写権センター	161
計	723

〔有限責任中間法人日本出版著作権協会実績 約80,000円〕

(注)

- *1 旧仲介業務法により許可を受けた4団体を含む
*2 平成17年8月決算までの22事業者による集計
*3 旧仲介業務団体。(社) 日本文芸家協会は、(社) 日本文芸著作権保護同盟より平成15年10月に事業を承継。

著作権管理事業法の施行状況等に関する意見の整理

(備考)

本資料は、著作権等管理事業法について、施行後三年の施行状況等を踏まえ、必要な見直しの検討を行うため、平成16年8月16日から平成16年9月30日にかけて、文部科学省及び文化庁のホームページ上で著作権等管理事業法の制度及び運用等に関して意見募集を実施し、提出いただいた意見を整理したものである。

(1) 規制対象 (第2条関係)

制度の概要	意見の概要	参考
<p>①管理委託契約 次に掲げる契約であって、受託者による著作物等の利用の許諾に際して委託者が使用料の額を決定することとされているもの以外(※1)のものをいう。</p> <p>ア) 委託者が受託者に著作権等を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託(※2)契約</p> <p>イ) 委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ(※2)又は代理(※2)をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約</p>	<p>(非一任型管理に対する規制の強化)</p> <p>○ 非一任型の事業者にも規制を拡大すべきである。 【(社)日本民間放送連盟】 【(社)情報科学技術協会】(文献複写) 【(社)日本図書館協会】(文献複写) 【個人】</p> <p>○ 管理事業者の範囲を非一任型の事業者にも拡大し、非一任型のみ事業を行う「著作権等運用事業者(仮称)」として登録の対象とし、文化庁の管理下に置くべきである。併せて「著作権管理士」の制度を創設し、登録業者は著作権管理士を置くことを義務付けるべきである。 【個人】</p>	
<p>②著作権等管理事業 管理委託契約(委託者と受託者が人的関係、資本関係等において密接な関係を有するものを除く。(※3))に基づき著作権等の管理を行う行為であって、業として行うもの</p> <p>③著作権等管理事業者 文化庁長官の登録を受けて著作権等管理事業を行う者</p>	<p>(特定分野における管理事業の一元化)</p> <p>○ 出版物の複写権については、事業者又は窓口を一元化すべきである。(医療や科学技術等の特定の分野の文献等に限定した意見を含) 【(社)情報科学技術協会】 【有限責任中間法人日本出版著作権協会】 【(社)日本図書館協会】 【日本製薬団体連合会】 【個人】</p>	<p>文献複写関連の管理事業者 (社)日本複写権センター 有限責任中間法人学術著作権協会 有限責任中間法人日本出版著作権協会 ㈱日本著作出版権管理システム</p>
<p>※1：非一任型の管理事業を除く趣旨 ※2：信託、取次ぎ・代理を対象。媒介は規制なし。 ※3：委託者・受託者間に、人的関係、資本関係等において密接な関係のある契約は除かれる。</p>	<p>○ 企業内部で行われる少数の複写については、分類ごとに一団体とすべきではないか。 【(社)情報サービス産業協会】</p> <p>○ 音楽の著作物の特定の利用(演奏等)については、管理事業者を一元化すべきである。 【(社)全国生活衛生同業組合中央会】 【全国社交飲食業衛生同業組合連合会】 【個人】</p>	
	<p>(利用区分毎の管理の適否)</p> <p>○ 一の著作物等について、利用区分(例えば、放送権、録音・録画権、公衆送信(送信可能化)権)ごとの管理を認めることの適否について検討すべきである。 【日本放送協会】</p>	
	<p>(一任型事業と非一任型事業の分離)</p> <p>○ 一任型事業と非一任型事業を分離すべきである。一任型の事業者は、非一任型の管理委託契約を結んではならないこととすべきである。 【(社)音楽電子事業協会】 【ネットワーク音楽著作権連絡協議会】</p>	
	<p>(その他)</p> <p>○ 大口利用者である放送事業者やレコード会社等が行う著作権管理は、利用促進を損なうおそれがあり、規制が必要。なお、著作者から権利の譲渡等を受けて行う自己管理は、原則禁止とすべきである。 【ネットワーク音楽著作権連絡協議会】</p> <p>○ 管理事業のために著作権等を移転させる必要はないので管理委託契約について、信託契約は禁止し委任契約のみにすべきである。 【個人】</p>	<p>信託により管理事業を行っている事業者数 ：5事業者</p>

(2) 事業の登録等 (第3条～第7条関係)

制度の概要	意見の概要	参考
<p>(登録を受ける義務のある者) 著作権等管理事業を行おうとする者</p> <p>(登録の実施方法) 文化庁長官は、登録を拒否する場合を除いて、登録申請者の事業概要を著作権等管理事業者登録簿に登録しなければならない。登録簿は縦覧に供する。</p> <p>(登録の拒否要件) 以下に該当する者は、登録を受けることができない。 ①法人でない者 ②他の著作権等管理事業者の名称と同じ又は紛らわしい名称を用いようとする法人 ③登録を取り消されて5年を経過していない法人 ④本法、著作権法に違反し、罰金刑に処せられてから5年を経過していない法人 ⑤以下のいずれかに該当する役員がいる法人 イ 成年被後見人又は被保佐人 ロ 破産者で復権を得ない者 ハ 登録を取り消された著作権等管理事業者の当時の役員であった者であって、その取消の日から5年を経過していない者 ニ 禁錮以上の刑に処せられてから5年を経過していない者 ホ 本法、著作権法、プログラム著作物登録特例法、暴力団対策法、刑法、暴力行為等処罰法の罪を犯し、罰金刑に処せられてから5年を経過していない者 ⑥財産的基礎を有しない法人</p>	<p>(登録手続の厳格化) ○ 登録申請時の添付書類に、委託契約款及び使用料規程を含め、登録と同時に又は一定期間内の提出を義務づけるべきである。 【(社)日本音楽著作権協会】</p> <p>○ 管理事業者の登録は、委託契約款と使用料規程の受理を持って完結するものとすべきである。 【(社)情報科学技術協会】</p> <p>○ 登録事業者の中には、管理著作物等の公表、検索等の手段を用意していない者がおり、管理事業者への登録番号付与は、実態のある管理事業開始後とすべきである。 【ネットワーク音楽著作権連絡協議会】</p> <p>○ 適格性に著しい問題がある管理事業者が存在するので、登録要件等を強化し、適格性を確保すべきである。 【(社)音楽電子事業協会】</p> <p>○ 管理事業者の登録を、委託契約を可能とする登録と利用許諾を可能とする登録の二段階とすべきである。 【モバイル・コンテンツフォーラム】</p> <p>○ 実態のない管理事業者等が登録されないよう、管理事業の新規参入に対し厳格な審査を実施すべきである。 【全国カラオケ事業者協会】</p> <p>○ 審査に当たっては、管理事業者が真に権利者から管理委託を受けているかについて、文化庁が一定の確認を行うべきである。 【株式会社第一興商】</p> <p>○ 登録を申請する法人に反社会的勢力等が紛れ込むおそれがある点を十分考慮して、詳細なガイドラインを設定、運用する等の配慮が必要である。 【ネットワーク音楽著作権連絡協議会】</p>	<p>委託契約款及び使用料規程の未提出事業者数：11事業者（36登録事業者中） (内訳) 1年以上未提出：9事業者 半年以上1年未満未提出：2事業者</p>
<p>(登録申請書の記載事項) ①名称 ②役員の氏名 ③事業所の名称及び所在地 ④取り扱う著作物等の種類及び著作物等の利用方法 ⑤その他の文部科学省令で定める事項</p> <p>・ 会社の場合にあつては、その主要株主の名称又は氏名 ・ 他に事業を行っているときは、当該事業の種類 ・ 使用料規程の概要の公表の方法 ・ 管理委託契約款及び使用料規程の公示の方法</p> <p>(登録申請書の添付書類) ①登録拒否要件③～⑥までに該当しないことを誓約する書面 ②登記簿謄本、貸借対照表その他の文部科学省令で定める書類</p> <p>・ 法人の場合にあつては、登記簿の謄本 ・ 法第六条第一項第一号に規定する人格のない社団の場合にあつては、代表者を決定した総会の議事録及び営利をその目的とせずかつその直接又は間接の構成員との間における管理委託契約のみに基づく著作権等管理事業を行うことをその目的とすることを決定した総会の議事録又はこれらに代わる書面 ・ 定款若しくは寄附行為又はこれらに代わる書面 ・ 貸借対照表 ・ 役員の住民票の写し又はこれに代わる書面 ・ 役員が法第六条第一項第五号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合を除く。） ・ 役員の履歴書</p>		
<p>(変更の届出) 著作権等管理事業者は、登録事項に変更があつたときは、その日から2週間以内に、その旨を文化庁長官に届出なければならない。</p>	<p>(変更届出の期間) ○ 登録申請書の記載事項の変更があつた時の、2週間以内の届出について実情に配慮した運用とすべきである。(変更届出に添付する書類の取得の期間。特に当該事項が登記事項</p>	<p>登録制を取っている他業法の例 (2週間以内の届出としている例) ○証券取引法(第30条)</p>

<p>(変更届出書等)</p> <p>1 著作権等管理事業者は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した変更届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 名称</p> <p>二 登録番号</p> <p>三 変更があった事項（新旧の対照を明示すること。）</p> <p>四 変更の年月日</p> <p>2 前項の変更届出書には、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 名称に変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記簿の謄本若しくは抄本又はこれに代わる書面</p> <p>二 役員に変更があった場合 新たに役員となった者に係る第四条第一項第五号から第七号までに掲げる書類、当該変更に係る事項を記載した登記簿の謄本若しくは抄本又はこれに代わる書面及び法第六条第一項第五号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>三 事業所の設置、名称若しくは所在地の変更又は廃止をした場合 当該変更に係る事項を記載した登記簿の謄本若しくは抄本又はこれに代わる書面</p>	<p>の場合。)</p> <p>【(社)日本複写権センター】(休日を含めず15日間程度必要)</p> <p>【(社)日本音楽著作権協会】</p> <p>【(社)日本レコード協会】(30日以内が適当)</p> <p>(特定の記載事項の省略)</p> <p>○ 株式会社にあっては主要株主の名称又は氏名の記載が必要とされているが、主要株主の変更はしばしば起こり得るので、当該事項の記載の省略を要する。</p> <p>【(株)美術著作権センター】</p>	<p>○有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（第8条）</p> <p>○抵当証券業の規制等に関する法律（第9条）</p> <p>(遅滞なく届出としている例)</p> <p>○割賦販売法（第33条の3）</p> <p>○文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（第3条）</p> <p>(30日以内の届出としている例)</p> <p>○旅行業法（第6条の4）</p> <p>○貨物利用運送事業法（第7条）</p>
--	--	---

(3) 監督（第19条～第22条関係）

制度の概要	意見の概要	参考
<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>① 文化庁長官は、本法の施行に必要な限度で、著作権等管理事業者に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、その職員に事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。</p>	<p>(指導・監督の強化)</p> <p>○ 管理事業者の中に、未だに管理委託契約約款及び使用料規程を文化庁長官に届出していない事業者が存在しており、登録の取消し等の監督強化が必要。</p> <p>【(社)音楽出版社協会】</p> <p>【日本放送協会】</p>	<p>管理委託契約約款及び使用料規程未提出の管理事業者：11団体（36登録事業者中）（内訳）</p> <p>1年以上未提出：9事業者</p> <p>半年以上1年未満未提出：2事業者</p>
<p>(業務改善命令)</p> <p>② 文化庁長官は、著作権等管理事業者の業務の運営に関して委託者又は利用者の利益を害する事実があると認めるときは、委託者又は利用者の保護に必要な限度において、著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款又は使用料規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>○ 定期的な立入検査と結果の一般公表を行うべきである。</p> <p>【モバイルコンテンツフォーラム】</p> <p>○ 文化庁が公表している「著作権等管理事業者に対する指導・監督について」に基づき、定期報告徴収及び実施計画に基づく立入検査による業務の状況や帳簿等の検査を徹底し、利用者の利益を害する事実があると認められる場合には、業務改善命令、更に必要に応じ、登録の取消し、業務の停止処分等が迅速に検討されるべきである。</p> <p>【全国カラオケ事業者協会】</p>	<p>定期報告徴収及び立入検査については、本年度から実施</p> <p>管理事業法及び管理事業者に関する情報は、文化庁HPにより掲載している。</p>
<p>(登録の取消し等)</p> <p>③ 文化庁長官は、著作権等管理事業者が以下のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6ヶ月以内の期間を定めて著作権等管理事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>ア) 本法、本法に基づく処分に違反したとき</p> <p>イ) 不正の手段により登録を受けたとき</p> <p>ウ) 登録拒否要件のいずれかに該当するようになったとき</p>	<p>○ 特定の利用区分について実際に事業を開始していない場合又は行っていない場合、当該利用区分については登録取消の方向で指導監督されるべきである。</p> <p>【全国カラオケ事業者協会】</p> <p>○ “登録商法”等の問題の多い事業を行なっている一部の団体が、管理事業法の登録の事実や事業者登録番号を、自らの存在の正当性・権威付けの根拠としたり、事業内容の信頼性を信じ込ませる手段として利用していることなどから、文化庁は、このような問題に一般消費者が巻き込まれないよう、同法制度の内容に関する啓蒙活動と同商法への注意喚起を積極的に推進するとともに、そのような団体に対して法第4章に規定された検査・業務改善命令等の監督制度を十分に活用するべきである。</p> <p>【日本知的財産協会】</p> <p>○ 文化庁の監督権限を強化するとともに監督義務・監督責任を明確に規定すべきである。</p> <p>【(株)第一興商】</p> <p>○ 一部の外国曲について利用の円滑化を阻害する動きがあるので、文化庁及び関係省庁による、問題解決のための指導監督を要する。</p> <p>【(社)音楽出版社協会】</p>	<p>※個々の事業者の管理事業の事業実績については、本年度より提供予定。</p>

(4) 管理委託契約約款 (第11条、第12条関係)

制度の概要	意見の概要	参考
<p>(管理委託契約約款の届出義務) ① 著作権等管理事業者は、管理委託契約約款を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない。変更の場合も同様とする。</p> <p>(委託者への変更通知義務) ② 著作権等管理事業者は、変更の届出をしたときは、遅滞なく、委託者に対し、その届出に係る管理委託契約約款の内容を通知しなければならない。</p> <p>(管理委託契約約款以外の契約締結の禁止) ③ 著作権等管理事業者は、管理委託契約約款によらなければ、管理委託契約を締結してはならない。</p> <p>(管理委託契約約款の説明義務) ④ 著作権等管理事業者は、管理委託契約を締結しようとするときは、管理委託契約約款の内容を説明しなければならない。</p>	<p>(管理委託契約約款のあり方) ○ 管理事業者は、委託者の(広い意味での)利益となるためなら、委託契約約款の文言にとらわれない柔軟な裁量権を与えられるべきである。 【国公立大学図書館協力委員会】</p> <p>○ 一部の管理事業者が行っている、委託者の管理委託契約解約後の一定期間の再契約の禁止は、自己管理又は他の管理事業者への管理委託への変更を実質的に制約しているので改善の必要がある。 【㈱イーライセンス】 【個人】</p> <p>○ (信託による管理委託契約約款の場合において)、委託者が、自らもしくは他者に、自らの著作物について特に利用を認める旨、事前に申請がなされた場合、委託者は信託著作権の管理委託の範囲について留保できるものとし、受託者はその利用を認めなければならないこととすべきである。 【個人】</p>	

(5) 使用料規程 (第13条、第14条関係)

制度の概要	意見の概要	参考
<p>(使用料規程の届出) 著作権等管理事業者は、利用区分(著作物等の種類及び利用方法の別による区分をいう。その基準は文部科学省令で定める。)ごとの著作物等の使用料の額等を記載した使用料規程を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない。変更の場合も同様とする。</p>	<p>(特定分野における許可制の採用) ○ 映画の二次利用における原著作物の権利のように、他の著作物に取り替えることができない場合については、著作物の円滑な利用を確保するため、使用料規程の認可制を復活させるべきである。 【(社)日本映像ソフト協会】</p>	
<p>(意見聴取の努力義務) 著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならない。</p> <p>(利用者又はその団体から意見を聴取するように努めたことを疎明する書面) ・著作権等管理事業者は、法第十三条第一項の使用料規程の届出をしようとするときは、同条第二項の規定により利用者又はその団体から意見を聴取するように努めたことを疎明する書面を提出しなければならない。</p>	<p>(意見聴取の義務化) ○ 管理事業者が使用料規程を定め又は変更する場合は、「パブリックコメント」等により広く利用者あるいは国民一般の意見を聴取しなければならないことを明確にする等、管理事業者及び管理事業の運営の一層の透明性を確保すべきである。 【日本放送協会】</p> <p>○ 管理事業者が使用料規程を制定又は変更する場合、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取することを義務化すべきである。 【(社)日本図書館協会】 【個人】</p> <p>○ 管理事業者の使用料規程の策定は、利用者団体との協議と合意を条件とすべきである。 【㈱第一興商】</p> <p>○ 管理事業者は、個別の利用者から申請があった場合は、その意見を聴取し、また当該意見を公表しなければならないこととすべきである。 【個人】</p> <p>○ 管理事業者と利用者との間で話し合いをもち、その合意等を公表すべきである。管理事業者は協議に応じ、使用料の算出根拠等を明確化する等、透明性のある使用料請求を行うこととすべきである。 【個人】</p> <p>(その他) ○ 意見聴取・協議を否定するものではないが、実際問題として意見の聴取を聴取だけで終えることは困難が伴う。意見の聴取並びに協議については運用面における配慮が必要と考える。 【株式会社日本著作出版権管理システム】 【(社)日本雑誌協会】 【(社)日本書籍出版協会】</p>	

	<p>○ 利用者団体の存在しない利用区分では、条文の趣旨が空文化している。結果として、利用者の負担能力から見て高額の使用料となっており、かつ当該使用料の算定根拠が不明瞭である。</p> <p>【個人】</p> <p>○ 日本音楽著作権協会は、2001年10月以降、そのホームページを見る限り、改訂に際し利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取した形跡がない。文化庁は事実関係を調査し、努力義務を怠っていた場合は、意見聴取の手続きを定めることをJASRACに指導すべきである。</p> <p>【個人】</p>	
<p>(使用料規程の概要の公表)</p> <p>③ 著作権等管理事業者は、使用料規程の届出をしたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。</p>		
<p>(使用料額の上限)</p> <p>④ 著作権等管理事業者は、使用料規程に定める額を超える額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>○ 使用料規程に定めた額を下回る額を徴収することについては、規定が無いため運用について明確ではない。管理事業者が事前に委託者から了解を得ている場合は、状況に応じて使用料規程に定めた使用料及び許諾条件を超えない範囲で、利用者に許諾を与え使用料を徴収する運営を行いたい。</p> <p>【(株)日本著作出版権管理システム】</p> <p>【個人】</p> <p>○ 条文上、徴収する使用料について、使用料規程に定める額からの減額が可能と考えられるが、減額の合意を個別に行った場合は管理事業者はこれを公表しなければならないこととすべきである。</p> <p>【個人】</p> <p>○ 管理事業者は、明文化されていない規定に基づいて使用料を減額し、又は免除してはならないこととし、利用者の要請があった場合は、使用料及びその免除の根拠となる規定を文書で示さなければならないこととすべきである。</p> <p>【個人】</p>	
<p>(使用料規程の実施禁止期間)</p> <p>⑤ 著作権等管理事業者は、実施禁止期間（文化庁長官が届出を受理した日から30日間）中は、使用料規程を実施してはならない。</p> <p>⑥ 文化庁長官は、届け出られた使用料規程が著作物等の円滑な利用を阻害するおそれがあると認めるときは、3ヶ月の範囲内で実施禁止期間を延長することができる。</p> <p>⑦ 文化庁長官は、届出を受理した日から30日の間に利用者の利益を代表すると認められる者（利用者代表）から文化庁長官が指定した著作権等管理事業者（指定著作権等管理事業者）に協議の求めをした旨の通知を受けたときは、6ヶ月の範囲内で実施禁止期間を延長することができる。（6.1）①②参照）</p> <p>⑧ 文化庁長官は、実施禁止期間を延長した場合において、その期間が経過する日までの間に指定著作権等管理事業者から協議において使用料規程の変更の必要がないとされた旨の通知を受けたときは、実施禁止期間を短縮することができる。文化庁長官が裁定により使用料規程の変更の必要なしとしたときも同様とする。</p>		
<p>(その他)</p>	<p>○ 利用を促進するためには、利用者の要求に合ったフレキシブルな使用料体系、利用形態での許諾が必要である。</p> <p>【(社)情報サービス産業協会】</p> <p>(音楽の著作物)</p> <p>○ 音楽著作物の分野における包括契約のあり方の再考が必要</p> <p>○ 包括契約に基づき支払った使用料は、公平な第三者機関により、管理事業者の規模に応じ按分して分配してほしい。</p> <p>【(社)音楽電子事業協会】</p> <p>【ネットワーク音楽著作権連絡協議会】</p> <p>○ 日本音楽著作権協会が利用者と締結している包括契約が新規参入に与える影響の問題を検討する必要がある。</p> <p>【㈱イーライセンス】</p>	

	<p>○ 日本音楽著作権協会の使用料の算定及び徴収方法の改善 【(財)日本ポールルームダンス連盟】 【(社)日本オーケストラ連盟】 【(社)全日本ダンス協会連合会】 【(株)イーライセンス】 【(社)全国生活衛生同業組合中央会】 【個人】</p> <p>○ 利用者からの請求に基づき使用料規程を利用者に通知することを義務化すべきである。 【モバイルコンテンツフォーラム】</p> <p>○ 日本音楽著作権協会が使用料の算定に用いている「著作物使用料規程取扱細則」を使用料規程に含むものとし、これを公表させるべきである。 【個人】</p> <p>(出版物の複写)</p> <p>○ 管理事業者間の許諾料金の差が大きいのは問題である。 【(社)情報科学技術協会】</p>
--	--

(6) 使用料規程に係る指定管理事業者と利用者代表の協議（第23条関係）

制度の概要	意見の概要	参考
<p>(指定管理事業者)</p> <p>① 文化庁長官は、著作権等管理事業者について、その使用料規程におけるいずれかの利用区分（合理的理由があれば区分を細分することも可）において、全著作権等管理事業者の收受した使用料の総額に占めるその著作権等管理事業者の收受した使用料の額の割合が相当の割合であり、</p> <p>ア) その利用区分において收受された使用料の総額に占める全著作権等管理事業者の收受した使用料の総額の割合が相当の割合である場合、又は、</p> <p>イ) 当該著作権等管理事業者の使用料規程が、その利用区分における使用料の額の基準として広く用いられており、かつ、その利用区分における著作物等の円滑な利用を図るために特に必要があると認める場合、</p> <p>には、指定著作権等管理事業者として指定することができる。</p>	<p>○ 管理事業者法第23条第1項第1号の（左記①のア）の文言を分かりやすくしてほしい。 【有限責任中間法人学術著作権協会】</p>	<p>○ 指定管理事業者（平成16年10月現在）</p> <p>(社) 日本音楽著作権協会 (協) 日本脚本家連盟 (協) 日本シナリオ作家協会 (社) 日本複写権センター (社) 日本レコード協会 (社) 日本芸能実演家団体協議会</p>
<p>(利用者代表からの協議の申出に対する応諾義務)</p> <p>② 指定著作権等管理事業者は、その利用区分の利用者代表から、使用料規程に関する協議（使用料の額、利用区分の設定等）を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>※利用者代表 ある利用区分における利用者総数に占める構成員数の割合、使用料総額に占める構成員の支払額の割合等から、その利用区分における利用者の利益を代表すると認められる者</p> <p>(利用者団体の非構成員からの意見聴取の努力義務)</p> <p>③ 利用者代表は、②の協議に際し、自己の構成員でない利用者から意見を聴取するよう努めなければならない。</p>	<p>(利用者代表以外の利用者との協議の義務化)</p> <p>○ 全ての管理事業者が、個々の利用者の求めに応じて使用料規程に関し協議することを義務づけるべきである 【(社)日本民間放送連盟】 【個人】</p> <p>○ 全ての管理事業者が、利用者代表との協議を必要とするよう改善する必要がある。 【(社)情報科学技術協会】</p> <p>○ 利用者代表以外の利用者の意見が反映されにくく、利用者代表が存在しない利用区分における意見聴取が困難である等の、仲介業務法以来の問題が解消されていない。 【全国カラオケ事業者協会】 【個人】</p> <p>○ 利用者代表の条件を緩和すべきである。 【個人】</p> <p>○ いずれかの利用区分の利用者の50分の1（利用者の数、または使用料において）以上の者から文化庁長官に対し、指定管理事業者との使用料規程に関する協議を求める請願があった場合に、指定管理事業者は当該請願を行った利用者から選出した者を利用者代表に準じるものとみなし、使用料規程に関する協議を行わなければならないこととすべきである。 【個人】</p> <p>(その他)</p> <p>○ 使用料規程に関する協議・裁定制度がもっと柔軟に活用できることを強く希望する。 【(社)日本オーケストラ連盟】</p>	

	<p>(独禁法上の問題)</p> <p>○ 利用者団体との使用料の協議は共同行為として独占禁止法違反のおそれがあるので、運用面での配慮が必要である。</p> <p>【(株)日本著作出版権管理システム】</p> <p>【個人】</p>	
	<p>(利用区分の見直し)</p> <p>○ 利用者は様々な分野に分かれており、現行の区分では利用者代表としてまとめることが難しいため、単に著作物等の利用形態だけではなく、二次利用の際はコンテンツの種類により区分する等、利用区分を細分化できるようにすべきである。</p> <p>【(社)日本民間放送連盟】</p>	
<p>(文化庁長官による協議開始・再開の命令)</p> <p>④ 文化庁長官は、利用者代表が協議を求めたにもかかわらず指定著作権等管理事業者が協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合であって、その利用者代表から申立てがあったときは、その指定著作権等管理事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。</p>		
<p>(協議の結果に基づく使用料規程の変更等)</p> <p>⑤ 指定著作権等管理事業者は、協議が成立したとき(変更の必要なしとされたときを除く。)は、その結果に基づき、その使用料規程を変更しなければならない。</p> <p>⑥ 使用料規程の実施の日前に協議が成立したときは、使用料規程のうち変更の必要ありとされた部分の届出は、なかったものとみなす。</p>		

(7) 裁定制度(第24条関係)

制度の概要	意見の概要	参考
<p>① 文化庁長官による指定管理事業者と利用者団体協議の開始・再開の命令があった場合において、協議が成立しないときは、その当事者は、使用料規程について文化庁長官の裁定を申請することができる。</p> <p>② 文化庁長官は、裁定の申請があったときは、その旨を他の当事者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>③ 指定著作権等管理事業者は、使用料規程の実施の日前に裁定の申請があったときは、実施禁止期間を経過した後においても、裁定がある日までは使用料規程を実施してはならない。</p> <p>④ 文化庁長官は、裁定をしようとするときは文化審議会に諮問しなければならない。</p> <p>⑤ 文化庁長官は、裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。</p> <p>⑥ 使用料規程を変更する必要がある旨の裁定があったときは、その使用料規程は裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。</p>	<p>○ 使用料問題の解決のための「文化庁長官の裁定」は、“迅速な手続き”という部分を考慮すると最良の方法とは思えない。迅速性を考慮した形への法制度の改善、または法運用上の改善を希望する。</p> <p>【(社)日本雑誌協会】</p> <p>【(社)日本書籍出版協会】</p> <p>○ 法第24条第3項(③)を削除し、使用料規程実施禁止期間中に裁定が行われるようにすべきである。</p> <p>【有限責任中間法人学術著作権協会】</p>	<p>文化庁長官による裁定の実績：0件</p>
<p>(その他)</p>	<p>○ 使用料規程について利用者と管理事業者間の合意が見られない場合に、文化庁長官による裁定制度の他に、より迅速な解決を図るための、みなし使用料等の決定が可能な第三者機関を創設することを検討する必要がある。</p> <p>【(社)音楽電子事業協会】</p>	

(8) 利用許諾の拒否の制限 (第16条関係)

制度の概要	意見の概要	参考
<p>(応諾義務) ○ 著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならない。</p>		

(9) 情報の提供・財務諸表の備付け等 (第17条、第18条関係)

制度の概要	意見の概要	参考
<p>(利用者に対する情報提供の努力義務) ○ 著作権等管理事業者は、著作物等の題号、名称その他の取り扱い扱っている著作物等に関する情報、その著作物等ごとの取り扱い扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供するように努めなければならない。</p>	<p>(情報提供の義務化) ○ 情報提供を(罰則を伴う)義務とすべきである。 【モバイル・コンテンツフォーラム】 【(社)日本図書館協会】 【個人】</p> <p>○ 情報を開示していない事業者があり、利用者のみならず権利者も権利競合等を事前に確認できない状況にあるので、情報提供を義務化する必要がある。 【(社)音楽出版社協会】</p> <p>○ 管理事業者が利用者に包括契約を要求しながら、管理している著作物の題号等を公表しないため、契約できないことがあり、努力目標となっている情報提供(管理楽曲の明示)を義務化すべきである。 【(社)音楽電子事業協会】</p> <p>○ 利用者の求めに応じ管理している著作物のリストを通知する義務を課すべきである。 【モバイルコンテンツ・フォーラム】</p> <p>○ 努力義務とされている情報提供について、その具体的な内容を明確にし、より実効性のあるものとすべきである。 【(社)日本音楽著作権協会】</p>	
	<p>(管理権限に関する情報提供の義務化) ○ 委託者に権利関係の開示義務を課し、管理事業者はその情報を利用者に公開する義務を負わせるべきである。 【日本製薬団体連合会】</p> <p>○ 管理事業者に、著者から、学会、出版社、管理事業団体へ権利が移転していることを明示する義務を課す必要がある。 【(社)情報科学技術協会】</p> <p>○ 管理事業者に、著作物等の管理権限を証明する書類等の提供を義務づけるべきである。 【モバイル・コンテンツフォーラム】</p>	
	<p>(情報のデータベース化と統合的窓口の設置) ○ 同一分野に複数の団体が存在することから、インターネット上に総合的な窓口機能を開設する等の工夫が必要である。 【(社)日本民間放送連盟】</p> <p>○ 取り扱っている著作物等のデータベースの作成に対する支援・補助等、著作物等を一層円滑化するための管理事業者の取組みを促進、支援する施策を講じるべきである。 【日本放送協会】</p> <p>○ 権利の所在調査に時間を要し、利用者にとって負担とな</p>	

	<p>っている。管理事業者間の連携により、著作物とその管理団体をデータベース化する等、権利の所在が容易に確認できるような仕組みの構築が必要。</p> <p>【(社)電子情報技術産業協会】 【モバイルコンテンツ・フォーラム】</p> <p>○ 利用者の利便性に考慮し、かつワンストップで権利管理情報が把握できる窓口システムの整備が必須であり、従前文化庁が取り組んでいたJ-CISシステムの復活や同等のシステムの開発、及びこのようなシステムへの権利管理団体の参画を働きかけを積極的に行うべきである。</p> <p>【日本知的財産協会】</p> <p>○ 文化庁は、著作物の分野毎の横断的管理著作物データベースの構築を支援し、早期にこれを実現すべきである。</p> <p>【個人】</p> <p>○ 各管理事業者の管理する著作物の統合データベースを作り、誰でも容易に検索できる環境を整備し、著作物の利用者に対し便宜を図るべきである。著作物データには各著作物の利用条件が明示されるべきである。</p> <p>【個人】</p>	
<p>(財務諸表等の備付け・閲覧等)</p> <p>○ 著作権等管理事業者は、事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、5年間事業所に備えて置かなければならない。委託者は、業務時間内はいつでも、その閲覧又は謄写を請求することができる。</p>	<p>○ 委託者だけではなく、委託をしようとする者も財務諸表等の閲覧が可能とすべきである。管理事業者の財務状況等が分らなければ委託契約をすべきか否かの判断をできない。</p> <p>【個人】</p> <p>○ 管理事業者に会計報告を義務づけるべきである。</p> <p>【個人】</p>	

(10) 管理委託契約約款・使用料規程の公示 (第15条関係)

制度の概要	意見の概要	参考
<p>(約款・使用料規程の公示)</p> <p>○ 著作権等管理事業者は、管理委託契約約款と使用料規程を、公示しなければならない。</p> <p>(管理委託契約約款及び使用料規程の公示の方法)</p> <p>管理委託契約約款及び使用料規程の公示は、継続して、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。</p> <p>① 事業所における掲示 ② インターネットによる公開 ③ その他公衆が容易に知しうる手段による公開</p>	<p>○ 使用料規程等の公示方法は、①事業所における掲示、②インターネットによる公開、③その他公衆が容易に知しうる手段による公開のいずれかとされているが、①のみでは不十分であり、その他の方法との併用を義務づけるべきである。</p> <p>【(社)民間放送連盟】</p>	

(11) その他

事項	意見の概要	参考
<p>■兼業・兼職の制限</p>	<p>○ 管理事業者の兼業及び役員の兼職を規制するかどうか検討すべきである。</p> <p>【(社)日本経済団体連合会】</p> <p>○ 管理事業の登録を行う法人の役員は、委託機関や他の管理事業者の役員が兼務することができないこととすべきである。</p> <p>【(社)情報科学技術協会】</p>	<p>○ 権利の集中管理小委員会専門部会中間まとめ(平成11年7月)P55～56</p> <p>○ 権利の集中管理小委員会報告書(平成12年1月)P23～24</p>
<p>■情報管理・守秘義務</p>	<p>○ 管理事業者に守秘義務を課し、利用者から得た情報の目的外に使用することを法律で禁止すべきである。</p> <p>【インディペンデント・レコード協会】 【モバイルコンテンツフォーラム】 【(社)音楽電子事業協会】 【ネットワーク音楽著作権連絡協議会】</p> <p>○ 使用料の分配に際しては、著作物の使用状況を正確に把握することに努め、原則として利用者に著作物の利用状況を</p>	

	報告させ、その報告はプライバシーに配慮した上で、まとめたものを公表することとすべきである。 【個人】	
■新分野への管理事業の普及	○ 多数の権利者の著作物等が大量に利用される分野であって、権利事業者が存在しない又は極めて限定的な利用に限って存在している分野に対する、管理事業の普及が必要である。 【日本放送協会】	
■定期的見直しの実施	○ 今後も著作権等管理事業法の定期的な見直しを行うべきである。 【(社)民間放送連盟連】 【(社)日本レコード協会】	
■附帯決議の遵守	○ 著作権等管理事業法の国会審議における附帯決議を遵守すべきである。 【個人】	
■出版関係	○ 日本複写権センターの閉鎖性が問題。設立の趣旨から、新規委託希望者がもっと入会しやすいようにすべきである。 【あけび書房棟】 【出版流通対策協議会】 ○ 貸与権センターについて 【有限責任中間法人日本出版著作権協会】 【出版流通対策協議会】 【個人】 ○ 出版分野における管理事業者4団体の意見調整を行う協議等の場を設置する必要がある。 【出版流通対策協議会】	
■音楽関係	○ 一枚のアルバムの中に、異なる管理事業者の楽曲が含まれる場合、権利処理の煩雑さを理由に商品化されにくくなる可能性がある。権利処理作業の簡略化が必要である。 【インディペンデント・レコード協会】	
■海外作品の取扱い	○ 管理事業者が、外国曲について権限がないにもかかわらず許諾した場合、賠償責任を負うことを法定化する必要がある。 ○ 権利者が分散している場合、管理事業者のうち最も大きい比率で権利を管理している者に、外国曲の使用料を払うことで免責される制度を法定化すべきである。 【(社)音楽電子事業協会】 ○ 外国曲の管理については、本当に管理を委託されているのかについて、利用者が確認できないので、登録の要件として、これを確認し登録番号を付与することとすべきである。 【ネットワーク音楽著作権連絡協議会】 ○ 外国曲の権利について、その管理事業者が正当な権利者であるのか利用者は確認できないことが多いという問題がある。 【インディペンデント・レコード製作事業者協会】 ○ 海外の著作権管理団体との交渉・契約は、IFPROの正式メンバーに限定するよう、改善すべきである。 【(社)情報科学技術協会】	
■管理事業者間の調整等	○ 通信カラオケ、ストリーミング配信など、従来包括契約で対応してきた分野に新規参入があった場合、管理事業者間で調整ができるよう、独禁法も含め、法定すべきである。 【(社)音楽電子事業協会】 ○ 文化庁は、複数の管理事業者間の情報提供と調整を行う仕組みを整備すべきである。 【モバイルコンテンツ・フォーラム】 ○ 同一利用区分において、管理事業者相互で管理著作権が重複しないよう調整することの必要性を検討すべきである。 【日本放送協会】	
■日本版「Chafee 条項」の創設	○ 障害者の著作物の利用に関し、広範な適用除外及び使用料の減免の特例条項を創設すべきである。 【個人】	

「著作権等管理事業法の見直しに関する報告書（案）」に関する
意見募集概要

本資料は、「著作権等管理事業法の見直しに関する報告書（案）」について、平成17年9月8日から平成17年10月7日にかけて、文部科学省及び文化庁のホームページ上で意見募集を実施し、提出いただいた意見を整理したものです。なお、意見募集結果（全文）については文部科学省 HP にて公表（文部科学省 HP：文化審議会契約・流通小委員会（第7回）配布資料参照）。

1. はじめに
2. 著作権等管理事業者の現状について
（1）著作権等管理事業者の登録状況
（2）事業の実施状況
（3）事業者への指導・監督の状況
<p>（指導・監督の強化すべき）</p> <p>○事業者への指導・監督の状況に関する報告内容について、①立入検査の検査項目、②立入検査手続の詳細、③実施された各管理事業者の立入検査の結果について報告すべき【団体】</p> <p>○審査に当たっては、文化庁が管理著作物の権利権限の有無に関して調査し、その結果を公示すべき【団体】</p>
3. 著作権等管理事業法の見直しに関する検討課題と検討結果について
（1）規制の対象となる事業の範囲
①非一任型の管理事業に対する規制について
<p>◎同一分野における一任型と非一任型の混在</p> <p>（非一任型管理事業を規制すべき）【個人】【個人】【個人】</p> <p>・非一任型を登録制とすべき【個人】</p> <p>（一部規制すべき）</p> <p>○委託管理物が競合せず独占的な分野について規制すべき【個人】【団体】</p> <p>・代替性のない映像作品等に翻案される原作、脚本等について規制すべき【団体】</p> <p>（規制すべきではない）【団体】【団体】</p> <p>・非一任型の規制しなくとも、権利の管理情報を一元的に集約する機関を設置する等で対応可能【個人】</p> <p>◎同一の管理事業者が行う非一任型の管理の兼業</p> <p>（規制すべき）【個人】【団体】【団体】</p> <p>（認めるべき）【団体】</p> <p>◎非一任型と一任型の定義</p> <p>○非一任型の管理事業実態を把握すべき【団体】【団体】</p> <p>○非一任型と一任型の定義について文化庁はガイドラインを設けるべき【団体】【団体】</p> <p>○報告書（p. 4）の非一任型は、「著作者等の自己管理と同視得る」という指摘は不適切である（「非</p>

一任型」の管理事業者の存在が把握されていないため、結果的に著作者に連絡をとることになるという観点で)【個人】

②特定分野における管理事業者の一元化について

(特定分野における管理事業者を一元化すべき)【団体】【団体】

- ・ 学術文献について、未管理著作物の権利処理を留保する体制をつくることは急務である【団体】
- ・ 文献複写の分野における管理事業者の一元化を早急にすべき【団体】

(一元化すべきではない)【個人】【団体】

○ 特定分野における管理事業者の一元化は法により規制すべきではない【団体】

(窓口を一元化すべき)

○ 文献複写を中心とした出版分野の著作権管理事業者の窓口を一元化すべき【団体】

- ・ 窓口をポータルサイトとして設けるべき【団体】
- ・ 窓口創設のために文化庁は予算措置をすべき【団体】

○ 特定分野における海外の管理団体との交渉の窓口は IFRRO (世界複製権機構) の正会員が行うべき【団体】

○ 複写使用料について、包括許諾使用料の分配を関係著作権管理事業者間で分配するシステムを構築すべき【団体】

○ 管理事業者から利用許諾を、他の管理事業者の管理する著作物の利用についても有効とすべき【個人】

(管理情報の一元化)

- ・ 管理情報データベースの一元化は必要である【個人】、
- ・ 管理情報を一元化する機関を設置すべき【個人】

(その他)

○ (社)日本複写権センターが集中処理センターとして機能していない【団体】

○ 競合しない委託管理物を対象とした管理事業者の複数存する状況を利用者の立場に立って検討すべき【団体】

(2) 適格性を欠くと思われる管理事業者への対応

①登録要件の強化等について

◎登録要件の強化について

(登録要件の強化すべき)

・ 登録申請時に管理できる著作物の権利を有していること、もしくは、過去に権利管理を第三者に委託した経験のある者の推薦があることを要件とすべき

【団体】

- ・ 一定の実務経験や資格をもつ者が登録時に在籍することを要件とすべき【団体】
- ・ 外国曲の権利を扱う管理事業者については、当該外国曲の権利委託契約を証明する証拠提出を要件とすべき【団体】

・ 過去に権利管理を第三者に委託した経験のある者の推薦があることを要件とすべき【団体】

・ 一定の実務経験や資格を有する者が登録時に在籍することを要件とすべき【団体】

○ 管理事業者について、信頼性を客観的に確認できるようなランク付けを行い、ランクに応じて登録要件に幅をもたせる制度を提案する【団体】

(登録要件を強化すべきではない)【団体】

◎登録手続の厳格化

- 要件を満たすまでは仮登録期間とし、業務を開始できないようにすべき【団体】
- 登録番号の付与は実態ある著作物管理業務の開始後とすべき【団体】
- 実態を伴わない管理事業者の登録は認めるべきではない【団体】

◎登録抹消について

- 登録抹消後も一任型の管理事業を行うことが可能であることは問題である【団体】
- 登録の際の管理対象として掲げる支分権について事業実態がない場合、登録取消すべき【団体】
- 利用者による登録取消請求手続の制度を設けるべき【団体】
- 特定分野において 60%以上を占める管理事業者については、独占状態のため適格性を欠くとして分割すべき【個人】

(3) 管理事業者に対する規制

((3) 全般に関する意見)

- JASRAC と新規事業者間での分配調整を行うことを規則化すべき【団体】【団体】
 - ・当該分配調整の際、JASRAC が主導して調整しても独占禁止法に抵触しないような措置を講じるべき【団体】【団体】
 - ・JASRAC 主導の分配調整が不可ならば、第三者機関を設置し、利用者の企業秘密の保持と公平な按分を行うべき【団体】【団体】
- 文部科学省、中でも文化庁に所属した公務員の著作権管理事業者への天下りを禁止すべき【個人】
- 著作権を譲渡する信託契約、独占的な委任契約は法律で禁止すべき【個人】
- 著作権等管理事業者に委託された著作権等の行使には独占禁止法を適用すべき【個人】
- 音楽配信に限っては、著作権管理団体を經由せず、著作権使用料の支払いを可能とすべき【個人】
- 音楽配信に限っては著作権管理団体を經由せず、著作権使用料の支払いを可能とすべき【個人】

①著作権等管理事業者の役員の兼職について

(兼職は規制すべきではない)【団体】【団体】【個人】【団体】

- ・独占禁止法等で対応可能であり、制度改正の必要はない【団体】
- ・レコード会社社長等管理者側の兼職は禁止すべき【個人】
- ・報告書中の「管理事業者間の役員の兼務」について、「管理事業者の役員と隣接著作権事業者の役員の兼務」と訂正すべき【個人】

(兼職は規制すべき)【個人】

(その他)

- 管理事業者の役員が兼職する場合、無報酬とすべき【個人】
- 文化庁の役人の管理事業者への就業は、禁止すべき【個人】
- 文化審議会著作権分科会関連委員会委員の人選において、管理事業者側、利用者側のバランスを考慮すべき【団体】

②届出事項の変更届出期間の緩和について

- 文化庁は、法人である管理事業者が2週間以内に登記事項証明書を準備することが困難な場合、総会の議事録等の提出を以て代替できるようにすべき【団体】【団体】【個人】【団体】
- 実現可能性に即してできるだけ早急になされるよう運用を考えるべき【個人】

<p>③著作権等管理事業者の守秘義務について</p> <p>(守秘義務を法規制する必要はない)【団体】【団体】【個人】【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務については契約等でも確認できる【団体】 <p>(法規制すべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務の規定及び罰則規定を定めるべき【団体】【団体】 ・損害賠償に応じられるように管理事業者に供託金を義務づけるべき【団体】【団体】
<p>④管理している著作物等に関する情報提供について</p> <p>(管理している著作物等に関する情報提供について義務規定とすべき)【個人】【個人】【団体】【個人】【団体】【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報不提供について権利行使につき制限を認めるなどの利用者保護を検討すべき【個人】 ・提供すべき情報に関して利用者の要望を確認すべき【個人】 <p>(義務規定とする必要はない)【団体】</p>
<p>⑤管理権限の開示義務について</p> <p>(管理権限の開示について義務規定とすべき)【個人】【個人】【個人】【団体】【団体】【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務規定を具体的な提言に盛り込むべき【団体】 <p>(義務規定とする必要はない)【団体】【団体】【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理委託権限に関する委託保証条項を設けることで解決する【団体】 ・管理無権限者の許諾について非許諾者の免責を認めることで解決する【個人】 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国曲を扱う場合、事業者が許諾できることを担保し、賠償責任を負うことを法律上明文化すべき【団体】【団体】 ○権利者が分散している場合、管理事業者内の最大の比率で権利を有する管理事業者に使用料を支払うことで利用者は免責される制度(例：保証金制度)を新たに設けるべき【団体】【団体】
<p>⑥管理委託契約約款・使用料規程のインターネット公示について</p> <p>(インターネット公示について義務規定とすべき)【個人】【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書における「公示の方法を特定的手段に限定するような、制度改正は必要ない」という記述について、特定の方法を義務化することは限定することと同義ではなく、特定の方法を義務化しても、その方法のみに限定することに直結していないため、不適當である ・報告書における「インターネットによる公示を行うことができない管理事業者も存在すると考えられる」について、インターネットによる公示すらできない事業者は、管理事業を行う事業者として不適當であると考えべき【個人】 <p>(義務規定とする必要はない)【団体】【団体】</p>
<p>(4) 使用料規程、協議・裁定制度</p>
<p>①使用料規程の制定・変更時の意見聴取の義務化について</p> <p>(使用料規程の制定・変更時の意見聴取を義務化すべき)【団体】【団体】</p> <p>(一部義務化すべき)【個人】【団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な事業者の免除規定を設けて、通常は義務化すべき【個人】 ・映像作品に翻案されている原作、脚本等については代替性がない著作物の管理事業について義務

化すべき【団体】

- ・ 不当なものについては、事後的に制裁を加えるべき【個人】

(義務化すべきではない)

- ・ 意見聴取から協議に発展した場合、独占禁止法上の問題を考慮し、協議が使用料規定の額を定める必須条件でないことを明確化すべき【団体】

(利用者代表について)

- 利用者代表以外の利用者の意見が反映されにくい点の対応を報告書で提言すべき【団体】
- 利用者代表が存在しない利用区分における意見聴取が困難である点の対応を報告書で提言すべき【団体】

(利用区分について)

- 利用区分の設定方法の改善の対応を報告書で提言すべき【団体】
- 利用区分の設定方法の改善に係る利用者等との協議の機会を手続き上保障すべき点の対応を報告書で提言すべき【団体】

(その他)

- 「利用者又はその団体から意見を聴取するよう努めたことを疎明する書面」(著作権管理事業法施行規則第14条)の内容と実態が一致するかを調査する体制を確立すべき【個人】
- 使用料規定の実施禁止期間について、当初の届出から30日以内から最大3ヶ月まで延長することができる(法第14条)とされるが、「最大3ヶ月」を改め「適正状態回復までの無期限延期」とすべき【個人】
- 管理事業法第14条1項及び2項については、届出がなされたことが利用者団体等に周知されなければ、実効性をもたない【団体】
- 使用料規定の策定について、著作物は代替性のないことを特徴とするため、市場の原理が働くとは限らない点を報告書は考慮していない【団体】
- 代替性のない著作物を対象とした使用料規定については、管理事業登録時にその合理性を文化庁において厳密に検討すべき【団体】
- 登録を経た使用料規定についても見直しの機会を設けるべき【団体】
- 現行法においても、意見聴取努力義務規定違反や、管理事業者が著しく高い使用料を設定した場合は、文化庁は使用料規程の実施禁止期間の延長命令等により、使用料について管理事業者に対し是正措置を求めることができるとのことだが、現在、死文化している。特に利用者団体が存在しなかったいくつかの事例については、この是正措置が適切に運用されていくことで、問題が大きくなることを防止することが出来た。【個人】

② 指定管理事業者の使用料規程に関する協議・裁定制度について

(協議・裁定制度の対象を拡大すべき)

- 指定管理事業者の使用料規程に関する協議・裁定制度について管理事業者にも拡大すべき【団体】

(協議・裁定制度の規制を強化すべき)

- 旧仲介業務法における使用料「認可制」に戻すことについても検討すべき【団体】

(協議を義務規定とすべきではない)

- 協議を「使用料の額の交渉」という観点で考えた場合、独占禁止法等の問題もあり、協議は使用

料規定の額を定めるにあたって必須条件でないことを管理事業法に明確化すべき【団体】

(利用者等について)

- 利用者代表に対する要件が厳しく、一般利用者は交渉に参加できない【個人】
- 報告書における「利用者団体と協調しほぼ合意された」という記述が不可解であり、事業者側の適切な対応がなされていないような疑念を払えない【個人】
- 報告書における「利用者代表が存在しない場合は関係の利用者団体と協議した」という記述が不可解であり、事業者側の適切な対応がなされていないような疑念を払えない【個人】
- 利用者代表という概念は不明確であり、それを組織することを義務づけるというのは不可能である【個人】
- 著作物の利用は産業財産権の利用とは異なり、必ずしも義務性を帯びるものではなく、業務利用以外について組織を義務化することは不当であり、再考すべき【個人】

(裁定制度について)

- 裁定制度と並行して、より迅速な解決を図るためみなし使用料等の決定が可能な第三者機関を創設すべき【団体】【団体】

(文化庁の対応について)

- 映像作品を二次利用する際、利用者にとって代替性がなく、管理事業者間の競争を通じた市場原理により適切な額に収斂することが全く期待できない点を考慮し、利用区分の見直しのみならず、協議・裁定制度についても、文化庁による利用者の立場に立った指導・助言が求められる【団体】

(仲介業務法時代からの経過について)

- 仲介法時代に設定された使用料規定から現状の規定に継続されている要素について、分析を行い、不当な部分については解消適正化するための経過的措置（附則条項）が必要である【個人】
- JASRAC 演奏権徴収区分業種 5 は不当に高額であり、附則第 14 条の撤廃、管理事業法に切り替わった後、実質的内容が継続されているためである【個人】

(5) その他

①包括利用許諾に係る使用料のあり方について

(使用料のあり方について)

- 音楽の著作物の放送や演奏、通信カラオケ、インタラクティブ送信等の分野では、ほとんどの楽曲や元となる音源が特定可能であり、POS システムやデータベース管理が容易になっていることを鑑み、個別の利用について利用実態を補足する方向で検討すべき【個人】
- 管理事業者間での一定の共同作業が必要である【個人】

(現状について)

- 「ウ. 結果」の以下の記述は実態と異なる
 - ・旧仲介業務法の時代であっても、JASRAC が包括許諾を与えられるのは、管理著作物だけであり、それ以外は、別途著作権者から許諾を得る必要がある点は現在と変わらない【団体】【団体】
- 現状について、「管理事業者が使用料徴収を強化した結果、過去の公正な慣習に基づいて利用していた事業者が過去に遡って包括契約を迫られているという状況がある」という趣旨の文章の追加を求める【個人】

(その他)

- 「イ. 意見募集の内容」の冒頭「新規参入の管理事業者から利用許諾契約の締結を求められる結果」は適切でないので「管理事業者の新規参入により管理事業者が利用許諾契約の締結を強化した結果」に修正することを求める【個人】
- 「ウ. 検討の結果」に「管理事業法で特別の規定を置いていない包括許諾契約のあり方について、関係団体の意見により検討を深めることが必要である」という趣旨の文章の追加を求める【個人】

②その他

- 管理事業者のあり方について、解体やNPO 法人化を視野に入れ早急に解決すべき【個人】
- 著作権料の過剰な集金について、「音楽文化の振興」妨げることがないように方法と請求対象を見直すべき【個人】
- 管理事業者は時代に即した透明度が高くわかりやすいサービスを提供できるように改革を行うべき【個人】
- 権利者への不透明な分配について、利用者と権利者の間に JASRAC などの団体が介入しなくても金銭のやりとりが行えるようにすべき【個人】
- JASRAC の存在意義がわからない【個人】

4 まとめ

(検討結果について)

- 非一任型の管理事業の規制、管理事業者の役員の兼職、管理事業者の守秘義務、管理著作物の情報提供、管理権限の開示義務及びインターネット公示については、早急に制度改正を検討すべき、検討には利用者側の委員を含むべき【団体】
- 文芸分野等においては、著作者（著作権者）から出版社に管理を委託され、海外への翻訳権の許諾義務や映画化・ドラマ化等の許諾窓口となる場合、非一任型の管理業務を規制すべき【個人】
- 非一任型については規制緩和政策からも規制すべきでない【個人】
- 一管理事業者内における「一任型」、「非一任型」が混在することに関して、文献複写の場合には、その複写利用の目的等によりやむを得ない【個人】
- 公示（情報公開）については早急に改善すべき【個人】
- 「特に利用者側からは規制の強化を求める意見が多く見られた」とあるが、「既存の指定事業者」と「新規参入行う指定事業者」が「公正な競争」を行える環境を整備することが求められているとすべきである。規制を強化すべきとする意見が多いとするのは、誤りであるので訂正を希望する【個人】
- 報告書における「現行法の枠内で対応可能と考えられるので、文化庁はその手続の改善等に配慮すべきである」について、現状を見る限り文化庁が対応能力を持ち合わせているかについて疑問がある【個人】
- 「著作権等管理事業法の見直しに関する報告書（案）」は、結論的には、直ちには著作権等管理事業法の改正や特段の対応をすべき事項はないとしているが、見直しが不十分なものに止まっており、再度、管理事業の現状・実態についての一層の調査を行い、具体的な対応が取られるべき【団体】
- 「著作権等管理事業法の見直しに関する報告書（案）」は、制度論に終始し同法見直しに消極的と思われ、既に当協議会会員企業の一部が管理事業法に起因して訴訟を受けているような激しいビジネスの現場実感とは大きな乖離を感じる。新しい法律のもとで複数の管理事業者が業務を開始したことにより、著作物の利用者である当協議会会員各社には旧来の仲介団体との間では問題とならなかった新たな問題やリスクが生じており、現状では本来法律が期待している趣旨からは程遠い状況がいくつか生じている【団体】【団体】

(その他)

○＜現状の問題点＞

JASRAC 信託曲を非一任型の事業者や個人に移管する際に JASRAC での許諾条件（包括契約等）も移転先の事業者引き継がなければならない、契約主体者双方の利益が無視されて市場が大混乱を来す。

＜解決方法及び提言＞

・作品 A が事業者 X から事業者 Y に移管された際、A について利用者が X から許諾を受けた使用許諾条件は自動的に Y にも引き継がなければならない事を規定化する。

（ライセンス移転の際の利用許諾条件の効力持続）。

・海外の権利保有者との著作物利用許諾契約においては、権利保有者が移動した際に許諾条件の保持継続は当然のことであり、条件の継続が担保されなければ、前権利者、移転先権利者、利用者の三方全者にとって不利益が生じる。

・事業者は仲介業務法時代の JASRAC との包括契約において、超長期の許諾期間を前提に事業を企画構築・投資している。当該契約を元に管理事業法との整合性を取るべきと考える。

【団体】【団体】

○映像作品に翻案されている原作及び脚本の著作物並びに映像作品に複製されている音楽の著作物について、当該映像作品を二次利用するに際し、それらの代替がなく市場原理は働かない、また許諾を得られなければ映像作品を死蔵させることになる。このような原著作物等の管理事業を行っている管理事業者については、他の管理事業者とは異なる取扱いが必要である【団体】

○管理事業法全般について（文献複写において）、新規事業者が参入し、複数の管理団体が存在することになり、許可手続きの煩雑化、日本国としての諸外国との代表窓口が不明確になってしまったこと、管理事業者の管理体制の不備などを考えると早急に見直しを検討する必要がある【団体】

○JASRAC を解体すべき【個人】

○教科書準拠等教材作成について、管理事業法の埒外で活動する非一任型の民間業者が高額な使用料を求め、許諾しない場合があるため、一任型の団体で、あらゆる作品が処理できる体制を望む【団体】

○学校現場で教科書と両輪となって使用される評価教材については、教科書の補償金制度に準じた扱いにすべき【団体】

○個人利用者であっても裁定制度を柔軟に運用できるようにするなど、生じている問題を確実に汲み取ることが出来るようにすべく、対策が必要である

【個人】

第2節 著作権契約の在り方等について

1 はじめに

我が国では、放送番組、映画、音楽CD、書籍・雑誌、舞台作品など様々な作品（以下「コンテンツ」という）が製作されているが、当該コンテンツに係る著作者等とコンテンツ製作者等との契約や取引の形態によっては、コンテンツの流通が不必要に制限されたり、分野によっては著作者等に不当な契約条件を強いている場合があるのではないかとの指摘があるところである。

契約・流通小委員会では、このような問題提起を踏まえ、望ましい契約システムとは何か、また、それを実現するためにどのような方向性で関係者が取り組みを行うべきかについて検討を行った。

検討に当っては、放送番組制作、映画製作、音楽出版、レコード製作、出版、演劇、コンサート事業を事例として採り上げ、これら各業界に所属する委員等から当該業界における著作権契約の状況について説明を受け、これをもとに意見交換を行い、提言をまとめた。

2 各業界における著作権契約の現状

（1）放送番組制作

放送番組には、大きく分けて放送事業者が自ら制作する番組（局制作番組）と外部の制作会社に発注して制作する番組（発注番組）の2つがある。番組制作や利用にあたり番組制作者等が契約すべき著作者等は多岐にわたるが、日本放送協会（以下「NHK」という）や(社)日本民間放送連盟（以下「民放連」という）と各権利者団体との間で著作物等の利用に関するルールの整備が進んでおり、これらに従い契約が行われている。

なお、下請代金支払遅延等防止法の改正によって、放送番組の制作についても同法の対象となり、今後は書面による契約が増えると考えられている¹³⁵。

①局制作番組

ア 原作、小品等

¹³⁵ 下請代金支払遅延等防止法では、下請取引の公正化の観点から、発注元の事業者に対し、契約の際には下請けの内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等を記載した書面を下請事業者に交付することを義務付けているが、平成16年4月1日から施行された同法の改正により、新たにプログラムや映画、放送番組等の情報成果物の作成にかかる下請取引等が規制対象となっている。

ドラマや舞台中継における原作（小説等）の利用や、番組中における詩又は短歌、俳句等の小品の利用については、当該著作物が（社）日本文芸家協会（以下「日文協」という）において管理されているもの場合には、日文協に利用許諾を求めることとなる。日文協は著作権等管理事業法に基づく著作権等管理事業者（以下「管理事業者」という）であることから、日文協から利用許諾を得て、文化庁に届出た著作物使用料規程に基づき使用料を支払うことになる。なお、使用料規程では、番組の放送に限らず、当該番組の様々な利用形態について使用料額が定められている。

日文協において管理されていないもの場合には、直接に個々の著作者と交渉し契約を結ぶこととなる。

イ 脚本

脚本の執筆を依頼する際には、依頼しようとする脚本家が、例えば（協）日本脚本家連盟（以下「日脚連」という）に属している場合には、NHK・民放連と日脚連との間で結ばれている団体協約書に定める契約条件に従い、放送事業者と脚本家との間で執筆委嘱契約を結ぶこととなる。脚本家に支払われる脚本料には当初の放送に関する使用料が含まれているため、日脚連は使用料を徴収しないが、番組を改めて再放送する際には、放送事業者は管理事業者である日脚連に利用の許諾を得て、団体協約に基づく使用料を支払うこととなる。なお、使用料規程では、番組のビデオ化やCATVへの番組供給などについても使用料額が定められている。

日脚連や同様の団体である（協）日本シナリオ作家協会（以下「シナリオ作協」という）に属していない脚本家とは、直接に交渉し契約を結ぶこととなる。

ウ 音楽

我が国では既成楽曲の多くが管理事業者である（社）日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」という）によって管理されているため、音楽著作物の利用に関するほとんどの契約は、JASRACとの間で行われることとなる。なお、JASRACの使用料規程では、音楽の放送に限らず、様々な利用形態について使用料の額が定められている。

なお、放送番組のテーマ音楽や主題歌等として作詞・作曲を委嘱して楽曲を作成する場合には、当該楽曲の利用の独占性を確保する観点から、これをJASRACの管理からはずし、番組の製作者に著作権を譲渡したり、JASRACの利用許諾なしに音楽を利用できる範囲を定めたりすることが可能となっている。

エ 実演

番組への出演契約は、通常は、実演家の所属するプロダクション等と放送事業者との二者契約、あるいは、実演家個人を加えた三者契約により行われ、この契約において、実演家の放送権に関する契約が行われる。ただし、事前の番組の収録については、原則として放送のための固定制度（第93条）により行われ、実演家から録音・録画の許諾を得ていないので、当該番組の二次利用については、原則として改めて実演家の許諾を得なければならない。なお、放送のための固定制度を用いて作成した録音物又は録画物を用いた放送等を行う場合には、実演家に相当の報酬を支払うことを条件として実演家から許諾を得た放送以外の放送が認められている（第94条）。NHK・民放連と(社)日本芸能実演家団体協議会（以下「芸団協」という）・実演家著作隣接権センターの間では、再放送について協定書が結ばれており、これらの協定に基づき報酬が支払われることになっている。

また、商業用レコードを使用して番組の放送を行う場合においては、放送事業者が歌手等の実演家に対して、商業用レコードの二次使用に関する指定団体（第95条第5項）である芸団協を通じて二次使用料を支払うこととなる。具体的な使用料については、NHK・民放連と芸団協とが協議して定めることになっている。

オ レコード

放送事業者が放送番組中のBGMや挿入曲として商業用レコードの音源（レコード）を使う場合には、放送のための一時的固定制度（第102条）を用いて当該レコードの複製が行われ、当該番組を二次利用する場合には改めてレコード製作者の許諾が必要となる。なお、一定範囲の二次利用については、NHK・民放連とレコード協会との間で契約がある。

また、商業用レコードを使用して番組の放送を行う場合においては、レコード製作者に対して、商業用レコードの二次使用に関する指定団体（第97条第3項）である(社)日本レコード協会（以下「レコード協会」という）を通じて二次使用料を支払うこととなる。具体的な使用料については、NHK・民放連とレコード協会とが各々協議して定めることになっている。

②発注番組

外部の番組制作会社に発注して番組を作る際には、放送事業者と制作会社との間で個別に制作委託契約が結ばれる。番組制作において用いられる著作物等に関する契約については、そのほとんどを制作会社側に委任することが一般的である。

なお、番組制作委託における公正性・透明性のより一層の向上を目的として、総務省の「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」において、平成16年3月、「放送番組の制作委託に係る契約見本（契約書の必要事項）」を取りまとめ、公表したところであり、在京のテレビ放送事業者は、これを踏まえ、制作委託契約の契約方針を公表している。

（２）映画製作

映画を製作する際には、基本的には、映画製作者とそれぞれ原作者、脚本家、監督、出演者、スタッフ（撮影、技術等）、テーマ音楽等（委嘱楽曲）の著作権等との間で、著作物等の利用に関する契約条件も含め個別に契約が結ばれる。

なお、以前は書面による契約が少なかったが、最近では書面による契約が増えつつあるようである。ただし、映画業界については、映画製作者の規模等によって組織的に契約実務をしているところとそうでないところがあり、全ての映画製作者において書面による契約が行われているわけではないようである。

なお、特記すべき点は以下のとおりである。

①俳優等の実演家との契約

俳優等の実演家との契約については、映画製作者は、出演契約の際に実演家から録音・録画の許諾を得ているので、映画の二次利用については原則として実演家の権利が働かないことになっている（第91条第2項）。我が国の映画業界では、長年の慣行から、当該映画のビデオ化等の二次利用にあたって、実演家に追加の報酬が支払われることがほとんどなかった。しなしながら、最近における映画の二次利用の多様化や実演家への利益の還元等に関する議論を踏まえ、関係団体間で協議が行われた結果、二次利用に関する追加の報酬については柔軟に対応することとし、必要に応じ二次利用に関する事項についても予め契約書で定める方向で関係者の合意形成が行われつつあるようである。

②使用音楽に関する契約

映画の中で使用されるテーマ音楽や主題歌については、作詞家・作曲家に委嘱し当該映画用の曲を新たに創作するケースが多く、JASRACの場合においては（１）①ウのなお書きのとおりであるが、実務的には、契約が書面で行われることは少ないのが現状のようである。

なお、既存楽曲の利用については、ほとんどの場合、JASRACと契約を行うこととなるが、特に洋楽の映画録音権については、JASRACに許諾権限がないケースが多く、非一任型の管理となっているため、使用料の額を個々の

音楽出版社と取り決めなければならない場合が多い。

③二次利用

ビデオ販売，テレビ放映，映像配信など，映画を二次利用する際には，映画製作者と二次利用者との間で，当該映画の利用許諾契約が行われる。また，原作，脚本，音楽等の著作物の利用に関する契約については，改めて当該著作者等と契約を行うことになるが，管理事業者が権利を管理している場合には，一般に使用料規程に基づく使用料額を支払うことにより利用が許諾されることになる。

(3) 音楽出版

作詞家・作曲家が楽曲を創作し，これを普及させようとする際には，通常は，音楽出版社との間で楽曲ごとに条件付きの著作権譲渡を基本とした音楽出版契約を結び，当該音楽出版社が契約に基づき楽曲の管理及びプロモーションを行うことになっている。

契約については，音楽出版というビジネスが始まった当時から書面で行われてきたが，1976年に(社)音楽出版社協会が「著作権契約書統一フォーム」という統一的な様式を作成した。その後，著作権等管理事業法の制定を契機とし，音楽出版社及び作詞家・作曲家の代表による協議を経て，平成13年に改訂版を定め，現在はこの様式が主要音楽出版社で用いられている。

(参考) 著作権契約書統一フォームの主な条項

条項	内容
第1条(目的)	譲渡
第2条(保証)	著作者の完全な創作物で，音楽出版社に支障，損害を与えない保証
第3条(地域及び期間)	地域は全世界，期間は自由に選択
第4条(譲渡の範囲)	著作権法27条，28条の権利を含む，現在及び将来において著作者が有する一切の権利
第6条(著作権管理の方法)	自由に選択 * 支分権(演奏権，録音権，貸与権，出版権) * 7つの利用形態 5 映画への録音の利用形態に係る権利 6 ビデオグラム等への録音の利用形態に係る権利

	7 ゲームソフトへの録音の利用形態に係る権利 8 コマーシャル放送録音の利用形態に係る権利 9 放送・有線放送の利用形態に係る権利 10 インタラクティブ配信の利用形態に係る権利 11 業務用通信カラオケの利用形態に係る権利
第10条（著作権使用料）	著作権譲渡の対価
第17条（第三者への権利譲渡等）	売却・譲渡の禁止
第20条（契約の解除等）	10年を超える契約の場合，両者協議の上解約が可能

（４）レコード製作

レコード製作を行う際には、原則として音楽の著作権及び歌手・演奏家等の実演家の著作隣接権に関する契約が必要であるが、音楽の著作権については、多くの場合、レコード会社や原盤製作者とJASRAC等の管理事業者との間でのレコード録音に関する利用許諾契約により処理がなされている。

また、著作隣接権については、レコード会社等と実演家や当該実演家が所属するプロダクション等との間で契約が結ばれるが、書面による契約が一般的である。

さらに、レコード会社が、例えば音楽CDを製造販売するためには、自社で原盤を作成した場合を除き、他社から原盤の提供を受けなければならないが、その際には、次のような契約（①ii），iii），iv）がおこなわれることになる。

①レコード（原盤）契約の種類	i）レコード会社原盤の契約 ii）共同制作原盤譲渡契約 iii）原盤独占譲渡契約 iv）原盤供給契約 ※i～iiiは原盤権をレコード会社に帰属させるもの。
②原盤の利用範囲	複製，頒布，送信可能化等の範囲
③対価	印税方式が一般的
④契約期間	i～iii 2～3年間の専属契約が一般的 iv 2年間の複製頒布等
⑤地域	i～iii 全世界が一般的 iv 日本のみが一般的
⑥その他	印税の対象，支払手段，アドバンスの有無等

なお、契約の単位としては、個々の企画ごとに原盤単位で行われる単発契約（ワンショット契約）、一定期間独占的にある実演家に係るレコードを発売することを定める専属契約、会社単位あるいはレーベル単位の期限付きの原盤供給契約であるレーベル契約がある。

（５）出版

出版業界における契約については、書籍、雑誌、コミックといったジャンルごとにその態様が異なっている。

①書籍

書籍については、出版社と著作者との間で出版物ごとに個別に出版権設定契約を結ぶのが一般的である。なお、（社）日本書籍出版協会では契約書のひな型を作成しているが、必ずしも統一的に用いられているわけではなく、出版社ごとにそれぞれ独自の様式が用いられている。

（参考）（社）日本書籍出版協会作成契約書のひな型の主な条項

条項	内容
第 1 条(出版権の設定)	契約の種類：出版権設定契約
第 5 条(類似著作物の出版)	類似出版物，同一書名の出版物の出版禁止
第 1 6 条（著作権使用料及び支払方法・時期）	印税方式 ※印税方式と一括払方式があるが，前者が一般的
第 1 9 条（複写）	複写権の管理を出版社に委託
第 2 0 条（電子的使用）	電子媒体による発行・公衆送信について出版社に優先権を認める。具体的条件は協議。
第 2 1 条（二次的使用）	二次的使用に関する処理を出版者に委任
第 2 6 条（契約の有効期間）	契約の有効期間を定める ※アンケートでは3年とする例が最も多い
第 2 7 条（契約の自動更新）	契約の自動更新，有効期間を定める ※アンケートでは有効期間は1年とする例が最も多い

②雑誌

一般雑誌については、継続出版の可能性が低く、出版権設定にはなじまないため、書面による出版権設定契約が結ばれることは少ない。主として学術・専門雑誌においては、執筆要項によって原稿料を含む契約内容を明示するとともに、個々の著作者への執筆依頼状を送付し、その承諾書を返送してもらうこと

によって、出版契約書の締結に代えている場合が多い。自然科学系のいわゆる論文誌においては、雑誌ごとに制定した投稿規定を当該誌に常時掲載し、論文の掲載条件について事前に了解することを前提に原稿を受け付けている。

③コミック

コミックについては、近年、二次利用の増加、著作者及び出版社双方の契約意識の向上、著作権法改正による貸与権の新設等を背景に、出版契約の締結割合は高まっているといえる。ただし、出版社によっては、漫画家との専属契約を結ぶことにより個々の著作物についての出版契約書に代えているケースもある。

コミックは、雑誌に連載された後に単行本化されるケースがほとんどであり、通常、週刊誌の3カ月分の連載で単行本1冊になる。少なくとも単行本化されてはじめて、キャラクター使用やアニメ化等の二次利用の可能性が出てくるため、契約は雑誌連載時ではなく単行本化の際に結ばれるケースが多い。契約の方式としては、単行本の全巻について包括的に行う方式と、各巻ごとに行う方式とがある。

二次利用については、単行本化に際しての出版権設定契約では出版社に優先権を与える旨のみを定めておき、条件等の詳細は具体的な案件ごとに改めて協議するのが一般的である。

(6) 演劇

演劇公演の形態としては、主催の主体によって、劇場を有するような演劇興行事業者が行う劇場公演、劇団が行う劇団公演、企画制作事業者等が行うプロデュース公演、国や地方公共団体が主催する公演等があり、それぞれ主催者側と実演家等との間で出演契約が結ばれる。

フリーの実演家の場合、契約が書面により行われることは少なく、口頭やスケジュール表、配役一覧（香盤表）等により契約内容を確認することがほとんどである上に、確認事項は仕事の内容及びスケジュール等が中心となっており、報酬の額や報酬の支払い方法、支払い時期等については確認されないケースも多く、契約内容が曖昧になりがちである。

一方、劇団や事務所、プロダクション等に所属する実演家については、プロデュース公演等の際には、劇団等と主催者側で契約書を交わす例が増えてきているが、契約内容は主催者ごとに様々であり、また、主催者側から一方的に示されることが多い。

また、舞台公演を中継やパッケージソフト化等の方法で利用することを考え

た場合、例えば、舞台照明の手法が異なってくるなど、当該利用方法を予め想定した制作を行う必要があり、一部ではこれを積極的に進める劇団もあるようであるが、現在のところでは、公演の多くは二次的な利用を想定せずに行われている。このため、書面により契約が行われる場合であっても、二次的な利用やその場合の報酬の額等については、別途協議としている例が一般的である。実際、現代演劇に関わる実演家の年収に占める、著作権料及び著作隣接権料による報酬の割合は平均して0.7%に過ぎないという調査もある。

なお、その他の問題点としては、依頼日からスケジュール等の詳細が確定するまでの期間が平均して約51日間と長いという問題、舞台出演に伴うけがの補償が不十分であるという問題がある。

芸団協では、実演家が安心して創作活動ができる環境作りの一環として、舞台公演に限らず個別契約が結ばれにくい状況にかんがみ、制作者と出演者の間で、出演契約における基本的事項（制作者・出演者の所属事務所・出演者の義務、書面契約による出演依頼、スケジュールの変更、出演料の支払日等9項目）を定めた約款（案）を関係者に提案している。

（7）コンサート事業

コンサートには、コンサートプロモーターが内容を独自に企画する自主興行と、アーティストが所属するプロダクションの発意により行われる委託興行とがあるが、現在は委託興行が主流となっている。この場合、公演内容に関する契約については、例えばコンサートツアーの場合には、個々のコンサートプロモーターが実演家、プロダクション及びレコード会社との間でそれぞれ結ぶのではなく、制作会社が一括して行うのが通例である（ただし、自主興行であっても、コンサートプロモーターが直接に契約をするのではなく、制作会社に契約関連実務を委託するケースが多い）。

また、コンサートに使用される楽曲等の利用許諾については、コンサートプロモーターの団体である（社）全国コンサートツアー事業者協会とJASRACとの間で平成12年に業務協定を締結し、同協会の会員社については、コンサートごとの許諾ではなく、包括的な契約処理がされている。

コンサートの二次的な利用として、CD、DVD等のパッケージ制作や放送が行われることがあるが、この場合には、コンサートの委託契約とは別に、その二次利用の用途別に関係者間で契約が行われることになる。

3 検討結果

以上のとおり、いくつかの分野について、著作権等に関する契約の状況を概観してきたが、分野によって、契約システムが整備されているところとそうでないところがあることが分かる。コンテンツの流通促進が大きな課題となり、また、下請代金支払遅延等防止法の改正が行われたことを契機として、契約システムの整備が重要となってきたので、契約システムをよりよく機能させるための方策について検討を行った。

(1) 書面による契約の促進

書面による契約は当事者間の権利義務関係を明確化し、事後的なトラブルを防止する上で有効である。とりわけ著作権等に関する契約については、著作権等の帰属や著作物等の利用条件が曖昧になりやすいことから、書面による契約が特に要請される場所である。

また、コンテンツの二次利用に関する条項を設けることについては、著作者等が管理事業者に著作権等の管理を委託している場合や、製作者団体や利用者団体と権利者団体との間で二次利用のルールが定められている場合などを除き、二次利用の円滑化を図るためにも重要な事項であると考えられる。

著作者等及びコンテンツの製作者等においては、このような書面による契約の重要性を十分に認識し、個々の契約に際しては、必要に応じて書面による契約を行うことが望ましいと考えられる。

(2) コンテンツの製作者等と著作者等の双方が納得できる契約内容の策定

① 著作者等の組織化及び団体間の協議を通じた契約条件の策定

コンテンツの二次利用が多様化する中で、書面による契約の重要性は(1)に述べたとおりであるが、次に重要になるのが契約の内容である。契約の内容は、基本的には当事者同士の話し合いの中で決まるが、当事者の交渉力の差や契約に関する知識の差によっては、一方の当事者が不利になる場合もありうる。かつて権利者団体の中には、契約をしないと二次利用の際には著作者側に有利になるとし、所属の会員に契約をしないことを奨励していた例もみられるが、コンテンツの円滑な流通を図るためには、そのような消極的対応には問題がある。特に著作者等においては、著作権等の管理をプロダクション等に任せている場合を除いては、相対的に交渉力が弱い。このような場合、著作者等の側としては、当事者双方が納得で

きる契約内容を策定するために、著作者等の組織化を進め、例えばコンテンツの製作者等と権利者団体の協議を通じて一定の契約条件作りを進める方法も考えられる。その例として、放送業界の場合には、NHK・民放連と各権利者団体との間で放送番組の二次利用に関する契約システムが比較的整備されている。

組織化のための方法としては、例えば、日脚連やシナリオ作協の例でも見られるように、中小企業等協同組合のスキームを活用して一定の契約条件を定める方策も有効であると考えられる。中小企業等協同組合法は、中小企業者等の公正な経済活動の機会を確保するため、中小企業者等が組織しうる協同組合について定める法律であるが、同法第9条の2では、組合が組合員の経済的地位を改善するための手段として団体協約の締結を行うことを認めている。団体協約の効果は組合員に対して直接に及ぶものとされており、また、団体協約に違反した契約については、その違反する部分は排除され、当然に団体協約に従って行ったものとみなされることとなっている。

また、芸能実演家の団体である芸団協、文芸作家の団体である日文協、歌舞伎俳優の団体である(社)日本俳優協会のように公益法人として著作者等の組織化を進め著作物等の二次利用等の契約条件に関するルール作りを行っているところもある。

なお、これらの団体のほとんどは、著作権等管理事業法で規制されている形式かどうか（一任型か非一任型か）にかかわらず、著作権等の管理業務もあわせて行っている。

②標準的な契約内容の策定及び普及

権利者団体やコンテンツ製作者等の団体が、著作権等に関する標準的な契約内容を含めた契約書のひな型を策定し、これを関係者間に普及させることも、個々のコンテンツ製作者等と著作者等が個別に交渉し契約条項を決めていくことに比べて、契約内容の明確化のために有効である。

契約書のひな型については、関係者間で十分に普及した場合には、i) ひな型の契約内容が業界のルールになるという効果、ii) 個々の契約交渉のコストの軽減、iii) 将来の利用に関する条項等の契約もれの防止等の利点が考えられるほか、契約の書面化の促進にもつながることとなる。

また、契約書を結ぶ時間的制約がある場合や業務形態が多様で契約書のひな型が機能しない分野については、標準契約約款の策定で対応することも考えられる。約款については、その利用方法として、個々の契約において、約款の内容に従った書面による契約が結ばれる場合と、当事者間で契

約内容は約款に従う旨を確認するのみで書面によらない契約が行われる場合とが考えられる。前者については、契約書のひな型の機能もあわせ持つことになるが、後者については、より簡易に契約書のひな型の利点を享受できるという長所がある。

標準的な契約内容の策定については、分野によっては、その形式も含め当事者同士に任せた方がよい場合もあるし、個々の契約ごとに柔軟に対応できるようひな型等にある程度の自由度を持たせることが必要な場合もあるので、関係団体等においては、その分野の業務形態や契約実態も見ながら取組みを進めることが望ましい。

また、契約書のひな型等の策定にあたっては、コンテンツ製作者等の側又は著作者等の側が、一方の立場だけに都合のよいものを作成したとしても、それらが円滑に普及しなかったり、かえって紛争になることも考えられる。特に約款については、双方の立場を代表する関係団体間で十分な協議と合意形成が行われることが望まれる。

なお、音楽出版業界においては、(社)音楽出版社協会が作詞家・作曲家側の意見も反映した統一的な契約書のひな型を作成し、これを会員社等で用いることにより、作詞家・作曲家側の利益にも配慮した契約秩序が形成されているのは参考になろう。

(3) 著作権等管理事業による著作権等の集中管理の促進

①一任型管理事業の普及による契約の円滑化

我が国では、音楽、脚本、複写などの分野で著作権の一任型管理（使用料の決定権も含め管理事業者に管理を一任するもの）が発達してきた。また、文芸作品、レコード実演、レコードなどについても、利用形態は限定されるものの、一任型管理が行われている。例えば、音楽の場合、放送、コンサート、カラオケ等のように、特定の利用方法で大量の音楽を利用する事業の場合には、管理事業者との間で一括して利用許諾契約を結ぶことで多数の著作権者と個々に利用許諾の契約を行う手間が省けることになる。最近では、急速に1000億円規模の市場に成長した着メロ市場も著作権の集中管理の結果であり、音楽配信サービスについても、配信事業者と管理事業者との間で使用料のルールができています。また、レコード録音や出版のように、個別契約で対応可能な分野においても同様である。

著作権等管理事業法は、著作権等の一任型管理を規制しているが、管理事業者の利用者からの許諾の求めに対する応諾義務が課せられ（第16条）、また、使用料は原則として使用料規程に明示することが定められている（第

13条)。したがって、利用者側から見れば一定の使用料を支払いさえすれば許諾を得られることになり、二次利用に関する契約の円滑化を図れることになる。

最近では、映像コンテンツの流通促進が課題になっているが、映像コンテンツの場合、多数の著作権者等が関係していることから、二次利用に関する契約の円滑化を図るためには、この分野における一任型管理の推進を図る必要がある。現在、映像実演やレコードの分野において、一任型管理の取り組みが行われているところであるが、関係者の努力に期待したい。

②著作権等管理事業法に基づく使用料の設定

管理事業者が著作権等を一任型で管理している場合は、著作権等管理事業法により使用料設定の仕組みが整っている。特に市場の独占度が高い大規模な管理事業者については、利用者団体との協議を通じて使用料を設定することになっていることから（第23条第3項）、円滑な利用秩序を早期に形成するためには、必要に応じその仕組みを有効に活用する必要がある。

（４）権利者所在情報の提供

著作物等の利用にあたっては、そもそも利用許諾契約を結ぶべき著作権等の特定に困難を伴う場合が少なくない。特に映像コンテンツについては、多数の著作権等がコンテンツの制作に関与していることから、二次利用に当たっての契約は複雑にならざるを得ない。著作権等の特定を容易ならしめるためには、各権利者団体等が協力して権利の所在情報を体系的に整理し、利用者に提供することができる体制を整備することが重要である。現在、権利者団体、コンテンツの製作者団体等から構成されるデジタル時代の著作権協議会（CCD）では、各団体が権利者所在データベースを構築し、コンテンツ製作者等の問い合わせに答えるためのシステム作りに取り組んでいるところであり、同システムの早期の実現に期待したい。

（５）国内外の事例の研究

情報技術の進展等によるコンテンツの利用方法の多様化や、国際的なコンテンツ流通の機会の拡大等を考えると、著作権等に関する契約のあり方を検討することは引き続き重要な課題である。例えば、米国等では契約システムが発達しており、コンテンツの円滑な流通が我が国以上に確保されていると言われるが、分野ごとの契約実態や著作権等の利益がどのように確保されているかなど、十分な研究が行われているとはいえない。したがって、今後の検討の基礎資料とするためにも、国内外の著作権契約の事例に関する情報を

収集し、分析することが重要である。

(6) 文化庁の支援等

(1)～(5)の課題については、原則として、著作者等やコンテンツ製作者等、またはこれらを組織する団体等で取り組むべき事項であるが、制度に関する基礎知識や関連情報等の提供、また、課題に取り組むための相談などについては、文化庁も出来る限り協力すべきである。また、関係団体間の協議等についても、必要に応じ、協議の場を提供するなど、関係団体間の円満な合意形成に向けて積極的に支援する必要がある。

なお、著作権法では、著作権契約に関する条項としては、第63条（著作物の利用の許諾）、第79条（出版権の設定）程度しかないことから、適切な著作権契約の締結を制度面で支援するという観点から、契約関係の規定の整備を進めるべきではないかとの意見があったところであり、今後の検討課題であると考えられる。

第3章 国際小委員会

第3章 国際小委員会

はじめに

国際小委員会では、平成16年9月2日から、2年間にわたって計8回の会合を開催し、(1)現在世界知的所有権機関(以下「WIPO」という。)において検討されている「放送機関の保護に関する条約」(以下「放送条約」という。)案やフォークロアの保護など国際的なルール作りへの我が国の参画の在り方、(2)アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策の在り方、(3)ファイル交換やデジタル著作権管理(DRM)などのデジタル化に伴う著作権の国際的な課題への対応の在り方について検討を行った。

放送条約の検討については、平成15年度に議論した結果を踏まえながら、その後新たに生じた課題等を中心に今後の在り方について検討を行った。

フォークロアの保護については、WIPO等におけるこれまでの検討や各国の取り組み等を参考にしながら、我が国の取り組みの方向性を検討した。

アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策については、平成16年度からアジア各国との間で進められている自由貿易協定(FTA)及び包括的経済連携協定(EPA)の状況や中国等のアジア諸国等に対する海賊版対策の取り組み等を踏まえながら、今後の取り組みの方向性を検討した。

デジタル化への対応という将来の国際的な課題については、各国の法制度や産業界の取り組み、国内外の判例等を参考にしながら、我が国の今後の検討の方向性について検討を行った。

国際小委員会における検討の結果は以下のとおりであるが、国際小委員会としては、引き続きこれらの課題について、国際的な動向等を踏まえながら、検討を行う予定である。

第1節 放送条約への対応の在り方について

1 放送条約の検討の状況

WIPOでは、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応して、著作権及び著作隣接権に関する新たな条約の策定が進められている。既に1996年には、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」（以下「WCT」という。）及び「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」（以下「WPPT」という。）が採択されており、現在、「放送機関に関する新条約（以下「放送条約」という。）案」及び「視聴覚的実演の保護に関する新条約（AV条約）案」が検討されている。

放送機関の保護の在り方については、1998年以降2004年末まで11回にわたって、「WIPO著作権及び著作隣接権に関する常設委員会」（以下「SCCR」という。）にて検討がなされた。この間、10カ国（EUを含む。）から条約形式の提案があり、放送条約の保護の対象、放送機関に付与される権利など主要課題について精力的な議論がなされた。我が国も「論点に関する文書」を1999年の第2回会合に、「条約形式の提案」を2001年の第5回会合に、「インターネット放送機関の取扱いに関する文書」を2003年の第9回会合に提出するなど、放送条約の早期採択を目指して積極的に参画してきた。

2004年4月には、SCCRの議長より各国提案をまとめた「条約テキスト（Consolidated Text）」が提示され、2004年6月の第11回会合では、「放送条約の外交会議を適切な時期に開催する可能性を検討すること」について一般総会に諮ることが決定された。しかしながら、2004年9月の一般総会では、途上国を中心とする一部の国から「検討が十分ではなく来年の一般総会で改めて議論すべきである」との発言があり、「放送条約の外交会議の開催可能性」については、2005年秋の一般総会で再度議論されることとなった。

その後、2004年11月の第12回SCCR会合では、議長により修正された条約テキストについて実質的な議論がなされ、その議論を受けて2005年4月には、議長により再修正された「条約テキスト案」及び「ウェブキャストティングについての作業文書」が提示された（参考資料3-1参照）。さらに、アジアやアフリカ諸国等の地域会合での検討を経て、2005年9

月の一般総会では、さらに 2 回 SCCR を開催して、再修正された「条約テキスト案」及び「ウェブキャスティングについての作業文書」について議論を加速し、2006 年の一般総会において 2006 年 12 月又は 2007 年の外交会議の開催を求めることとされた。2005 年 11 月には第 13 回 SCCR が開催され、再修正された「条約テキスト案」及び「ウェブキャスティングの作業文書」についての議論が行われた。

放送条約はデジタル化・ネットワーク化に対応した、著作権関連条約の見直しの一部をなすものであり、他の著作隣接権とのバランスを確保するためにも、早期の採択が求められる。我が国は、条約策定に向けた国際的な議論に引き続き積極的に対応するため、本委員会において、我が国の方針を策定するための検討を行った。

2 放送条約への対応の方向性

(1) 放送条約の保護の趣旨について

本条約テキストでは、「放送機関」とは「音若しくは影像若しくは影像及び音又はこれらを表すものの公衆への送信並びに送信のコンテンツの収集及びスケジューリングについて、主導し、かつ責任を有する法人」と定義されており、送信する放送番組への関わりが考慮されている。

我が国著作権法においては、放送番組への関わりは規定されていないが、放送事業者の著作隣接権を整備した際には、ローマ条約における著作隣接権の根拠についての「その著作権との関係は、著作者がその著作物の公衆への伝達をこれらの権利の受益者に依存しているもので、後者は前者の補助者であるという事実由来する。」¹³⁶ という考え方を受けている。また、「著作物を公衆に伝達する媒体としての（中略）放送事業者等の行為に著作物の創作行為に準じた精神性を認め、労働保護あるいは不正競争防止の観点より一歩進んだ、無体財産保護的な保護を（中略）与えようとするものである」¹³⁷ との指摘もなされている。さらに、有線放送事業者を著作隣接権者に加えた際にも、「（有線放送事業者の活動には）放送番

¹³⁶ 隣接権条約・レコード条約解説（WIPO 事務局 1981 年、日本語版 著作権資料協会 1983 年）

¹³⁷ 著作権制度審議会第 5 小委員会審議結果（昭和 41 年 11 月）

組の制作、編成に著作物の創作性に準ずる創作性が認められる」¹³⁸との評価がなされている。

以上より、条約テキストは、我が国の著作権法制度の考え方に概ね沿ったものと考えられる。

(2) 条約の保護の対象について

①条約の保護の主体を法人に限定することについて

条約テキストでは、「放送機関」は「音若しくは影像若しくは影像及び音又はこれらを表すものの公衆への送信並びに送信のコンテンツの収集及びスケジューリングについて、主導し、かつ責任を有する法人」とあり、「法人」に限定されている。

ローマ条約では、「放送」は定義されているが、「放送事業者」は定義されていない。我が国では、著作権法に、「放送事業者」は「放送を業として行う者」とあり、業として反復継続性があれば法人に限らず対象となるため、放送の保護の主体を法人に限ることについては検討が必要となるが、実態としては、放送を行うためには一定の投資が求められること、また、権利調整のためには権利者を特定する必要があること等から、条約上は条約の保護の主体を「法人」に限定しても問題ないと考えられる。

②条約の保護の主体を「放送機関」と「有線放送機関」とすることについて

本条約テキストでは、「保護の客体となる放送行為」については、ローマ条約に規定されている「放送」のほか、「有線放送」が提案されている。これらの行為は、送信の形態により区分されており、それぞれ、無線又は有線を用いた送信形態として定義されている。

さらにこれを受けて、条約の保護の主体としては、「放送機関」と「有線放送機関」を規定し、「有線放送機関」については放送機関と同様の定義がされている。国内では、著作権法において「有線放送事業者」も著作隣接権者として位置付けており、「放送機関」と「有線放送機関」を条約の保護の主体として位置づけていくことが適当と考えられる。

¹³⁸ 著作権審議会第7小委員会結果報告書（昭和60年9月）

③ウェブキャストの取扱い

ア これまでの議論

ウェブキャストに関しては、欧米からそれぞれ提案がなされてきた。

米国は、海賊版対策の必要性から「ウェブキャスト（インターネット放送）を行う者を放送条約の主体として位置づけるべきである。」と主張してきた。また、EUは、「放送機関が放送と同時にネット上でウェブキャストを行う場合には本条約の保護の対象とすべきである。」と主張してきた。

これに対し、我が国をはじめとする大部分の国は、「ウェブキャストは現在まだ実態も事業形態も明確ではないことから、本条約の対象とすることは時期尚早である。」と主張してきた。

ウェブキャストの取扱いについては、2005年4月に議長により新たに纏められた作業文書において、二つの方法が提案されている。一つは、ウェブキャストを一旦条約の保護の対象としながらも、保護の義務については、条約批准時に締約国が相互主義の原則に基づき、通告または留保の宣言を通じて、一部または全部を保護する若しくは全く保護しないことを選択できる方法である。もう一つは、ウェブキャストを条約の保護の対象から一旦切り離し、それを条約に付随する法的に拘束力のある議定書（protocol）において規定すると同時に、議定書を批准するか否かについては締約国の選択に委ねる方法である。

イ 検討課題

修正前の条約テキストでは、「ウェブキャストはコンピュータネットワーク上で実質的に同時に公衆に対してアクセス可能にすること」と規定されていた。我が国の著作権法では、著作隣接権を同時送信の「放送」「有線放送」に対してのみ付与しているため、視聴者のアクセスに応じて個別に送信するウェブキャストを条約の保護の主体とすることに対しては、慎重な検討が必要であった。2005年4月の議長提案の作業文書で、ウェブキャストについては非強制的保護とされたことは、我が国のこのような考え方に沿っている。作業文書内での扱いの検討については、事業環境の変化に対応した重要な課題であることから、我が国とし

でも、将来の国際的な議論に備えて、引き続き検討を進める必要がある。

(3) 支分権の内容について

①利用可能化権の付与

条約テキストでは、欧米の提案等を受けて「固定された放送の利用可能化権」が規定されている。

一方、放送形態として技術的に固定されていない放送をそのままインターネットで送信する形態（サイマルストリーミング）が想定されることから、我が国は、固定の放送だけではなく、固定されていない放送についても、利用可能化権を付与する提案を行っている。

今後、インターネットなどネットワーク上での放送番組の違法な配信行為が増加することが予想される中で、固定の有無にかかわらず放送を無断で掲載した段階で侵害を捉えることができる「利用可能化権」は、権利者の立証の面からも非常に有効である。サーバーなどメモリーに蓄積せずに送信する形態（固定を伴わない形態）についても固定された放送の保護と同様に利用可能化権を付与することにより保護することが望ましい。

②再送信権の付与

条約テキストでは、「再送信行為」は「あらゆる手段での送信による公衆への送信」と定義されており、放送、有線放送、コンピュータネットワークを介した送信など、あらゆる送信形態が対象となっている。

一方、ローマ条約では、「再放送権」の形態は「放送行為」に限定されている。再送信権の形態をコンピュータネットワークを介した送信にまで広げた場合、コンピュータネットワーク上での再送信権は、WPPTでは認められていない「自動公衆送信権」とも重なるため、他の著作隣接権とのバランスを失すおそれがあるという指摘があることから、「再送信権」の形態は「放送」「有線放送」などに限定し、「コンピュータネットワーク上での再送信」は「利用可能化権」の一形態として付与する方が望ましい。

また、条約テキストでは、第6条に「同時の再送信」、第11条に「異時の再送信」を規定している。ローマ条約では、制定当時の放送の形態が主に生放送であったことから、同時の再放送に限定して権利が付与されて

いるが、近年は固定物による異時の放送が主流であることから、再送信権の対象として、同時だけではなく、異時も含めることが望ましい。

③放送の固定後の二次利用に係る権利

条約テキストでは、放送の固定物の二次利用に係る権利（複製権、譲渡権、送信権、利用可能化権）について、一律に「排他的許諾権の付与」という案がある一方、米国とエジプトの提案を受けて「禁止権の付与」という代案及び「禁止権の付与」をオプションとして選択できる代案も提示されている。これらの選択肢では、放送機関は、その許諾を得ないで作成された放送の固定物（無許諾固定物）の複製に関しては「排他的許諾権」（注：許諾を得て作成された放送の固定物の複製に関しては「禁止権」）を有するが、これら無許諾固定物の複製物の頒布と輸入、又は無許諾固定物を用いる送信並びに利用可能化に関しては、禁止権を有することになる。こうした提案の背景には、本条約の目的が放送コンテンツの保護ではなく、海賊版対策である以上、放送の無許諾固定物の利用に関しては、放送機関に禁止権さえ付与すれば足りること、そして、放送機関の許諾を得て作成された放送の固定物の二次利用に関しては、改めて「排他的許諾権」の規定を設ける必要がない、という考え方がある。

これに対し、「排他的許諾権の付与」を提案している多数の国は、禁止権自体が国際的になじみがない、禁止権の内容が不明確、禁止権では海賊版対策として不十分等の考え方を示している。したがって、禁止権だけで海賊版対策として十分か、放送の固定物の二次利用にあたっての放送機関の権利が適切に保護されるか等について、米国等の考えを聴取しつつ慎重に検討することが必要である。

④その他の支分権

その他の条約テキストに規定されている支分権については、現行著作権法でも既に放送事業者に権利が付与されており、放送条約においても権利が付与されることが適当である。

条約テキストの支分権	著作権法の規定
固定権	第98条，第100条の2
固定物の複製権	第98条，第100条の2
公衆伝達権	第100条，第100条の5

(4) 技術的保護手段及び権利管理情報について

①暗号解除の取扱いについて

アルゼンチン等からは，暗号化された放送を解除した場合に法的救済を講じる必要性から，「暗号解除に関する技術的保護手段」の条項が提案されている。また，スイス等5カ国は条約提案の中で，新たに暗号解除権を打ち立てる提案を出している。また，国内法のレベルで見れば，例えば米国では，デジタルミレニアム著作権法（以下，「DMCA」という。）において，著作物へのアクセスを制御する技術的手段の保護を規定している。

我が国の放送の現状を見ると，放送番組の暗号化は，衛星を用いた有料放送やケーブルテレビなどで，従来より行われてきた。また，2004年4月からは無料のデジタル放送において，コピー制御のためにB-CAS（BS-Conditional Access Systems）技術が利用されている。一方，放送や有線放送に関連する暗号を無断で解除することを可能とする装置が流通し，それを用いて有料放送を傍受するといった行為も生じており，今後，その状況について注視することが必要である。

本件については，各国における議論の動向を踏まえながら，著作権法及び関連する法制度による対応の状況を考慮しつつ，検討を行うべきである。

②権利管理情報に関する義務

条約テキストでは，「権利管理情報に関する義務」が規定されている。今後，放送のデジタル化に伴い生じる「違法複製」などを取り締まるために，電子透かし技術などを活用した権利管理情報に関する規定は有効である。このため，他の著作隣接権者とのバランスも考慮しつつ，条約において，権利管理情報に関する規定を設けることが適当である。

第2節 フォークロアの保護への対応の在り方について

1 フォークロアの保護の検討の状況

(1) フォークロアの定義

フォークロアとは、「民間伝承」や「民族文化財」等と呼ばれ、ある社会の構成員が共有する文化的資産である伝承の文化表現を意味する。具体的には、民族特有の絵画、彫刻、モザイク等の有形なもののほか、歌、音楽、踊り等の無形のものも含まれる。これまでも、様々なモデル規定や枠組み等によって定義がなされてきた。

なお、WIPOの「遺伝資源、伝承の知識及びフォークロアに関する政府間委員会」（以下「IGC」という。）の議論では、幾つかの参加国から「フォークロア」という言葉に異議が出され、現在、IGCの文書では、主にTCEs/EoF（「TCEs」はTraditional Cultural Expressions、「EoF」は「Expressions of Folklore」の略。）という表記を用いている。（ただし、この報告書においては、便宜、我が国でこれまで一般に用いられている「フォークロア」の用語を用いる。）

(2) フォークロアの保護に関する検討の経緯

フォークロアの保護に関する国際的な検討は、1967年、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約」（以下「ベルヌ条約」という。）改訂を行う外交会議において、フォークロアの保護の可能性について議論がなされ、ベルヌ条約第15条第4項(a)¹³⁹が規定された。

また、1982年には、WIPOとユネスコが共同で「不法利用及びその他の侵害行為からフォークロアの表現を保護する各国国内(立)法のためのモデル規定」を策定した。

さらに、1996年にWCT及びWPPTの新条約を審議する際に、フォークロアの保護に関する国際条約の検討を開始することが合意された。その後2000年にWIPOの一般総会で、遺伝資源、伝承の知識及びフォークロアを検討するための政府間委員会としてIGCの設置が決定された。その

¹³⁹ ベルヌ条約第15条第4項(a)：著作者が明らかでないか、著作者がいずれかの同盟国の国民であると推定する十分な理由がある発行されていない著作物について、著作者を代表し並びに著作者の権利を各同盟国において保全し及び行使することを認められる権限のある機関を指定する権能は、当該一の同盟国の立法に留保される。

後、現在まで 8 回にわたって IGC において議論がなされてきている。

(3) WIPO・IGC における検討の背景

フォークロアの議論は、伝承文化の保護・保存の観点と、それら既存の文化の自由な利用の観点の、双方のバランスを巡る議論であると共に、伝承文化の保護には民族の尊厳の保持という一面が強く存在している。例えば、著作権法の性格と目的からすれば、既に公有（パブリックドメイン）に帰した伝承の文化は、新たな文化創造のために「翻案」して利用するとしても、あるいは、商業的目的のために「複製」や「実演」などを行って利用するとしても、それらの利用については法的には何ら許諾を得る必要はない。

しかし、コミュニティにおいて伝承されてきた、コミュニティにとって精神的価値の高い儀式や音楽が、商業的に利用されることにより、またコミュニティ内における利用形態を越えた「不適切」なアレンジをされて世に広められてしまうことにより、それらの伝承の価値が損なわれるのみならず民族の尊厳を傷つける結果となることの懸念等が指摘されている。また、コミュニティにとっての秘密の儀式が、外部の人間によって「不適切」に公にされてしまうこと、高度な技術を必要とする伝承の手工芸が、外部の人間によって安く大量に生産されることにより、その伝統的価値が損なわれてしまうこと等の懸念も指摘されている。

IGC における議論は、そのような伝承の文化表現を不正使用からどのように保護するのか、保護するとすれば、どのような保護の方法が適切なのか、知的財産として保護すべきか、あるいは文化財保護の観点から何らかの手段を講じるべきなのか、保護する対象をどう定義するのか、など広範に及んでいる。

(4) 第 8 回 IGC の結果

第 8 回 IGC は、2005 年 6 月 6 日から 6 月 10 日に WIPO 本部において開催された。本会合においては、前回までの各国の意見や文書によるコメントを踏まえ、フォークロアの定義から、保護の対象、保護の方法や国際的な取り扱いまで詳細にわたって条文形式による具体的な枠組みを提案している「フォークロアの保護の目的と原則(改訂版) (Revised Objectives and Principle)」(WIPO/GRTKF/IC/8/4) に基づいて議論が行われた(参

考資料 3-1 参照)。

IGC では、フォークロアの保護に関する様々な制度を「柔軟に」選択し、自国の文化・慣習に合わせた保護制度を「包括的に」構築するという「包括性と柔軟性」の原則を尊重する先進国を中心とする国々と、この原則自体は基本的に支持しながらも、法的拘束力を有する枠組みを要求する一部の途上国が、それぞれの主張を繰り返し、最終日まで結論を得ることはできなかった。結局、IGC の会期を次の 2 年間の予算期間にまで延長 (extended) することを WIPO 一般総会に勧告することで妥協が図られ、WIPO 一般総会で延期は了承された。

このため、わが国として、引き続き WIPO におけるフォークロアの保護に関する審議に参画していくことが必要である。

2 フォークロアの保護に関する主な論点

(1) 保護の目的

フォークロアの保護に関する国際的な議論において、何を最終的な目標とするのかについて、いまだ国際的な合意は得られていない。事務局作成資料では、政策目的として、①フォークロアの不正使用の禁止、②伝承の文化の保護への貢献、③文化的多様性への貢献、④コミュニティーの発展と合法的な通商活動の推進、⑤フォークロアの使用について無許諾の者による知的財産権主張の排除、⑥確実性、透明性及び相互信用の強化などが挙げられている。

これまでの IGC の議論では、一部の途上国はフォークロアを財産的に価値あるものとしてとらえ、フォークロアを有する地域社会への一定の経済的還元を求めている。これに対して、先進国を中心とした国々は、フォークロアの重要性は認めつつも、既存の知的財産制度等との整合性から、既に公有 (パブリックドメイン) に帰したフォークロアに経済的な利益をもたらす権利を付与することに関しては、消極的である。

(2) 保護の方策について

事務局作成資料では、保護の方策として、①知的財産権制度を活用した排他的許諾権の付与、②特別な (*sui generis*) 権利の付与、③報奨金制度

の活用，④人格権による保護，⑤不正競争防止制度や通商法による保護，⑥契約法や慣習法による保護，⑦文化遺産の保護・保存による取組み，⑧フォークロアの普及啓発や⑨人材育成のプログラムなどが提案されている。

現行知的財産制度においても，フォークロアの保護に関する規定が設けられている。例えば，WPPT 第 2 条の「実演家」の定義に「民間伝承の表現を実演する者」が規定されており，フォークロアの実演が WPPT の保護の対象であることが明示されている。

また，フォークロア的一种である「先住民の伝統的なシンボル」については，一部の国では商標登録により半永久的な保護を確保することができる。カナダのアボリジニは伝承の工芸品から食品，衣類，旅行サービスに至るまで，広範に商標登録することにより，部族のフォークロアを保護している。米国では，登録済みのフォークロアのシンボルを第三者が商標登録することを禁止するなど，防御の手段（defensive protection）を取り入れている。

さらに，織物，彫刻，陶器，木工などのハンディクラフトなどは，意匠制度による保護が可能である。

こうした制度を活用する「柔軟性と包括性」の原則については，多くの国々から支持が得られた。

（3）制度の効力について

近年，一部の途上国はフォークロアの保護に関して，「柔軟性と包括性」の原則を支持しつつも法的拘束力のある制度の構築を求めており，これまでの IGC 及び WIPO 一般総会での議論において，制度の効力をどうするかが，一部の途上国と先進国を中心とした国々との間で最大の対立点となっている。

IGC 会合では，一部の途上国を中心とする参加国が，法的拘束力のある枠組みを強く求めたのに対して，多くの先進国は，各国・各地域の既存の法体系や慣習法等を組み合わせることにより，かなりの部分においてフォークロア保護の政策目的を達成することが可能であり，IGC の議論の成果は，あくまで柔軟な制度運用を許容するものとなるべきであって，画一的な制度の押しつけとなってはならないとの主張を行った。

3 フォークロアの保護への対応の方向性

フォークロアの保護の根拠としては、①伝承の文化的表現が商業化された際に、伝承者に正当な対価を与える必要性、②伝承の文化的表現に対する尊厳を保障する必要性、③ある特定のコミュニティの中で受け継がれてきた精神性のある文化的表現が失われずに次代に継承されることを保護する必要性等が述べられている。

①に関しては、既に公有（パブリックドメイン）に帰したものを著作権類似の制度を創設して一律に保護すること、あるいは無期限の独占権を与えることは、創作活動を促進しようとする著作権制度の目的に照らして、適当ではないと考える。

②については、社会全体がお互いに文化を尊重しあうというモラルの問題として捉えるべきであって、創作者を特定できないのに人格権的な保護を与えることは、著作権制度等の考え方と本来なじまないと考える。

ただし、これらに関しては著作権制度と別の形での特別な (*sui generis*) 権利による保護について各国の実態や WIPO での今後の議論に留意していく必要がある。

③に関しては、著作権制度とは別に、国の文化財保護政策の一環として何らかの支援を行うことを検討することが考えられる。

フォークロアの保護の取組みについては、各国が地域の特性や文化に合わせて、文化財保護の枠組み、不正競争防止法等による対応などによって、実施していくことが適切であると考えられる。IGC で提言された方策を踏まえて、各国が制度を「柔軟に」選択し、自国の文化・慣習に合わせた保護制度を「包括的に」構築することが望ましい。

このように、フォークロアの保護は、一つの枠組みで達成されるもの (single one-size-fits-all) ではなく、各国が地域や民族の特性に応じて柔軟に対応すべきものであり、多様なアプローチが認められることが望ましい。したがって、当面は、ガイドラインやモデル規定としての位置づけを中心に国際的なハーモナイゼーションを目指すべきである。

第3節 アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策の在り方 について

1 アジア諸国等との著作権分野における連携の状況

(1) アジア諸国等の著作権制度及び条約の批准状況

アジア諸国等の著作権法規整備の状況を見ると、ラオス以外の国・地域においては一応の著作権法制の整備がなされており、ほとんどの国・地域では1994年以降WTO加盟の段階で何らかの改定がなされている。イラン、ミャンマー等でも「知的所有権の貿易的側面に関する協定（TRIPS協定）」の内容を担保する形での国内法改定が、現在進められているところである。

ベルヌ条約には世界160カ国、万国著作権条約パリ改正条約には99カ国が批准しているが、インターネット時代に対応するWCTの当事国は56カ国にすぎず、アジア地域での当事国は、日本、インドネシア、フィリピン、モンゴル、韓国、シンガポールの6カ国にとどまっている。（2005年11月30日現在）

また、ローマ条約の当事国は82カ国であるが、WPPTの当事国は55カ国であり、アジア地域の当事国はフィリピン、日本、モンゴル、インドネシア、シンガポールの5カ国のみである（2005年11月30日現在）（参考資料3-4参照）。

(2) 著作権分野における我が国とアジア諸国等との関係

①APACEプログラム

我が国は、アジア・太平洋地域における著作権制度の整備と執行を促進することを目的として、1993年度から毎年、世界知的所有権機関（WIPO）に信託基金を拠出し、WIPOの協力を得て、シンポジウム、セミナー、研修プログラム等を行う「アジア地域著作権制度普及促進事業（APACEプログラム）」を実施してきた（参考資料3-3参照）。

具体的には、①著作権関係者を対象とした研修プログラム、②アジア諸国への専門家派遣プログラム、③アジア諸国を対象とした国際シンポジウムの開催等を通じて、著作権法制の整備や、権利侵害取締りの強化、著作

権集中管理団体の育成等を行っている。

② 自由貿易協定（FTA）・包括的経済連携協定（EPA）審議に向けた交渉

自由貿易協定（以下「FTA」という。）及び包括的経済連携協定（以下「EPA」という。）締結については、これまでに2002年1月にシンガポールと、2004年9月にメキシコとの間でEPAを締結した。アジア諸国との協定交渉については、2003年12月の第1回日韓経済連携協議を皮切りに、タイ、マレーシア、フィリピンとも本格交渉に入っている。フィリピンとのEPAについては2004年11月に主要点が大筋合意され、さらに2005年5月には、マレーシアとの間で大筋合意に達した。また、ASEAN全体やインドネシアとの協定についても、交渉が開始されている（参考資料3-2参照）。

これらの相手国は、我が国と知的財産分野において密接な関係を有していることから、これらの協定の交渉において、我が国からは、相手国による著作権関連条約の早期批准、インターネットに対応した著作権法制の整備、権利執行の確保等の著作権保護の強化を求めている。

③ 政府間協議（日中、日韓、日台）

近年我が国は、著作権等の侵害事例が多く発生している中国等を対象として政府間協議を実施し、海賊版対策の強化を要請してきた（参考資料3-3参照）。

中国との政府間協議では、2003年及び2004年に「日中著作権協議」を東京及び北京で開催しており、2005年10月には東京において、第3回協議を開催したところである。また、「日中経済パートナーシップ協議」などの場においても要請している。

韓国との間では、2002年から「日韓文化交流局長級会議」において要請しており、また、台湾については、2002年から毎年「日台貿易経済会議」において、要請してきている。

2 アジア諸国等における海賊版対策の状況

（1）アジア諸国等における海賊版の状況

最近、アジア諸国等において、日本のアニメや映画、音楽などのコンテンツが多く、の国々で流通するようになっている。その一方で、アジア諸国等を中心に我が国の著作物などの海賊版が大量に出回っている。

2004年の国際レコード産業連盟(IFPI)の調査によれば、レコード・CD等の権利侵害状況は、韓国において市場の16%、台湾においては36%、香港では19%、中国では市場の85%が海賊版によって占められているとされている(参考資料3-3参照)。また、特にブロードバンドの発達した地域においては、ディスク等の有体物にコンテンツが収録された形態の海賊版のみならず、インターネットを介したコンテンツの違法利用が急増していると言われている。

このような権利侵害は、日本の著作権者等が当然得られるべき経済的利益の損失であり、著作者の創作意欲を減退させ、また文化交流促進の妨げとなるものである。

そればかりではなく、アジア諸国等の当該国自身の文化・経済の発展を阻害する要因となると考えられる。

(2) 我が国のこれまでの取組み

アジア諸国等における海賊版の問題に関しては、2002年3月に政府内に設置された「知的財産戦略本部」において、「模倣品・海賊版対策の強化」が継続的に取り上げられている。2004年5月には、当該問題に対する国際社会における関心の高まりや、対策の強化を求める権利者や産業界等からの声を受け、「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」が取りまとめられた。

2005年6月に策定された「知的財産推進計画2005」においては、模倣品・海賊版に対する外国市場対策として、侵害状況調査結果に基づき侵害発生国等に対し、二国間、多国間の枠組みや欧米等との連携のもとに、海賊版対策の強化を要請していくことが提言された。さらに、「模倣品・海賊版拡散防止条約」を国際社会に向けて提唱し、実現を目指すことも求められている。我が国は、2005年7月にグレンイーグルズで開催されたG8サミットにおいても、模倣品・海賊版対策について主張し、同サミットでは「効果的な権利執行による知的財産の海賊版・模倣品の削減」について特別声明が採択された。さらにAPECでは、日米韓がアジア地域における知的財産権の保護に関する取組として共同提案した模倣品・海賊版対策

イニシアティブに基づき、2005年11月にモデルガイドラインが合意された。

また、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議は、2005年6月に「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」をとりまとめた。この戦略に基づき、関係省庁はアジア諸国等の著作権関係の政府機関や取締機関等の職員に対する能力構築支援をより戦略的に実施していくこととされている。

なお、文化庁及び経済産業省が支援するコンテンツ海外流通促進機構(CODA)の構成メンバーが、海外の取締機関と連携し、中国等において、著作権に基づく権利執行を実施し、2005年の1月から4月の間に、日本のコンテンツに関する権利侵害として107件を摘発し、59名の逮捕及び海賊版DVD約70万枚の押収などの成果をあげている。

3 アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策への対応の方向性

(1) 侵害国等に対する働きかけ

我が国は、これまで、中国、韓国、台湾といった侵害発生国等に対して、二国間協議などの場を通じて、著作権法制の整備及び権利執行の強化を働きかけてきた(参考資料3-3参照)。今後、これらの活動をさらに実効あるものにするとともに、他のアジア諸国等に対しても、海賊版対策の強化を要請していくことが必要である。また、韓国、台湾との間でも、著作権に特化した二国(地域)間協議を開催し、情報を共有しながら、実効性のある海賊版対策を進めていくことが必要である。

また、今後EPAやFTA策定への協議の場において、①WCT及びWPPT等の著作権関連条約の早期批准、②WCTやWPPT上の要請に基づき利用可能化権、技術的保護手段、権利管理情報等の規定を整備すること、③著作権管理団体への支援、④適切な権利執行の確保などを引き続き要請していくことが必要である。

(2) アジア諸国等における著作権制度及び著作権思想の普及への支援

当該地域における著作権制度の一層の普及を図ることを目的として、文化庁は、「ASEAN+3著作権セミナー(東京セミナー)」や「JICA著作権制度集団研修」を継続的に実施していくとともに、WIPOへの拠出金によ

る APACE プログラムの実施にあたっては、各国等の状況に応じた事業を実施することが求められている（参考資料 3-3 参照）。

また、海賊版の問題を根本的に解決するためには、アジア諸国等における一般の人々の著作権に関する意識を高めていくことが不可欠である。このため、我が国が主体となって、著作権の意義、保護の必要性などについて分かりやすく説明した著作権教材などを作成・配布するとともに、同教材を用いた著作権教育のセミナーを開催するなど、一般の人々の意識啓発事業に対する支援を行うことが重要である（参考資料 3-3 参照）。その際に、アジア諸国等で親しまれている我が国の漫画やアニメなどを活用するなどして、さらに幅広い人々への普及に努めることが望ましい。

（3）我が国の権利者による積極的な権利行使の支援について

海外における著作権侵害については、基本的には、それぞれの権利者が主体的に侵害実態の把握や訴訟の提起などを行うことが必要であるが、政府としても、アジア諸国等における権利行使に関する情報を提供するマニュアルを作成するとともに、そのマニュアルを活用して、国内外で我が国の権利者を対象としたセミナーを開催するなど、権利者の権利執行を支援することが重要である（参考資料 3-3 参照）。

（4）官民の連携の一層の強化

実効性ある海賊版対策を実施していくためには、官民の連携が不可欠である。今後文化庁は、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）などの民間団体、さらに日本貿易振興機構（JETRO）などと連携しながら、官民合同対中ミッションに参加したり（参考資料 3-3 参照）、官民合同でのシンポジウムやセミナーを開催したりするなど、官民が一体となった取組みをさらに強めていくことが重要である。

（5）欧米などとの連携の強化

アジア諸国等における海賊版問題に関心を持つ米国、EU 及び国際的な権利者団体と海賊版対策に係る経験やノウハウを共有し連携して対策を講じることが必要である。

現在、米国は官民の密接な連携の下、中国等の東アジア諸国等における

海賊版対策を強化し、一定の効果を上げている。2003年には、日米規制改革イニシアティブにおいて日米が協力して、アジア地域における海賊版対策に取り組むことが合意されており、また最近では政府横断的な組織で知的財産保護対策を推進するために開始された「STOP！イニシアティブ」においても日本の協力を求められるなど、世界各国とも連携した活動を目指している。米国が日韓とともに共同提案し、モデルガイドラインが合意された APEC の模倣品・海賊版対策イニシアティブについては、我が国としても、引き続き米国に協力を求めることとしている。

EUとは、2004年の日 EU 定期首脳協議で日 EU 連携して、アジア諸国等の海賊版対策に取り組むことが合意されており、2004年10月に中国において、「中国における知的財産権保護に関する日・EU・中国共同セミナー」を開催したところであり、今後、EUとの間でアジア諸国等での海賊版対策に関する協議を行っていくことが必要である。

その他、WIPO、ユネスコ等の国際機関における著作権関係の議論においても、我が国が積極的に関与していくことが望ましい。

第4節 デジタル化に伴う著作権の課題への対応の在り方について

1 デジタル化に伴う著作権の課題の状況

近年のデジタル化・ネットワーク化により、著作物を巡る環境が急激に変化している。著作物に関する財やサービスの提供がより円滑になる一方で、国境を越えた権利侵害の危険性や規模が格段に高まっている。このため、新たな取引や利用形態に対しては、国際的に対応することが必要になっている。

国際的にもデジタル化・ネットワーク化に対応した著作物の保護の強化の必要性は強く認識され、1996年にはWCT及びWPPTが採択され、利用可能化権、技術的保護手段、権利管理情報に関する国内での措置等を講じることとなっている。

しかしながら、最近では、さらにWCTやWPPTの採択当時には念頭になかった技術であるP2P（Peer to Peer）技術¹⁴⁰によって、新たな課題が発生し、それに対する取り組みが必要となってきた。すなわち、P2P技術は、仲介者、管理者の中央集約的な管理を要しない自律的なネットワークを構築する上で重要な技術である。しかしながら、P2P技術を用いたファイル交換については、現状そのかなりの部分が著作権を有するコンテンツの利用¹⁴¹であり、かつ世界的な規模で行われているため、権利者の許諾を得ないファイル交換による権利侵害が大きな問題となっている。

また、P2P技術のように著作権保護に脅威を与えるデジタル技術がある一方で、コンテンツの安全な取引を推進するデジタル技術として、デジタル著作権管理（以下「DRM」¹⁴²（Digital Rights Management）と言う。）技術がある。DRMは、権利侵害の危険性を防止しつつ、ネットワークを通じた新たな著作物に関するサービスを提供する上で、非常に有効な技術

¹⁴⁰ 不特定多数のコンピュータを相互につないで、ファイルなどの情報のやり取りを行うインターネットの利用形態。またはそれを可能とするアプリケーションソフト。

¹⁴¹ OECD Information Technology Outlook 2004, Peer To Peer Networks In OECD Countries 参照。社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、社団法人日本レコード協会「2005年ファイル交換ソフト利用実態調査結果の概要」（2005年5月）によればアンケート回答者がファイル交換ソフトを利用して最近ダウンロードしたファイル名から推測されるコンテンツのうち、音楽では約90%、映像では約86%が著作権等の権利の対象であり、かつ権利者の許諾がないものと推定される。

¹⁴² デジタルデータの著作権を保護する技術。複製の制限技術や画像ファイルの電子透かしなど。

である。一方で、販売者やサービス提供者ごとに様々なDRMが開発されている現状に対しては、標準化の必要性や相互運用性の改善などの課題が指摘されることもある。また、そもそもDRMと権利制限規定との関係をどのように捉えるかについても、DRMの普及に伴い大きな関心が集まり、種々の議論が行われるようになってきている。

既に、P2P技術やDRMの進歩に伴う対応の在り方については、WIPOや日米規制改革イニシアティブの場でも検討が行われているが、今後とも国際的な議論の機会は増加すると考えられるため、我が国としても将来の国際的な議論に備えて、積極的に検討していくべきである。

そこで、本小委員会では、近年のデジタル化の進展に伴う新たな著作権の国際的な課題として、「P2P技術を用いたファイル交換とDRMへの対応の在り方」について、各国の産業界の実態や訴訟の状況等も参考にしながら、我が国の対応の在り方について検討を行った。

2 デジタル化に伴う著作権の課題への対応の方向性（ファイル交換）

（1）ファイル交換の種類

P2P技術を利用したファイル交換（以下「ファイル交換」という。）とは、インターネットを介して不特定多数のコンピュータ間でファイルを交換する行為をいう。技術的には、中央サーバーを設置して、ユーザーの情報やファイルリストの維持・管理は中央サーバーで行い、ファイルの転送のみを利用者間で行う「中央管理型」と中央サーバーを設置せずに全ての情報がバケツリレー式に利用者間を流通する「非中央管理型」がある。

（2）各国におけるファイル交換に伴う課題への取り組み状況

①各国の利用の状況

ファイル交換は、90年代後半、米国でNapsterが利用されて以降、世界中に広まっている。当初は、Napster(米)、File Rogue(日)、Soribada(韓)、WinMX(日)など中央管理型が主流だったが、その後、KaZaA(米、蘭、豪、加)、Gnutella(米)、Morpheus(米、加)、Winny(日)等の非中央管理型が普及してきており、匿名性や機能性も高まっている

(参考資料 3-6 参照)。

ファイル交換の特徴として、情報処理や伝達の最適化が図られるメリットがある一方、匿名性のあるコンテンツの取引のため、著作権者の許諾を得ずにファイル交換が行われ、著作権侵害の生じる危険性が高いことが挙げられる。

②各国におけるファイル交換に関する議論の動向

ア ファイル交換による権利侵害に対する対応の方向性

ファイル交換が盛んになるとともに、ファイル交換に係る著作権侵害訴訟が提起されるようになった。訴訟の形態は、ほとんどが民事訴訟であり、その形態は、ファイル交換のユーザーを被告とする「直接的な侵害」訴訟とファイル交換システムの提供者を被告とする「間接的な侵害」訴訟に分けられる。

イ 「直接的な侵害」に関する議論の動向

ファイル交換は、ファイルのアップロード行為とダウンロード行為から構成される。

アップロード行為に対しては、日本や、ドイツ等では WCT 及び WPPT で合意された利用可能化権が適用されている。利用可能化権を規定していない米国等では、頒布権や複製権等が適用されている。また、カナダでは、著作権法に「利用可能化権」及び「公衆送信権」が規定されておらず、ファイル交換行為が「私的使用」として権利侵害に当たらないと判断された判例もある（参考資料 3-7 参照）。

ダウンロード行為に対しては、我が国では、「私的使用」として権利制限されている場合がある。一方、米国では、私的使用に特化した権利制限が定められておらず、ダウンロード行為についても「フェアユース」に該当しない場合は、複製権侵害となることがある。また、ドイツでは、2003 年に「ダウンロードを行う場合、違法サイトであることについて利用者が悪意である場合には、私的複製行為であっても違法行為として扱われる」とする著作権法の改正が行われた。

ウ 「間接的な侵害」に関する議論の動向

「間接的な侵害」に対する責任追及の在り方については、国によって法制度や適用状況が異なっている（参考資料 3-5 参照）。

米国では、「寄与侵害」や「代位侵害」責任が判例法で認められており、適用要件は判例を通じて明らかにされている。近年、ファイル交換システムが「中央管理型」から「非中央管理型」に変化するに従って、システム提供者の寄与侵害・代位侵害責任共に追及が困難になる傾向も見えたが（Grokster事件連邦控訴審判決¹⁴³）、2005年6月に、ファイル交換システム提供者がユーザーによる直接侵害を積極的に助長・誘引したことに責任の根拠を認める最高裁判決が示された（Grokster事件最高裁判決¹⁴⁴）（参考資料 3-7 参照）。

オランダでは、「非中央管理型」のファイル交換の提供者に対して、侵害責任がないとする判例が示されている（蘭 KaZaA 事件最高裁判決）（参考資料 3-7 参照）。

我が国では、「自らコントロール可能な行為により侵害の結果を招くこと」として、ファイル交換サービスの提供者を「侵害の主体」と捉えている¹⁴⁵（File Rogue事件控訴審判決）が、ファイル交換システムの変化に伴い、我が国においても新たな形態の「間接的な侵害」に関する責任論に注目が集まっている（参考資料 3-7 参照）。

なお、ファイル交換に関する訴訟上の請求の内容として、損害賠償請求や差止請求が考えられるが、各国の実体法、訴訟法の体系により取扱が異なっている。

エ 原告の挙証責任

ファイル交換は匿名性が高く、また、実際に発生した損害額の立証が難しい。

我が国では、損害額の挙証責任の軽減の観点から、「損害額の推定」や「相当な損害額の認定」の制度を設けている。一方、米国では、「法定損害賠償制度」を設けており、原告は侵害の発生を挙証すれば、原告の選択により、「実額損害賠償制度」と「法定損害賠償制度」を選択することができる。「法定損害賠償制度」を選択すれば、損害額として法定の金額（著

¹⁴³ Metro-Goldwyn-Mayer Studios Inc. v Grokster,LTD., 380 F.3d 1184 (9th Cir. 2004)

¹⁴⁴ Metro-Goldwyn-Mayer Studios Inc. v Grokster,LTD., 525US (2005)

¹⁴⁵ 「File Rogue」事件（東京高裁平成 17 年 3 月 31 日）

作物当たり 750 ドル～30,000 ドル) が認定される。また、カナダでも、同様に「法定損害賠償制度」を設けており、法定の損害賠償額（著作物当たり 500 加ドル～20,000 加ドル）が認められる。

（3）ファイル交換に関連する国際的対応の在り方

まず、WCT、WPPT に未加入若しくはこれらの条約が規定する利用可能化権が国内法に規定されていない国については、これらの条約を批准するとともに利用可能化権を国内法に規定するよう促すべきである。

次に、国際的な議論の動向、各国のファイル交換の利用や法制度の状況を考慮すると、我が国においても、ファイル交換に伴う権利侵害への対応策について引き続き検討していくことが必要である。たしかに P2P 技術自体は、自律的なネットワークを構築する上で、大きな可能性を秘めた有用な技術であるが、これを悪用することにより、他人の著作物を無断でファイル交換する違法行為を放置することは適当ではなく、こうしたアップロード行為に対する著作権法の「送信可能化権」の適用のみならず、ファイル交換システムの提供を通じた違法行為の助長行為についても民事法の一般原則により対応することが考えられる。

また、欧米先進国や国内外の権利者団体を中心に、ファイル交換による権利侵害に対し、官民一体となった国際的取組みの要望が強まっており、今後とも緊密な連携による取組みが求められる。

ファイル交換に関する対応については、特に間接侵害責任論など、各国法体系に係わる問題も多く、条約等の形で早急にハーモナイゼーションすることは難しい。ただ、一方で、世界的規模でファイル交換が行われている実態にも鑑みると、関係各国で密接に情報交換や比較法研究を行い、関係国間で、バランスのある対応を共通理解として醸成することが重要である。

さらに、ファイル交換はインターネットを通じて国境を超えた侵害を引き起こすことが多いため、適用法令等が論点となってくる。国際的なハーモナイゼーションを目指して、国際的な場での議論等を参考にしながら、我が国における裁判管轄と準拠法の問題を検討していくことが必要である。

3 デジタル化に伴う著作権の課題への対応の方向性(デジタル著作権管理(DRM))

(1) 普及の状況

コンテンツのデジタル化には「品質の維持」と「効率的な伝達」というメリットがあるが、デジタル化されたコンテンツは複製や転送が容易であるため、違法行為により権利者にとって甚大な被害が生じるデメリットも有する。このため、権利者やコンテンツ産業等の関係者は、安全なシステムを構築した上でサービスを提供することを目指すことになる。

近年、安全な取引を実現するために、DRMの開発、利用が急速に進んでいるが、その普及状況は機器、ネットワーク、放送など分野によって様々である(参考資料 3-8 及び参考資料 3-9 参照)。

DRMの主たる目的は、価値のあるコンテンツが権限のない他者に渡ったり、無断で複製されたりすることを防ぐことにある。このため、多くの場合、コピーコントロール信号とともに、暗号化技術が付加されている(参考資料 3-9 参照)。また、顧客管理の必要性から、顧客の認証、履歴の記録、課金機能が付加されるものもある。さらに、違法行為を事後的にとらえられるよう、電子透かしなど権利管理情報に係る機能を付加されるものもある。

DVDなどの機器分野では、関連する業界間で、コンテンツの保護の在り方や機器の魅力、実装コスト、ユーザーの利便性等が種々勘案され、DRMを利用したビジネスモデルが構築されている。

ネットワーク分野では、一部違法と考えられるファイル交換が広まったことから合法的なネットワーク上の取引を行うことが難しい環境であった。しかしながら、近年、音楽配信サービスや携帯電話コンテンツのように適正な価格、操作性、安全性を考慮したシステムが構築されることにより、新たな市場が誕生してきている。各社が世界的な開発競争を行っており、システムの統合や互換性の確保が課題となっている。

放送分野については、我が国では、デジタル放送において、コンテンツのコピー制御を目的に、コピーコントロール信号システム及びB-CAS(BS-Conditional Access Systems)を用いた暗号化システムが導入されている。

(2) 各国における DRM に関する議論の動向

我が国では、著作権法においては、コピーコントロールの回避は規制対象になっているが、アクセスコントロールは対象にはなっておらず、アクセスコントロールに関しては、不正競争防止法により専らコピーコントロール又はアクセスコントロール回避のみに用いられる専用機器（コンピュータプログラムを含む）の販売・輸出入が規制されている。

こうした現状に対し、アクセスコントロール技術そのものについても、結果的に複製を抑止する効果があるという観点からアクセスコントロール回避装置等について著作権法の規制の対象とすべきという意見もある。しかしながら、著作権法の支分権の対象ではない「単なる視聴行為」をコントロールする技術的手段の回避を制度的に防止することは、実質的に視聴等の行為に関する新たな権利の創設にも等しい効果をもたらすという意見もあり、今後も引き続き慎重に検討していく必要がある。

一方、米国における DRM 保護については、DMCA において、コピーコントロールに加えて、アクセスコントロールに関する技術的保護手段の回避行為規制と回避機器規制が定められている。このように DMCA においては DRM 保護強化の規定が設けられているが、裁判においては、互換製品排除等の目的で技術手段が利用されている場合に DMCA 違反が否定された裁判例（Skylink¹⁴⁶ 訴訟及び Lexmark¹⁴⁷ 訴訟）もあり、DRM 保護に伴う権利者と利用者の利益、技術革新や競争についてのバランスが考慮されているものと考えられる（参考資料 3-10 参照）。

DMCA 後の立法の動向としては、全ての機器に DRM を強制する Hollings 法案が提出された一方で、DMCA の DRM 保護規定によって損なわれたとされるフェアユースを回復することを目的とする Boucher 法案も提出されるなど、DRM 保護を強化する動きと緩和する動きの双方が見られる。

立法以外では、FCC（米連邦通信委員会）が TV 受信機に基準適合義務を課すことによって DRM によって放送コンテンツの保護を強化しようと

¹⁴⁶ The Chamberlain Group, Inc. v. Skylink Technologies, Inc., 381 F. 3d 1178 (Fed. Cir. 2004)

¹⁴⁷ Lexmark Int'l, Inc. v. Static Control Components, Inc., 387 F.3d 522 (6th Cir. 2004)

したが（ブロードキャストフラッグ）、2005年5月、コロンビア地区連邦控訴裁判所において、FCCには、そのような義務を課す権限がなく無効とされた。

また、EUにおけるDRM保護の動向としては、2001年のEU著作権指令第6条に定められた加盟国の技術的保護手段回避規制に基づく各国の立法の動きがある。ただし、2004年末時点で、必ずしも各国の国内法化作業が完了しておらず、国内法化が完了した国においてもDRMと権利制限規定のバランス等について、必ずしも各国の調和が図られているとは言えない状況にある。

（3）DRMに関連する国際的対応の在り方

今後、DRMを用いたネットワーク上のコンテンツの取引がさらに盛んになることが想定され、権利者保護の観点からも利用者の利便性向上の観点からも信頼性の高いDRMが進展するとともに、DRMを活用した適切な著作権保護を国際的に広げていくことが望ましい。

そこで、政府としては、国際的に以下のような取組みに努めることが重要である。

①著作権関連条約の批准促進

WCT等の著作権関連条約では、各国の判断により、技術的手段に関する措置、権利管理情報に関する措置を講じることとされている。DRMを活用した適切な著作権保護を世界的に達成していくためには、WCT等の著作権関連条約への各国の批准促進に努めることが重要である。

②裁判管轄と準拠法

DRMの普及は、国境を越えたネットワーク上の取引を増大させることになるが、技術的保護手段の回避について、どの国の法律を適用するか等が問題となる。国際的な場での議論等を参考にしながら、我が国における裁判管轄と準拠法の問題を検討していく必要がある。

③主要国間の連携強化

著作権関連条約によって、一定水準の国際調和は確保されているが、今後、DRMの進歩に伴う新たな法的論点が生じ続けることが予想される。

このため、各国間で緊密に裁判例や実務状況についての意見交換を行い、国際的な調和の促進と法的安定性の確保に努めることが望ましい。

また、技術の標準化や相互運用性の確保については、原則として、関係者が自主的に取り組んでいくべきものであると考える。なお、DRM や著作権保護サービスに関して、WIPO 等の場で国際的な検討が行われる場合には、前記の原則を踏まえつつ、政府としても積極的に議論に参加していくことが必要である。

著作権関係機関などへのリンク集 （ホームページ・アドレス集）

1. WIPO（世界知的所有権機関）

ホームページ <http://www.wipo.int/>

第12回SCCR http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=6312

放送条約テキスト（SCCR/12/2 Rev. 2）、ウェブキャスティングについてのワーキングペーパー（SCCR/12/5 Prov.）を掲載

第8回IGC http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=7130

TCEs・フォークロアの保護の目的と原則（改訂版）（Revised Objectives and Principle）
（WIPO/GRTKF/IC/8/4）を掲載

2. WTO（世界貿易機関）

<http://www.wto.org/>

3. 米国著作権局

（デジタル・ミレニアム著作権法（DMCA）など）

<http://www.copyright.gov/>

4. EU（欧州連合）

（EU著作権指令など）

http://www.europa.eu.int/index_en.htm

EPA, FTA 交渉における著作権関連事項について

1. 背景

アジア諸国等との EPA(経済連携協定) 及び FTA(自由貿易協定) の締結についてはこれまで、2002 年 1 月にはシンガポールと、2004 年 9 月にメキシコと締結した。また、2003 年 12 月の第 1 回日韓経済連携協議を皮切りに、タイ、マレーシア、フィリピンとも本格交渉に入った。これら協定の交渉においては、各国に対して未締結の著作権関連条約への早期加盟、海賊版対策の取締り強化等を求めている。これまで、フィリピンとの経済連携協定について 2004 年 11 月に主要点が大筋合意され、2005 年 5 月にはマレーシアとの、同年 9 月にはタイとの間でも大筋合意に達した。さらに、アセアン全体やインドネシアとの交渉も開始されている。

2. スケジュール

韓国	タイ	マレーシア	フィリピン
	2004 年 4 月 条約案提出		
	2004 年 4 月 第 2 回交渉	2004 年 5 月 条約案提出	
2004 年 6 月 条約案提出		2004 年 5 月 第 3 回交渉	
2004 年 6 月 第 4 回交渉	2004 年 6 月 第 3 回交渉		2004 年 7 月 条約案提出
		2004 年 7 月 第 4 回交渉	2004 年 7 月 第 3 回交渉
2004 年 8 月 第 5 回交渉	2004 年 9 月 第 4 回交渉	2004 年 9 月 第 5 回交渉	2004 年 8 月 第 4 回交渉
			2004 年 10 月 第 5 回交渉
2004 年 11 月 第 6 回交渉	2004 年 12 月 第 5 回交渉	2004 年 11 月 第 6 回交渉	2004 年 11 月 大筋合意
	2005 年 2-3 月 第 6 回交渉		
	2005 年 3-4 月 第 7 回交渉		
	2005 年 6 月 第 8 回交渉	2005 年 5 月 大筋合意	
	2005 年 7-8 月 第 9 回交渉		
	2005 年 9 月 大筋合意		

※ インドネシア 2005 年 7 月 第 1 回交渉、同年 10 月 第 2 回交渉

※ アセアン 2005 年 4 月 第 1 回交渉、同年 8 月 第 2 回交渉

3. 交渉の主な内容

(1) 総論

日本側提出条文案の総論部分においては、著作権関連条約への加盟、内国民待遇、知的財産に係る普及啓発への取組等について規定している。

(2) 各論（著作権関連分野）

① 利用可能化権の明確化

WCT、WPPTに規定されている「利用可能化権」が国内法で何らかの形で担保されるよう要求している。

② 技術的保護手段に関する措置

条約上の要請に基づき、技術的保護手段に関する措置が国内法で確実に担保されるよう要求している。

③ 権利管理情報に関する義務

条約上の要請に基づき、権利管理情報に関する措置が国内法で確実に担保されるよう要求している。

④ 権利管理団体への支援

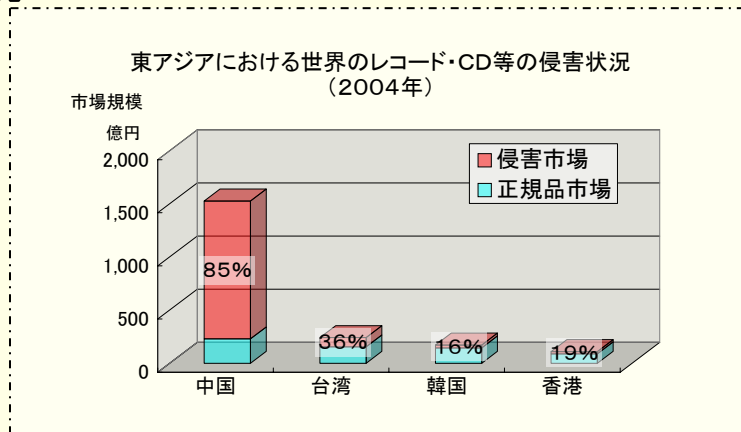
両国政府が権利管理団体の活動を支援することについて共通理解を得ることを目指している。

(3) エンフォースメント

・司法制度の整備

損害額の算定や適正な刑事手続きについてTRIPS協定並みの水準を確保するよう要求している。

●侵害状況



●「知的財産推進計画2005」(H17.6 知的財産戦略本部決定) ＜ポイント＞

1. 知的財産権の海外における侵害状況調査制度

我が国企業の知的財産権に対する海外における侵害について、我が国事業者からの申立に基づく調査を実施し、その結果を踏まえ2国間協議等を行う制度の整備

2. 日本政府による海外市場対策
3. 二国間協議による海外市場対策
4. 多国間協議による海外市場対策
5. 模倣品・海賊版対策関連法案の推進

●主な施策（最近の主な実績）

・二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請

中国国家著作権局との間での日中著作権協議を実施。(H15.3、H16.5、H17.10 予定)

日韓文化交流局長級協議で著作権問題の協議を実施。(H15.11、H16.6)

日台貿易経済会議で著作権問題の協議を実施。(H15.11、H16.11)

・途上国対象の協力事業の実施

文化庁よりWIPO（世界知的所有権機関）に信託基金を拠出し、WIPOと共同で、シンポジウム及び研修等を内容とする「アジア地域著作権制度普及促進事業」

（APACE（アペイ）プログラム）を実施。

H17.5 リゾナル・シンポジウム（テーマ：著作権に関する政策と戦略及び著作権関連産業

の振興 於：中国）

H17.11（予定）東京特別研修

・アジア諸国の国民向けの著作権教材を開発・普及

アジア諸国における著作権制度の現状

1. 条約の批准状況（2005年11月現在）

	ベルヌ条約*	ローマ条約	TRIPS協定	WCT	WPPT
韓国	○ (1996)	×	○ (1995)	○ (2004)	×
中国	○ (1992)	×	○ (2001)	×	×
タイ	○ (1980)	×	○ (1995)	×	×
マレーシア	○ (1990)	×	○ (1995)	×	×
フィリピン	○ (1997)	○ (1984)	○ (1995)	○ (2002)	○ (2002)
インドネシア	○ (1996)	×	○ (1995)	○ (2004)	○ (2005)
ブルネイ	×	×	○ (1995)	×	×
カンボジア	×	×	○ (1995)	×	×
ベトナム	○ (2004)	×	×	×	×
ミャンマー	×	×	○ (1995)	×	×
ラオス	×	×	×	×	×
シンガポール	○ (1998)	×	○ (1995)	○ (2005)	○ (2005)

※ ベルヌ条約については、パリ改正条約第1条から第21条までの規定が適用された年を批准した年として記述。

2. 各国の集中管理団体の現状

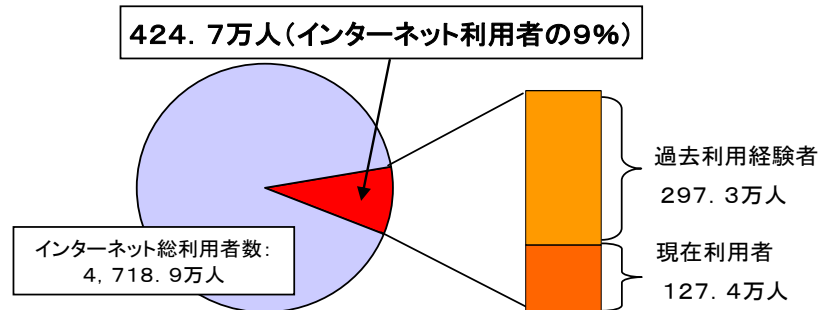
	音楽	レコード	実演
韓国	KOMCA (韓国音楽著作権協会) (演奏権、録音権)	KAPP (韓国音源製作者協会) (放送二次使用料)	FOKAPO (韓国芸術実演家団体連合会)
中国	MCSC (中国音楽著作権協会) (演奏権、録音権)	なし (放送二次使用料請求権、演奏 権なし)	なし
タイ	MCT (タイ音楽著作権協会) (演奏権)	GMM Grammy RS等 (放送二次使用料、演奏権)	なし
マレーシア	MACP (マレーシア音楽著作権協会) (演奏権)	Phonographic Performance Malaysia (放送二次使用料、演奏権)	PRISM (マレーシア実演家権利協会)
フィリピン	FILSCAP (フィリピン音楽著作権協会) (演奏権)	なし (レコード会社が音楽出版社 等に個別に管理を委託)	PRSP (フィリピン実演家権利協会)

「間接的な侵害」に関する各国の法制度

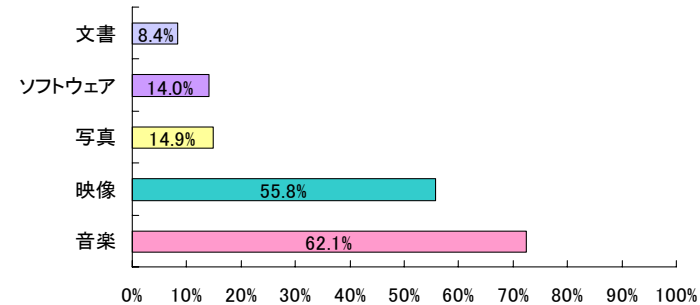
国	日 本	米 国	ドイツ	イギリス
法令及び 適用要件	<p>【著作権侵害】（クラブキャッツアイ事件最高裁判決）</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理・支配の程度 行為による利益 <p>【著作権侵害】（2ちゃんねる 小学館事件控訴審判決）</p> <ul style="list-style-type: none"> 侵害行為の認識又はその可能性 侵害行為への実質的関与 	<p>【代位責任】（判例法）</p> <ul style="list-style-type: none"> 侵害行為を監督する権限及び能力を有すること 侵害行為により直接の経済的利得を有すること <p>【寄与侵害責任】（判例法）</p> <ul style="list-style-type: none"> 侵害行為の認識又はその可能性 侵害行為への実質的関与 	<p>【不作為及び損害賠償の請求】 （ドイツ著作権法第 97 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利を違法に侵害する者に対して、侵害の排除を、反復のおそれがあるときは不作為を、故意又は過失があるときは損害賠償を請求できる。 第 97 条の「侵害する者」には、侵害行為に関与する者で、その行為と権利侵害との間に相当因果関係が存在する場合を含むものと解されている。 	<p>【二次侵害責任】（イギリス著作権法）</p> <ul style="list-style-type: none"> 侵害複製物の作成のための手段の提供 （第 24 条第 1 項） 侵害複製物の作成者への無許諾な送信 （第 24 条第 2 項）
ファイル 交換に係る 判例	<p>【File Rogue 事件地裁判決】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行為の内容・性質 被告のサービスは、利用者をして著作物の自動公衆送信及び送信可能化をさせるためのもの。 管理・支配の程度 利用者の自動公衆送信及び送信可能化は、被告の管理下で行われていると認定。 利益の状況 将来、利用者から対価を徴収するシステムに変更することを予定していたため利益を得ていると認定。 <p>以上から、被告の<u>直接加害者として著作権の侵害責任を認定</u>。</p>	<p>【Napster 事件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代位責任 被告はファイル名インデックスの監視という範囲内で監督権限を有し、将来の広告収入を見込んでおり直接の経済的利得を有する。よって、<u>代位責任を認定</u>。 寄与侵害責任 被告は侵害行為の知情を有する。また、直接侵害のための「場及び便宜」の提供により、被告は侵害行為に実質的に関与する。よって、<u>寄与侵害責任を認定</u>。 <p>【Grokster 事件】 (控訴審判決)</p> <ul style="list-style-type: none"> 代位責任 被告は広告代金から相当な利益を取得しているが、ファイル交換は被告の監督権限の及ばないところで行われており、<u>代位侵害責任はない</u>。 寄与侵害責任 被告は具体的な侵害行為に対しての実際の認識はなく、ファイル交換技術が著作権を侵害するかもしれないという理由だけでは能動的、実質的な関与があったとは言えない。よって、<u>寄与侵害責任はない</u>。 <p>(最高裁判決) ファイル交換システム提供者がユーザーによる直接侵害を助長・誘因したことに責任の根拠を求める。(ファイル交換システム提供者の行為態様による新たな責任認定の類型か?)</p>	<p>【Napster 事件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検索機能によって索引を提供した Napster の提供者を、ドイツ著作権法第 15 条第 2 項に基づく公の再生に関する権利の侵害行為に対して<u>相当な因果関係を有するものとして責任を認定</u>。 	なし

我が国のファイル交換ソフト利用状況

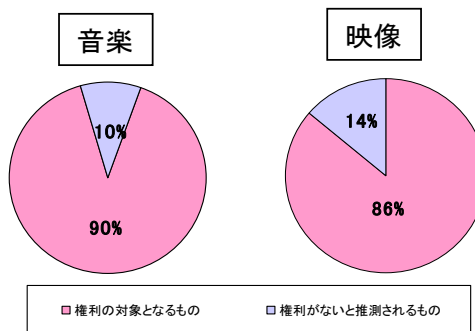
1. ファイル交換ソフト利用経験者数



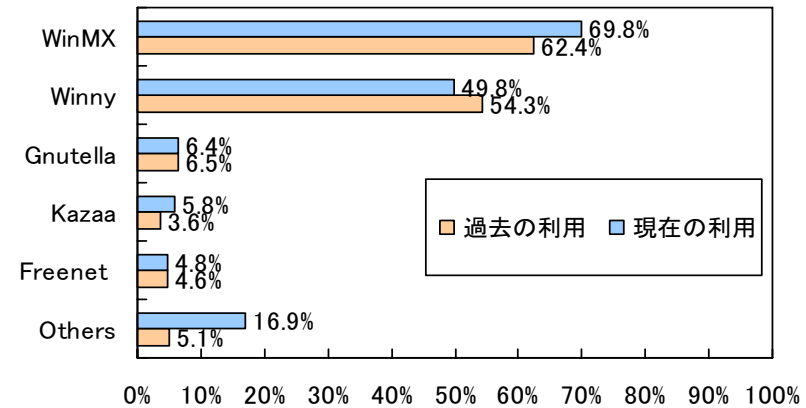
2. 交換されるファイルの種類



3. 著作物の占める割合



4. 主なファイル交換ソフト



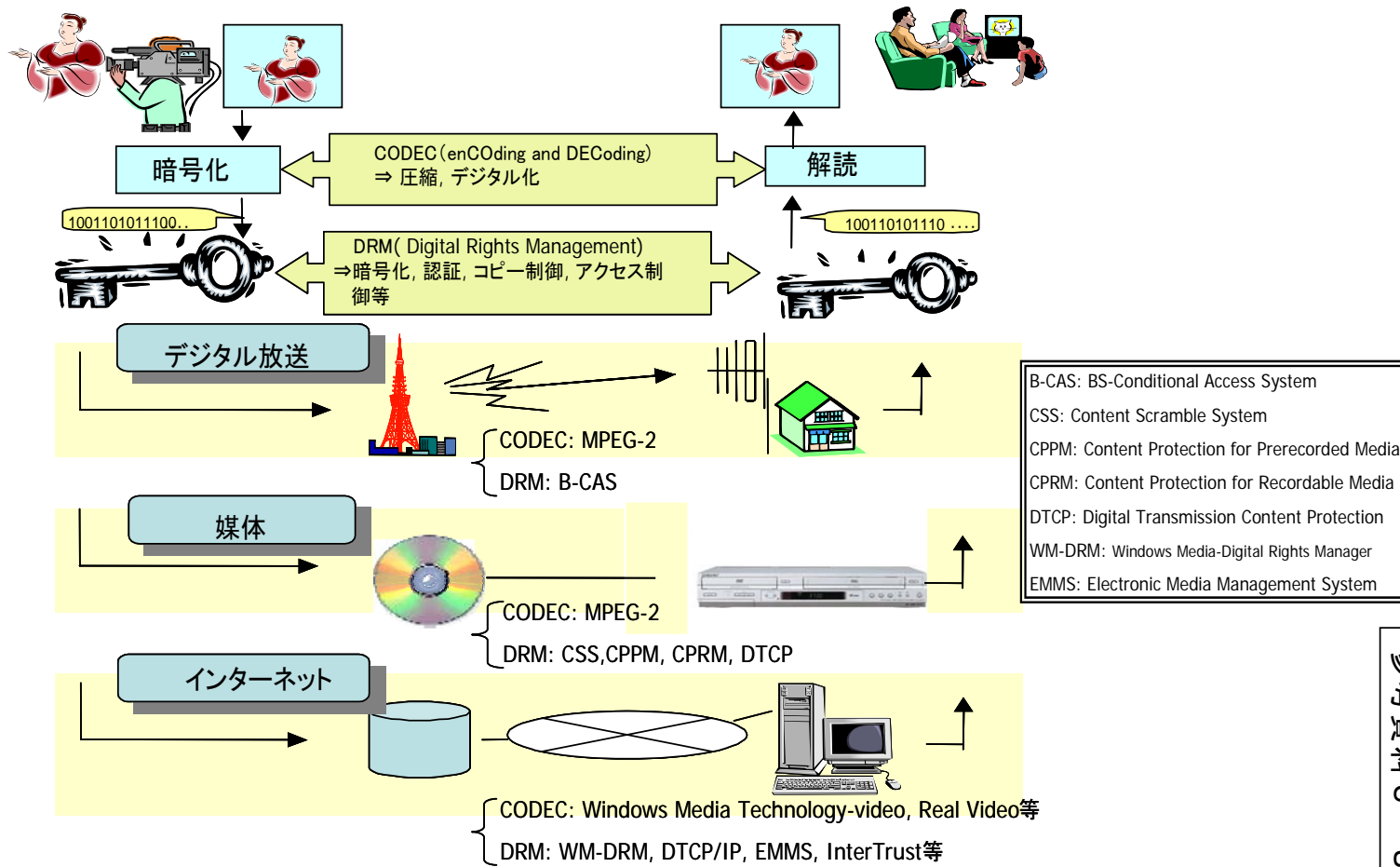
出典: 2005年ファイル交換ソフト利用実態調査結果の概要(2005.5)

各国のファイル交換に係る民事裁判事例

国名	日本	米国	米国	オランダ	オーストラリア	カナダ
事件名	File Rogue 事件	Napster 事件	Grokster 事件	蘭 KaZaA 事件	豪 KaZaA 事件	CIPPIC 事件
原告	レコード会社 J A S R A C	アメリカレコード協会 (RIAA)傘下のレコード会社	作曲家、音楽出版社及び 映画スタジオ	オランダの音楽著作権団体 (Buma/Stemra)	米・欧・豪のレコード会社	カナダレコード産業協会 (CRIA)
被告	有限会社日本エム・エム・ホ	ナップスター社	StreamCast(SC)社 Grokster(G)社	KaZaA BV 社	Sharman Networks 社等 (2002年 KaZaA 社を買収)	29人のユーザ
ファイル交換システム名(型)	File Rogue (中央管理型)	Napster (中央管理型)	SC社: Morpheus (完全分散型) G社: KazaA (完全分散型)	KaZaA (完全分散型)	KaZaA (完全分散型)	Morpheus (完全分散型) KaZaA (完全分散型)
訴えの内容	差止請求、損害賠償請求	差止請求	差止請求、損害賠償請求	差止請求	差止請求、損害賠償請求	情報開示要求
ユーザの権利侵害	複製権侵害 自動公衆送信権侵害 送信可能化権侵害	複製権侵害 頒布権侵害	複製権侵害 頒布権侵害	複製権侵害	複製権侵害 公衆への伝達権侵害	侵害行為なし
判決内容	東京高裁は、差止め及び損害賠償責任を認めた東京地裁判決(2003年12月)を支持(2005年3月)、確定。	控訴裁は、地裁の差止命令(2008年8月)の一部範囲を削除した上で支持(2001年2月)、裁判確定。	控訴裁は、寄与侵害責任・代位責任とも認められないとする地方裁の判決(2003年4月)を支持(2004年8月)したが、連邦最高裁は、違法なファイル交換を助長する仕組みを提供した者は著作権の間接侵害者として責任を負うと判断。訴訟を控訴審に差し戻した。(2005年6月)	控訴裁は、地裁の責任ありとする判決(2001年11月)を覆し、責任はないとした(2002年3月)。最高裁は、控訴裁の判決を支持(2004年12月)。	連邦裁は、損害賠償責任については認めたものの、差止め請求に関しては、2か月間の猶予期間内に、KaZaAシステムにできるだけ著作権侵害の可能性をなくすための技術的修正を行った場合、当該システムの運営を認めることとした。(2005年9月)	地裁は、「個人使用」のための複製であり、侵害行為を認めず(2004年3月)。
被告の責任の法的根拠(注)	著作権侵害	寄与侵害責任 代位責任	寄与侵害責任 代位責任	寄与侵害責任(不明) (ベータマックス的解釈を引用)	他者の著作権侵害行為を許諾したことによる著作権侵害	なし
補足				KaZaABV社はBuma/Stemraに対して決裂した使用料交渉の再開を要求してきたが、Buma/Stemra側が応じず、訴訟を提起。		カナダ著作権法には利用可能化権の規定なし。

(注) 被告は、カナダの場合のみユーザーだが、他は、ファイル交換システムの提供者

我が国の企業のDRM(デジタル著作権管理)への取組み



主なコンテンツ保護技術

【複製世代管理技術(例)】

	略語	正式名称	概要
1	CGMS	Copy Generation Management System	映像データの複製世代管理システム。2ビットの情報で、「コピー不可」「コピー1世代のみ可」「コピーフリー」の3種類、または、「コピー不可」「コピー1世代のみ可」「コピーフリー」「これ以上コピー不可」の4種類の複製制御情報を表現する。受信機側(録画する側)が複製の可否を判断する。
2	CGMS-A	Copy Generation Management System (Analog)	アナログ映像信号をデジタル録画する場合のCGMSの実装。アナログ映像信号のブランキングエリア(画面を描き終わってから次の画面を描き始めるまでの空白部分)に複製制御情報を重畳する。
3	SCMS	Serial Copy Management System	オーディオデータのデジタル録音における複製世代管理システム。デジタル録音は1世代までとし、2世代以降のデジタル録音を禁止する方式であり、1ビットの情報で、「1世代だけコピー可能」と「コピー不可」を表現する。受信機側(録音する側)が複製の可否を判断する。

【暗号・スクランブルを伴うコンテンツ保護技術(例)】

	略語	正式名称	概要
1	CAS *1	Conditional Access System	限定受信システム。デジタル放送における契約者のみに契約内容に応じて視聴を許可する仕組み。B-CAS, C-CASなどがある。
2	CPPM	Content Protection for Prerecorded Media	記録済みメディア用に開発されたコンテンツ保護の仕組みであり、4C Entityによってメーカーにライセンスされる。DVD-Audioに採用されている。
3	CPRM	Content Protection for Recordable Media	記録可能なメディア用に開発されたコンテンツ保護の仕組みであり、4C Entityによってメーカーにライセンスされる。DVD-R, DVD-RW, DVD-RAM, SDカードなどに採用されている。
4	CSS	Content Scramble System	DVD-Videoに採用されている映像コンテンツの暗号化システムであり、DVD CC Aによってライセンスされる。
5	DTCP	Digital Transmission Content Protection	デジタル通信路の伝送規格であるIEEE1394やUSB等に対応したコンテンツ保護技術であり、DTLAによってライセンスされる。
6	HDCP	High-bandwidth Digital Content Protection	パソコンやデジタル家電機器向けディスプレイのデジタルインターフェース規格であるDVI(Digital Visual Interface)や、HDMI(High Definition Multimedia Interface)上のコンテンツ保護技術であり、DCPIによってライセンスされる。

*1: 特定の技術の名称ではなく一般名称。

DMCA 技術的手段の規定に関する判例

【Lexmark Case】

原告： レックスマーク社

他社製のカートリッジを自社製プリンタで使用できなくするためにプリンタとカートリッジの双方にチップを埋め込んで販売

被告： スタティックコントロール社

レックスマーク社のプリンタでも使用可能となるチップ（レックスマーク社製チップの複製物を含む）を開発、製造

原告は被告を、カートリッジにインストールされたプログラムの複製権侵害及びプリンタ本体にインストールされたプログラムへのアクセスコントロール回避行為に係る DMCA 違反として提訴。地方裁は、被告に差止め命令を下した（2003 年 3 月）が、連邦控訴裁は地方裁の判決を覆して被告の責任を否定した（2004 年 10 月）。

（控訴審における争点）

- (1) トナー・カートリッジにインストールされたコンピュータ・プログラムの著作物性
→著作権法の保護の対象となる「表現」とはなりえないと判断。
- (2) トナー・カートリッジのプログラム複製行為についてのフェアユースの可能性
→プログラムの複製行為をフェアユースと判断。フェアユースたりえるかどうかは、被告が対象となる著作物を利用することによって利益を得ているかどうかを考慮すべきとした。
- (3) プリンタ本体にインストールされたコンピュータ・プログラムへのアクセスコントロールの取り扱い（DMCA 違反の可能性）
→DMCA のアクセスコントロールではないとして、スタティックコントロール社の DMCA 違反を否定。何ら保護が施されていない複製可能なコンテンツである消費財について、その使用を制限するための技術的手段は、DMCA のアクセスコントロールではないとした。

【Skylink Case】

原告： チェンバレン社

遠隔操作で開閉を行うガレージを販売。リモコンと開閉扉のプログラムにアクセスコントロールを施していた。

被告： スカイリンク社

チェンバレン社製の扉を開閉することができるリモコンを開発し、販売。

原告は被告を米国著作権法第 1201 条(a) (2) 違反として提訴。地裁は原告の要求を退けた（2003 年 11 月）。控訴裁も地方裁の判決を認め、控訴を棄却（2004 年 8 月）。

（争点）

スカイリンク社が DMCA 上の責任を有するためには、原告であるチェンバレン社は、以下の点を証明する必要がある。

- (1) チェンバレン社がプログラムの有効な著作物の権利者であること
- (2) プログラムが技術的手段によって保護されていること
- (3) 第三者のアクセスが可能となってしまったこと
- (4) そのアクセスが許諾なく行われていること
- (5) 可能となったアクセス行為が、著作権法により保護されている権利の侵害、あるいは侵害の助長となっていること
- (6) 第 1201 条(a) (2) に規定される (A) ~ (C) のいずれかに該当すること

(1) (2) 及び (3) について、裁判所は条件を満たすと判断。

(4) については、開閉扉の使用者は、チェンバレン社の製品を購入した時点で既に、製品に含まれるプログラムにアクセスする許諾を得ていると考えられるため、条件を満たさない。

(5) については、使用者がアクセス回避行為をすることが著作権法第 1201 条(a) (1) 違反を構成しない限りは、スカイリンク社に第 1201 条(a) (2) に基づく責任を負わせることは合理的でないと判断。

以上から、以下の結論（概略）を導き出している。

「DMCA は、権利者保有者に新たな権利を創出しているわけではない。また、著作権法が付与してきた権利を剥奪するものでもない。回避行為に係る規定（第 1201 条(a) (1)）、装置の取引に係る規定（第 1201 条(a) (2)）とも、賠償責任の新たな事由を創出したに過ぎない。よって原告は、問題となっている回避装置が、権利侵害を可能としているか、あるいは著作権法上禁止されている行為を可能としていることを合理的に証明しなければならない。本件においては、開閉プログラムの無許諾の使用とスカイリンク社のリモコン販売の関係について、チェンバレン社がきちんと証明できなかったとした地方裁の判断は正しかったと言える。」

おわりに

このように，文化審議会著作権分科会においては，3つの小委員会における検討の結果，著作権法制やその運用の在り方，著作権等管理事業法制の在り方，更には国際ルール作りへの参画の在り方等について，今後の施策を実施していく上での方向性や基本的な考え方をまとめた。

一方，私的録音録画補償金の見直しをはじめとして，検討を継続すべきと整理された課題については，本報告書の内容に従い，平成18年以降も引き続き検討を進めることが必要である。

今後も，文化審議会著作権分科会においては，社会の変化や情報技術の発達・普及等に対応して，著作権に関する諸課題について必要な検討を進めていくこととする。

参 考 資 料

- 1 文化審議會著作權分科会委員名簿
- 2 小委員会委員名簿
- 3 文化審議會著作權分科会審議經過
- 4 小委員会審議經過

1 文化審議会著作権分科会委員名簿（平成18年1月現在）

	石井紫郎	東京大学名誉教授
	入江 観	社団法人日本美術家連盟理事
	大林文史	社団法人日本芸能実演家団体協議会専務理事
	岡田富美子	作詞家，社団法人日本音楽著作権協会理事
	加藤さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	加藤幹之	社団法人日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産部会長
	角川歴彦	社団法人日本映像ソフト協会会長
	金井重彦	日本弁護士連合会知的所有権委員会委員，弁護士
	金原 優	社団法人日本書籍出版協会副理事長
	神山直樹	社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員
	後藤幸一	協同組合日本映画監督協会専務理事
	迫本淳一	社団法人日本映画製作者連盟参与
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館長
	佐藤 修	社団法人日本レコード協会会長
	里中満智子	漫画家
	佐野真理子	主婦連合会事務局長
	瀬尾太一	有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事
	大楽光江	北陸大学教授
	辻本憲三	社団法人コンピュータ・ソフトウェア著作権協会理事長
	常世田 良	社団法人日本図書館協会常務理事
	土肥一史	一橋大学教授
	永井多恵子	日本放送協会副会長
副分科会長	中山信弘	東京大学教授
分科会長	野村豊弘	学校法人学習院常務理事，学習院大学教授
	松田政行	弁護士，弁理士，青山学院大学教授
	三田誠広	社団法人日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長
	村上政博	一橋大学教授
	森 忠久	社団法人日本民間放送連盟常務理事
	紋谷暢男	成蹊大学教授

（計29名）

2 小委員会委員名簿（平成18年1月現在）

（1）法制問題小委員会

	石井紫郎	東京大学名誉教授
	市川正巳	東京地方裁判所判事
	大淵哲也	東京大学教授
	加藤さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	小泉直樹	慶應義塾大学教授
	里中満智子	漫画家
	潮見佳男	京都大学教授
	末吉 互	弁護士
	茶園成樹	大阪大学教授
主査代理	土肥一史	一橋大学教授
	苗村憲司	情報セキュリティ大学院大学教授
	中村伊知哉	スタンフォード日本センター研究所長
主 査	中山信弘	東京大学教授
	浜野保樹	東京大学教授
	前田哲男	弁護士
	松田政行	弁護士，弁理士，青山学院大学教授
	村上政博	一橋大学教授
	森田宏樹	東京大学教授
	山地克郎	財団法人ソフトウェア情報センター専務理事
	山本隆司	弁護士

（計20名）

（ワーキングチーム名簿）

①デジタル対応ワーキングチーム

	児玉昭義	社団法人日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
	島並 良	神戸大学助教授
座長代理	末吉 互	弁護士
座 長	茶園成樹	大阪大学教授
	光主清範	株式会社東芝 知的財産部デジタル著作権担当部長
	山地克郎	財団法人ソフトウェア情報センター専務理事

②契約・利用ワーキングチーム

	金子敏哉	東京大学博士課程
	小島 立	九州大学助教授
	菅原瑞夫	社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	外川英明	中央大学教授
座 長	土肥一史	一橋大学教授

座長代理 前田哲男 弁護士
森田宏樹 東京大学教授

③司法救済ワーキングチーム

座長 上野達弘 立教大学助教授
大淵哲也 東京大学教授
前田陽一 上智大学教授
座長代理 山本隆司 弁護士
横山久芳 学習院大学助教授

(2) 契約・流通小委員会

	荒川祐二	株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス代表取締役
	池田朋之	社団法人日本民間放送連盟知的所有権対策委員会 IPR 専門部会 コンテンツ制度部会主査, 株式会社テレビ東京契約統括部長
	石井亮平	日本放送協会マルチメディア局著作権センター担当部長
	上原伸一	朝日放送株式会社東京支社総務部専任部長
	金原 優	社団法人日本書籍出版協会副理事長
	児玉昭義	社団法人日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
	駒井 勝	社団法人音楽出版社協会専務理事
	佐々木隆一	株式会社ミュージック・ドット・ジェイピー取締役相談役
	椎名和夫	社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター 運営委員
	菅原瑞夫	社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	瀬尾太一	有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事
	関口和一	株式会社日本経済新聞社編集委員兼論説委員
	寺島アキ子	協同組合日本脚本家連盟常務理事
主 査	土肥一史	一橋大学教授
	生野秀年	社団法人日本レコード協会専務理事
	松田政行	弁護士, 弁理士, 青山学院大学教授
	三田誠広	社団法人日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長
	村上政博	一橋大学教授
主査代理	森田宏樹	東京大学教授
	山本隆司	弁護士

(計20名)

(3) 国際小委員会

	石井亮平	日本放送協会マルチメディア局著作権センター担当部長
	井上由里子	神戸大学教授
	上野達弘	立教大学助教授
	上原伸一	朝日放送株式会社東京支社総務部専任部長
	奥邨弘司	神奈川大学助教授
	久保田裕	社団法人コンピュータ・ソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	児玉昭義	社団法人日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
	菅原瑞夫	社団法人日本音楽著作権協会常任理事
主査代理	大楽光江	北陸大学教授
	高杉健二	社団法人日本レコード協会事務局長・法務部部长
	竹内 淳	社団法人日本民間放送連盟デジタル推進部主幹
主 査	道垣内正人	早稲田大学教授, 弁護士
	橋本太郎	ソフトバンク・ブロードバンドメディア株式会社代表取締役
	平嶋竜太	筑波大学助教授
	前田哲男	弁護士
	増山 周	社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター 法制対策室室長
	松田政行	弁護士, 弁理士, 青山学院大学教授
	森田宏樹	東京大学教授
	山地克郎	財団法人ソフトウェア情報センター専務理事
	山本隆司	弁護士

(計20名)

3 文化審議会著作権分科会審議経過

第15回 平成17年2月28日

- ・文化審議会著作権分科会長の選出について
- ・文化審議会著作権分科会運営規則等の制定について
- ・小委員会の設置等について

第16回 平成17年9月8日

- ・各小委員会における検討状況について

第17回 平成18年1月12日

- ・平成17年度使用教科書等掲載補償金について
- ・平成17年度教科用拡大図書複製補償金について
- ・各小委員会における検討結果について

4 小委員会審議経過

(1) 法制問題小委員会

- 第1回 平成17年2月28日
・ワーキングチームの設置等
・今期の検討事項の決定
- 第2回 平成17年3月30日
・権利制限の見直し〔1〕（要望者等ヒアリング・質疑応答）
・各ワーキングチームからの報告
（ワーキングチーム員及び第6回までに検討すべき事項）
- 第3回 平成17年4月28日
・権利制限の見直し〔2〕（要望者等ヒアリング・質疑応答）
・私的録音録画補償金の見直し〔1〕（要望者等ヒアリング・質疑応答）
- 第4回 平成17年5月27日
・権利制限の見直し〔3〕
・各ワーキングチームからの中間報告
- 第5回 平成17年6月30日
・私的録音録画補償金の見直し〔2〕
- 第6回 平成17年7月28日
・私的録音録画補償金の見直し〔3〕
・各ワーキングチームからの検討結果報告
- 第7回 平成17年8月25日
・「審議の経過（案）」の検討
- 第8回 平成17年9月30日
・各論点について再整理
- 第9回 平成17年11月11日
・報告書（案）の検討〔1〕
・意見募集の結果報告
- 第10回 平成17年12月1日
・報告書（案）の検討〔2〕，取りまとめ

(2) 契約・流通小委員会

(第4期)

- 第1回 平成16年9月8日
 - ・ 契約・流通小委員会主査の選任等について
 - ・ 契約・流通小委員会の検討課題等について
- 第2回 平成16年10月14日
 - ・ 著作権等管理事業法の見直し等について
- 第3回 平成16年11月11日
 - ・ 著作権等管理事業法の見直し等について
- 第4回 平成16年12月13日
 - ・ 著作権等管理事業法の見直し等について
 - ・ 「契約・流通小委員会」検討状況報告(案)について

- 第1回 平成17年3月29日
 - ・ 主査の選任
 - ・ 今期の検討課題等について
 - ・ 著作権等管理事業法の見直し等について
- 第2回 平成17年4月26日
 - ・ 著作権等管理事業法の見直し等について
 - 【小委員会報告書の取りまとめ】
- 第3回 平成17年6月23日
 - ・ 裁定制度について
- 第4回 平成17年7月25日
 - ・ 裁定制度について
- 第5回 平成17年9月13日
 - ・ 著作権契約のあり方等について
- 第6回 平成17年10月26日
 - ・ 著作権契約のあり方等について
 - ・ 裁定制度に関する検討報告について

- 第7回 平成17年11月22日
- ・権利者情報の整備・提供等について（報告）
 - ・「著作権契約のあり方等に関する検討報告」（案）について
 - ・「著作権等管理事業法の見直しに関する報告書」（案）について

（3）国際小委員会

（第4期）

第1回 平成16年9月2日

- ・国際小委員会の検討課題等について
- ・放送条約への対応の在り方について
- ・アジア諸国との著作権に関する連携の在り方について

第2回 平成16年12月17日

- ・放送条約の論点の議論（支分権，技術的保護手段の在り方）

第3回 平成17年1月19日

- ・放送条約の論点の議論（放送の保護，ウェブキャストの保護の在り方）

第1回 平成17年4月4日

- ・フォークロアの保護の在り方について（保護の趣旨，対象，手法の在り方）

第2回 平成17年5月31日

- ・デジタル化への対応の在り方①（ファイル交換への対応の在り方等）

第3回 平成17年7月8日

- ・デジタル化への対応の在り方②（DRMへの対応の在り方等）

第4回 平成17年8月4日

- ・国際小委員会「中間報告」とりまとめ

第5回 平成17年12月5日

- ・国際小委員会「報告書（案）」の検討，とりまとめ



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

これらのマークは、本書中に掲載しているすべての著作物のうち、文化審議会著作権分科会又は文化庁に著作権の帰属するものを対象とするものです。ご利用の際は必ず下記サイトを確認ください。

(www.bunka.go.jp/jiyuriyo)